

官報
号外 平成八年三月二十九日

平成八年三月二十九日

井上裕君登壇、拍手

○井上裕君　ただいま議題となりました平成八年度暫定予算三案の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の暫定予算は、平成八年四月一日から五月二十日までの期間について編成されたものであります。

一 般会計暫定予算書、歳出二二〇、人手

一 費用合算書方式による算定は、歳出においては、人件費、事務費等の経常的経費のほか、既存の法令等により支払い期日が到来する経費などについて、行政運営上必要な最小限の経費等を計上しております。他方、歳入においては、暫定予算期間中の税収及びその他収入並びに財政法第四条の規定に基づく公債の発行収入見込み額を計上しております。

以上によつて編成された一般会計暫定予算は、歳入総額三兆七千六百十億円、歳出総額十一兆六千二百五十五億円となり、七兆八千六百五億円の歳

出超過となつておりますが、国庫の資金繰りにつきましては、必要に応じ大蔵省証券を発行することができる」といたしております。

なお、特別会計及び政府関係機関の暫定予算についても一般会計に準じて編成されております。

書定于第三章は、三月二十六日、国会に提出され、三月二十七日、衆議院からの送付を待って、昨日、久保大蔵大臣から趣旨説明を聴取した後、

質疑を行いました。

の期間を五十日間とした根拠は何か。また、本格的な景気回復のために暫定予算ではどのような工

夫がなされているのか。新規事業は盛り込まれて
いるのか」との質疑があり、これに対し橋本内閣
総理大臣並びに関係各大臣より、「本予算の平

度内成立を期待してきたが、国会審議の状況からそれが困難となり、十分な審議時間を確保すると

○議長(新藤十朗君) 過半数と認めます。
よって、三案は可決されました。

決いたします。
三案に賛成の諸君の起立を求めます。

決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

質疑は、このほか、日米関係とクリントン・米大統領訪日への対応、沖縄米軍基地問題の解決策、中台関係改善への取り組み方、薬害エイズ問題への対応策、坂本弁護士事件と報道機関のあり方、ノンバンクの不良債権問題、金融機関と大蔵省との癒着問題など多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

第一 平成八年度一般会計暫定予算	第一六 高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保 安の確保及び取引の適正化に関する法律の一 部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第二 平成八年度特別会計暫定予算	第一七 石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改 正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第三 平成八年度政府関係機関暫定予算	第一八 科学技術振興事業団法案(内閣提出、 衆議院送付)
第四 皇室経済法施行法の一部を改正する法律	第一九 裁判所職員昇給法の一部を改正する法律 (内閣提出、衆議院送付)
第五 周給法等の一部を改正する法律案(内閣 提出、衆議院送付)	第二〇 地方税法等の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)
第六 国立学校設置法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)	第二一 地方交付税法等の一部を改正する法律 案(内閣提出、衆議院送付)
第七 交通安全施設等整備事業に關する緊急措 置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆 議院送付)	第二二 平成八年分所得税の特別減税のための 臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)
第八 踏切道改良促進法の一部を改正する法律 案(内閣提出、衆議院送付)	○本日の会議に付した案件 議事日程のとおり
第九 裁判所職員昇給法の一部を改正する法律 案(内閣提出、衆議院送付)	○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。 日程第一 平成八年度一般会計暫定予算 日程第二 平成八年度特別会計暫定予算 日程第三 平成八年度政府関係機関暫定予算 以上三案を一括して議題といたします。 まず、委員長の報告書を求めます。予算委員長井 上裕君。
第一三 租税特別措置法の一部を改正する法律 案(内閣提出、衆議院送付)	[審査報告書は本号(その二)に掲載]
第一一 平成八年分所得税の特別減税のための 法律案(内閣提出、衆議院送付)	
第一 平成八年三月二十九日 參議院会議録第九号(その一) 平成八年度一般会計暫定予算外二件	

以上によつて編成された一般会計暫定予算是、歳入総額三兆七千六百億円、歳出総額十一兆六千二百五十五億円となり、七兆八千六百五十五億円の歳出超過となつておりますが、国庫の資金繰りにつきましては、必要に応じ大蔵省証券を発行することができることいたしております。

なお、特別会計及び政府関係機関の暫定予算についても一般会計に準じて編成されております。

暫定予算三案は、三月二十六日、国会に提出され、三月二十七日、衆議院からの送付を待つて、昨日、久保大蔵大臣から趣旨説明を聴取した後、質疑を行いました。

質疑のうち、暫定予算にかかわるものとして、「内外の課題が山積している折、今回の暫定予算の期間を五十日間とした根拠は何か。また、本格的な景気回復のために暫定予算ではどのような工夫がなされているのか。新規事業は盛り込まれているのか」との質疑があり、これに対し橋本内閣総理大臣並びに関係各大臣等より、「本予算の年度内成立を期待してきたが、国会審議の状況からそれが困難となり、十分な審議時間を確保するという観点から、また、暫定補正予算を必要とする

質疑は、このほか、日米関係とクリントン米大統領訪日への対応、沖縄米軍基地問題の解決策、中台関係改善への取り組み方、薬害エイズ問題への対応策、坂本弁護士事件と報道機関のあり方、ノンバンクの不良債権問題、金融機関と大蔵省との癒着問題など多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して緒方委員が反対の旨意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成八年度暫定予算第三案は賛成多数をもっていはずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより三案を一括して採決いたします。

二案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よつて、二案は可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第四 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

日程第五 恩給法等の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長官崎秀樹君。

[審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載]

○宮崎秀樹君登壇、拍手
ただいま議題となりました二法律案につきまして御報告申し上げます。

まず、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案は、最近の経済情勢の推移にかんがみ、内廷費用算出の基礎となる定額二千七百十円を三千五万円に改めようとするものであります。委員会におきましては、定額の改定理由、定額の改定基準の見直し等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して笠井委員より反対の旨の意見が述べられました。次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて可決すべきものと決定いたしました。次に、恩給法等の一部を改正する法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額を本年四月分から〇・七五%引き上げるとともに、遺族加算額についても本年四月分から引き上げることにより、恩給受給者に対する処遇の改善を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、恩給の性格と今後の改善方策、旧日赤救護看護婦等の慰労給付金の改善等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、八項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

まず、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

次に、恩給法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第六 國立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長小野清子君。

[審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載]

○議長(斎藤十朗君) 日程第七 整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長永田良雄君。

[審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載]

○議長(斎藤十朗君) 日程第八 踏切道改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長寺崎昭久君。

[審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載]

○寺崎昭久君 登壇、拍手

○永田良雄君 登壇、拍手

全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改

正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における交通事故の発生等の状況にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化を図るため、現行の五箇年計画に引き続き、平成八年度以降五箇年間において実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成しようとするものであります。

委員会におきましては、大学教員の流動化と女性教員の採用、医療技術系短期大学の四年制への移行、大学の一般教育の充実等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

改めようとするものであります。

委員会におきましては、大学教員の流動化と女性教員の採用、医療技術系短期大学の四年制への移行、大学の一般教育の充実等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

改めようとするものであります。

委員会におきましては、次期五箇年計画の整備目標、歩行者の安全対策等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

本法律案につきましては、次期五箇年計画の整備目標、歩行者の安全対策等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

官 報 (号 外)

平成八年三月二十九日 参議院会議録第九号(その一)

第三種郵便物認可日
明治十五年三月三十一日

官報 号外 平成八年三月二十九日

○ 第百三十六回 参議院会議録第九号(その二)

(号外)

審査報告書

(その一) 参照

平成八年度一般会計暫定予算

平成八年度特別会計暫定予算

平成八年度政府関係機関暫定予算

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

平成八年三月二十八日

予算委員長 井上 裕

要領書

一、委員会の決定の理由

平成八年度一般会計暫定予算、平成八年度特別会計暫定予算及び平成八年度政府関係機関暫定予算並びに暫定財政投融資計画は、平成八年度本予算が年度内に成立することが困難となつたことに伴い、平成八年四月一日から同年五月二十日までの期間に係る応急的な措置として編成されたものである。

一般会計暫定予算は、歳出において、人件費、事務費等の経常的経費のほか、既存の法令等により支払期日が到来する経費などについて、暫定予算期間中における行政運営上必要最小限の経費を計上することとし、教育及び社会政策上等の配慮から特に措置することが適当と認められるものを除き、新規の施策に係る経費は原則として計上しないこととしている。また、公共事業関係費については、八年度予算額に対し、一般公共事業等ではおおむね十分の三を、災害復旧等事業ではおおむね五分の二をそれぞれ目途として計上することとしている。

歳入においては、税収及びその他収入についての暫定予算期間中の収入見込額を計上するばかり、公債金について、暫定予算期間中ににおいて行する公債二兆六千三百億円の公債金収入を計上することとしている。

「財政法」第四条第一項ただし書の規定により発行する公債二兆六千三百億円の公債金収入を計上することとしている。

この結果、平成八年度一般会計暫定予算の総額は、歳入三兆七千六百九億七千六百六十万六千円、歳出十一兆六千一百四十五千七百五十四万八千円であって、差引き七兆八千六百四億八千八十七万二千円の歳出超過となるが、国庫の資金繰りについては、必要に応じ大蔵省証券を発行することができる」としてい

る。

特別会計暫定予算及び政府関係機関暫定予算については、一般会計の例に準じて編成されており、また、財政投融資についても、一般会計の例に準じ、所要資金を暫定財政投融資計画に計上している。

右の措置は、本予算成立までのやむを得ない措置であり、おおむね妥当なものと認める。

いる。また、財政投融資についても、一般会計の例に準じ、所要資金を暫定財政投融資計画に計上している。

右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成八年三月二十七日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 斎藤 十朗殿

平成八年三月二十七日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 斎藤 十朗殿

右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成八年三月二十七日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 斎藤 十朗殿

平成八年三月二十七日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 斎藤 十朗殿

右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成八年三月二十七日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 斎藤 十朗殿

平成八年三月二十七日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 斎藤 十朗殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の経済情勢の推移にかんがみ、内廷費の定額及び皇族賃算出の基礎となる定額を改定しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

要領書

内閣委員長 宮崎 秀樹
参議院議長 斎藤 十朗殿

平成八年三月二十七日

一、費用

本法律施行に要する経費は、平成八年度において六千八百十七万円である。

要領書

内閣委員長 宮崎 秀樹
参議院議長 斎藤 十朗殿

平成八年三月二十七日

要領書

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

要領書

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

要領書

よって国会法第八十三条により送付する。

要領書

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。</p

官報 (号外)

附則別表第一(附則第十三条関係)

階級	仮定俸給年額
大將	七、五四四、七〇〇円
中將	六、七二四、〇〇〇円
少將	五、三四一、七〇〇円
大佐	四、六一八、四〇〇円
中佐	四、四一九、二〇〇円
少佐	三、四五三、五〇〇円
大尉	二、九二四、五〇〇円
中尉	二、三三一、六〇〇円
少尉	一、九八八、六〇〇円
准士官	一、八三三、三〇〇円
曹長又は上等兵曹	一、五一一、〇〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一、四一四、九〇〇円
伍長又は二等兵曹	一、三七八、八〇〇円
兵	一、二六三、六〇〇円
備考 各階級は、これた相当するものを含むものとする。	一、八三三、三〇〇円

附則別表第四中「一、七八五、〇〇〇円」を「一、七九八、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「一、六二四、〇〇〇円」を「一、六三六、〇〇〇円」に、「一、三〇三、〇〇〇円」を「一、三一三、〇〇〇円」に、「一、〇四八、〇〇〇円」を「一、〇五六、〇〇〇円」に、「九一六、〇〇〇円」を「九三三、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。

附則別表第六(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金額
七、五四四、七〇〇円	七、三六一、八〇〇円
六、七二四、〇〇〇円	六、六〇一、六〇〇円
五、三四一、七〇〇円	五、二一六、六〇〇円
四、六一八、四〇〇円	四、四五九、四〇〇円
一、一六三、六〇〇円	一、四一四、九〇〇円
一、八三三、三〇〇円	一、〇九七、六〇〇円
一、五一一、〇〇〇円	一、七〇八、一〇〇円
一、四一四、九〇〇円	一、六〇一、七〇〇円
一、三七八、八〇〇円	一、五五一、五〇〇円
一、二六三、六〇〇円	一、三二一、六〇〇円

附則別表第六の二(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金額
七、五四四、七〇〇円	八、一一〇、五〇〇円
六、七二四、〇〇〇円	七、三三一、九〇〇円
五、三四一、七〇〇円	六、二二一、二〇〇円
四、六一八、四〇〇円	五、三四一、七〇〇円
四、四一九、一〇〇円	五、〇一八、五〇〇円
三、四五三、五〇〇円	四、〇〇五、七〇〇円
二、九二四、五〇〇円	三、三三一、九　〇円
二、三三一、六〇〇円	二、六五四、九〇〇円
一、九八八、六〇〇円	一、三二一、六〇〇円

官報(号外)

該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第三項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第七(七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあっては、改正後の法律第百五十五号附則別表第八)の下欄に掲げる金額を退職又は死亡時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額(五十円未満の端数がある

ときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる)に改定する。
(職権改定)
第十一条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。
(多額所得による恩給停止についての経過措置)
第十二条 平成八年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第十一条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもつて恩給年額とする。

恩給年額の計算の基礎となつてい る俸給年額	仮定俸給年額
一、一〇四、九〇〇円	一、一一三、二〇〇円
一、一五三、九〇〇円	一、一六二、六〇〇円
一、一〇四、三〇〇円	一、一二三、三〇〇円
一、一五四、二〇〇円	一、一六三、六〇〇円
一、三〇五、〇〇〇円	一、三一四、八〇〇円
一、三三六、七〇〇円	一、三四六、七〇〇円
一、三六八、五〇〇円	一、三七八、八〇〇円
一、四〇四、四〇〇円	一、四一四、九〇〇円
一、四五五、五〇〇円	一、四六六、四〇〇円
一、四九九、八〇〇円	一、五一、〇〇〇円
一、五四〇、九〇〇円	一、五五、五〇〇円
一、五九〇、八〇〇円	一、六〇一、七〇〇円
一、六四〇、九〇〇円	一、六五三、二〇〇円
一、六九五、五〇〇円	一、七〇八、一〇〇円

一、七五〇、八〇〇円	一、七六三、九〇〇円
一、八一九、七〇〇円	一、八三三、三〇〇円
一、八六三、一〇〇円	一、八七八、二〇〇円
一、九一九、二〇〇円	一、九三三、六〇〇円
一、九七三、八〇〇円	一、九八八、六〇〇円
一、〇八二、〇〇〇円	一、〇九七、六〇〇円
二、一一一、一〇〇円	二、一一六、九〇〇円
二、一九四、五〇〇円	二、二一、〇〇〇円
二、三〇五、三〇〇円	二、三三一、六〇〇円
二、四二七、八〇〇円	二、四四六、〇〇〇円
二、四九〇、五〇〇円	二、五〇九、一〇〇円
二、五五〇、一〇〇円	二、五六九、二〇〇円
二、六三五、一〇〇円	二、六五四、九〇〇円
二、六八五、四〇〇円	二、七〇五、五〇〇円
二、八三〇、七〇〇円	二、八五一、九〇〇円
二、九〇二、七〇〇円	二、九一四、五〇〇円
二、九七八、〇〇〇円	二、〇〇〇、三〇〇円
三、一二一、九〇〇円	三、一四六、三〇〇円
三、二六九、〇〇〇円	三、一九三、五〇〇円
三、三〇七、一〇〇円	三、三三一、九〇〇円
三、四二七、八〇〇円	三、四五三、五〇〇円
三、五九九、二〇〇円	三、六二六、二〇〇円
三、七六八、八〇〇円	三、七九七、一〇〇円
三、八七三、六〇〇円	三、九〇一、七〇〇円
三、九七五、九〇〇円	四、〇〇五、七〇〇円
四、一八三、三〇〇円	四、一二四、七〇〇円
四、三八六、三〇〇円	四、四一九、二〇〇円
四、四二六、一〇〇円	四、四五九、四〇〇円

	四、五八四、〇〇〇円	四、六一八、四〇〇円
	四、七八三、一〇〇円	四、八一九、〇〇〇円
	四、九八一、一〇〇円	五、〇一八、五〇〇円
	五、一七七、八〇〇円	五、二二六、六〇〇円
	五、三〇一、九〇〇円	五、三四一、七〇〇円
	五、四三四、二〇〇円	五、四七五、〇〇〇円
	五、六八九、一〇〇円	五、七三一、八〇〇円
	五、九四六、八〇〇円	五、九九一、四〇〇円
	六、〇七六、六〇〇円	六、一二三、二〇〇円
	六、一九九、八〇〇円	六、二四六、三〇〇円
	六、四四四、四〇〇円	六、四九二、七〇〇円
	六、五五三、四〇〇円	六、六〇一、六〇〇円
	六、六七三、九〇〇円	六、七一四、〇〇〇円
	六、八八七、一〇〇円	六、九三八、八〇〇円
	七、一〇一、六〇〇円	七、一五五、九〇〇円
	七、一四一、七〇〇円	七、一九六、三〇〇円
	七、一八〇、七〇〇円	七、一三四、六〇〇円
	七、二一八、八〇〇円	七、二七一、九〇〇円
	七、三〇八、〇〇〇円	七、三六一、八〇〇円
	七、四八八、五〇〇円	七、五四四、七〇〇円
	七、六六八、八〇〇円	七、七六、三〇〇円
	七、七五八、〇〇〇円	七、八一六、一〇〇円
	七、八四九、四〇〇円	七、九〇八、三〇〇円

卷之四

国立学校設置法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

立成八年三月二八日
文教委員長 小野 清子

要領書

一、委員会の決定の理由

第三条第一項の表岐阜大学の項中「教育学部」を「地域科学部」に改め、同表佐賀大学の項中「教育学部」を「文化教育学部」に改める。

第三条の四第二項の表群馬大学医療技術短期大
学部の項を削る。

附則第三項中「一万九千九百三十三人」を「一万
四人」に改める。

この法律中附則第三項の改正規定は平成八年四月一日から、第三条第一項の表の改正規定及び次項の規定は同年十月一日から、第三条の四第二項の表の改正規定及び附則第三項の規定は平成十二年四月一日から施行する。
（佐賀大学の教育学部の存続に関する経過措

本法律案は、岐阜大学の教養部を改組して地域科学部を、佐賀大学の教育学部及び教養部を改組して文化教育学部をそれぞれ設置することとともに、群馬大学医療技術短期大学部を廃止して、同大学の医学部に統合するほか、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る職員の定員を改めようとするものであり、妥当な措置と認めた。

本法律施行に要する経費として、平成八年年度
国立学校特別会計予算に十億三千九百十八万二
千円が計上されている。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

衆議院議長　土井たか子

參議院議長
森藤十郎殿

国立学校設置法の一部を改正する法律案

審查報告書

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法
の一部を改正する法律案

七、八四九、四〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇〇七五を乗じて得た額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる）を、仮定俸給年額とする。

国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

平成八年三月二十八日

地方行政委員長 菅野 寿
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢等にかかるがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るために、平成八年度分の個人住民税に係る定率による特別減税の実施、長期譲渡所得に係る個人住民税の税率の見直し、宅地及び宅地比準土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の実施並びに平成八年度分の固定資産税及び都市計画税の負担調整率の変更を行つとともに、個人住民税等所在市町村交付金に係る交付金算定標準額の特例措置の整理合理化を行うほか、個人住民税に係る特別減税による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講ずること等所要の改正を行おうとするものであつて、妥当な措置と認められる。

一、費用
平成八年度の税制改正による地方税の減収見込額(平年度)は、六千五百一十七億円である。

附帯決議

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続く厳しい地方財政の状況等にかかるがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

一、今回の平成八年度分の固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の変更について、納税者に十分周知徹底を図ること。
二、地方税は地方団体の重要な自主財源であること

とにかくがみ、地方団体が地方分権の推進等に伴つて増大する行政需要に的確に対処し、地域の実情に即した自主的・主体的な行政運営が行えるよう、課税自主権を尊重しつつ、地方税源の充実強化に引き続き特段の努力を行うこと。

三、固定資産税は、土地保有税の根幹であり、自主財源としての市町村税の基幹税目であることとを踏まえて制度の整備充実を図ることを基本とすること。また、平成九年度の土地の評価替えに当たっては、引き続き評価の均衡化・適正化を推進するとともに、最近における地価の変動をより的確に評価額に反映させるよう努めるここと。あわせて、路線価等の積極的な公開に努めること。

四、税制の簡素化・税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置については引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。
右決議する。

地方税法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決したた。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成八年三月二十六日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 斎藤 十朗殿

37

水資源開発公團が所有する水道又は工業用

の用に供する施設のうちダム以外のもの

の用に供する土地(第二百四十八条第二項第二号に掲げる土地を除く。)で政令で定めるも

のに対して課する固定資産税の課税標準は、

第三百四十九条の規定にかかわらず、当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一の額とする。

び第六十三条の二第五項」を「及び第五十八条」に改める。

第七十二条の十七第三項第一号イ中「八十万円」を「八十六万円」に改め、同号ロ中「四十七万円」を「五十万円」に改める。

第七十三条の四第一項第八号中「連合会」の下に「事業協同小組合、火災共済協同組合、協同組合連合会」を、「協業組合」の下に「商工組合連合会並びに」を加え、「並びに商工組合連合会であつて同法第三十二条第五号及び第六号に規定する事業のみを行うもの」を削り、同項第十二号の三を削り、同項第十九号の二中「第十四号又は第五号」を「又は第四号」に、「第一号又は第五号」を「又は第一号」に改め、同項第十三号中「中央職業能力開発協会又は」及び「第十四号又は第五号」を「又は第一号」に改め、同項第二十一条第一項又は「を削る。

第三百十条第一項の表中「一千五百円」を「三千円」に、「一千円」を「二千五百円」に、「一千五百円」を「一千円」に改め、同項第一項中「二千一百円、一千六百円及び一千円」を「三千八百円、三千二百円及び二千六百円」に改める。

第三百四十八条第二項第六号の二中「高圧ガス取締法第五条第一項若しくは第六条を削り、「第三条若しくは」を「第三条又は」に改め、「又は液化石油ガスの保安の確保及び取りの適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第三条第一項」を削り、同項第十一号の三中「連合会」の下に「事業協同小組合、火災共済協同組合、協同組合連合会」を、「協業組合」の下に「商工組合連合会並びに」を加え、並びに商工組合連合会であつて同法第三十二条第五号及び第六号に規定する事業のみを行つもの」を削り、同項第十三号中「直接その事業の用に供する固定資産」を「日本私学振興財团法(昭和四十五年法律第六十九号)第二十

条第一項又は第二項に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの」に改め、同項第十七号中「直接その業務の用に供する固定資産」を「国立教育会館法(昭和三十九年法律第八十九号)第二十条第一項に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの」に改め。

第三百四十九条の三第一項中「新たに建設された電気所又は送電施設の用に供する償却資産のうち電気の供給、物品の製造、旅客若しくは貨物の輸送又は鉱物の掘採を業とする者がその用に供するもの」を「電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二一条第一項第二号に規定する一般電気事業者若しくは同項第四号に規定する鉄道事業者又は鉄道事業法第七条第一項に規定する卸電気事業者又は鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者若しくは軌道法第四条に規定する軌道経営者若しくは日本鉄道建設公團若しくは本州四国連絡橋公團(以下本項において「電気事業者等」という。)により新たに建設された変電所又は送電施設の用に供する償却資産で当該電気事業者等がその事業の用に供するものうち「物品の製造又は鉱物の掘採を業とする者がその」を「変電所の」に、「一分の一」を「五分の一」に改め、同項第五項中「一分の一」を「五分の三」に改め、同項第十一項中「含む。」の下に「第三十七項において同じ。」を加え、同項に次の二項を加える。

第五百八十六条第一項第一号の十七の次に次の二号を加える。

の十八 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第二百一十八号)第三条第一項の規定により水源地域として指定された地域において、製造の事業の用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る工場用の建物の敷地の用に供する土地(これを一本地的に使用される土地で

「律」の下に「(昭和四十二年法律第百四十九号)」を加え、同項中第五号の七及び第十五号を削り、第十四号の一を第十五号として、同項第二十号中「第八条第一項第二号」に規定する高度利用地区又は同項第四号を「第八条第一項第四号」に、「これらの区域を「当該特定街区」として、「同条第一項第一号ホ又はヘ」を「同条第二項第一号ヘ」に改め、同項第十号の四を次のように改める。

第七百二条の四十一第一項の表中

政の規一 令事定項 で業に若 定そよし	令處理 で定そめ	
四分の三	四分の三	二分の一
二分の一		
四分の三	四分の三	を

に改め、同条第四項中「の新築で」を「(都市再開発法

四　事業活動に伴つて生ずる煙、汚水、廃棄物等の公害の防止又は資源の有効ない利用のための施設で政令で定めるもの

地区において、承認地域輸入促進計画に従つて同法第二条第一項に規定する輸入貨物流通促進事業(以下「本号において「輸入貨物流通促進事業」という。)のうち政令で定める事業の用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る工場用の建物の敷地の用に供する土地(これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。)及び承認地域輸入促進計画に従つて輸入貨物流通促進事業に係る施設のうち政令で定めるものの用に供する家屋又は構築物のうち政令で定めるものを新築し、又は増築した者で政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土

下に「(昭和二十七年法律第百八十号)」を加え
第七百一一条の三十四第三項第一号中「施設」の
下に「で政令で定めるもの」を加え、同項第十一
号の二を削り、同項第十七号中「(昭和三十九年
法律第百七十号)」を削り、同項第二十七号中
「路外駐車場」の下に「で政令で定めるもの」を加
え、同条第四項中「次に掲げる施設」を「古貨
店、旅館その他の消防法第十七条第一項に規定
する防火対象物で多數の者が出入するもの」とし
て政令で定めるものに設置される同項に規定す
る消防用設備等で政令で定めるもの(以下本項
において「消防用設備等」という。)及び当該防火

附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第百十号)第二条第一号に規定する防災建築物で事業所等の用に供するものをいう。)の新築で同法第三条の規定に基づき指定されたに改め、同条第五項中「次に掲げる」を「都市再開発法第七条第一項に規定する市街地再開発促進区域の区域内における当該市街地再開発促進区域に関する都市計画に適合する」に改め、同項各号を削る。

第七百一十条第一項中「又は第三十六項」を「、第三十六項又は第三十七項」に改める。

附則第三条の四の見出し、同条第一項及び

三項、附則第三条の五の見出し及び同条第一項並びに附則第三条の六(見出しを含む。)中「平成七年度分」を「平成八年度分」に改める。
附則第六条第一項及び第四项中「平成八年度」を「平成十三年度」に改める。

対象物に設置される建築基準法第三十五条に規定する避難施設その他の政令で定める防災に関する施設又は設備(消防用設備等を除く。)のうち改令で定まる部分(以下本項において「防災用設備等」という。)に、「当該施設」を「当該消防用設備等又は当該防災用設備等」に改め、同項目各号を削り、同条第七項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

設けられる特定都市計画駐車場の用に供する部分又は地下に設けられる特定届出駐車場の用に供する部分にあつては、それぞれ当該部分の価格の三分の一、地上に設けられる特定届出駐車場の用に供する部分にあつては当該部分の価格の四分の一に相当する」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該家の取得が特定都市計画駐車場の用に供する家屋の取得である場合 当該家の屋のうち当該特定都市計画駐車場の用に供する部分の価格の二分の一(当該部分のうち地上に設けられる部分にあつては、三分の一)に相当する額

一 当該家の取得が特定届出駐車場の用に供する家屋の取得である場合 当該家のうち当該特定届出駐車場の用に供する部分の価格の四分の一(当該部分のうち地上に設けられる部分にあつては、五分の一)に相当する額

附則第十一条第九項、第十一項から第十三項まで及び第十五項中「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同条第十六項を削る。

附則第十一条の四第九項中「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の五第一項中「平成六年一月一日から平成八年十一月三十一日まで」を「平成八年一月一日から同年十一月三十一日まで」に、「三分の一(当該取得が平成六年一月一日から同年十一月三十一日までの間に行われた場合にあつては、「一分の二」)」を「「分の二」に改め、同条第二項中「三分の一(当該取得が平成八年一月一日から同年十一月三十一日までの間に行われた場合は、「一分の二」)」を「「分の二」に改め、同条第三項中「平成六年四月一日から平成八年十二月三十一日まで」を「平成八年四月一日から同年十二月三十一日まで」に改め、同条第三項中「平成六年四月一日から平成八年四月一日まで」に改め、同項の

表中「三分の一」(当該被収用不動産等を平成六年四月一日から同年十一月三十一日までの間に收回され又は譲渡した場合にあつては、「一分の一」)、「三分の一」(当該從前の不動産について受けた次の各号に掲げる清算金又は補償金に応じて當該各号に定める日が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内である場合にあつては、「二分の一」)、「三分の一」(当該從前の不動産について受けた次の各号に掲げる清算金又は補償金に応じて當該各号に定める日が平成六年四月一日から同年十一月三十一日までの間にあつては、「二分の一」)、「三分の一」(当該交換分合によつて失つた土地に係る交換分合計画の公告が平成六年四月一日から同年十一月三十一日までの間にあつた場合にあつては、「二分の一」)、「三分の一」(当該公告が平成六年四月一日から同年十一月三十一日までの間にあつた場合にあつては、「二分の一」)、「三分の一」(当該交換によつて失つた土地が平成六年四月一日から同年十一月三十一日までの間に失われた場合にあつては、価格の「一分の一」)、「二分の一」(当該道路一体建物に係る同法第四十七条の六第一項に規定する協定が平成六年四月一日から同年十一月三十一日までの間に締結された場合にあつては、「二分の一」)、「三分の一」(当該協定が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に締結された場合にあつては、「二分の一」)、「三分の一」(当該入会林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が平成六年四月一日から同年十一月三十一日までの間に失われた場合にあつては、「二分の一」)を「一分の一」に改める。附則第十二条第一項中「第十八項」の下に並びに第七十条の七第一項及び第二項を加える。

第十四条 削除
附則第十五条第一項中「昭和六十年四月一日から平成七年三月三十一日まで」を平成七年四月一日から平成十年三月三十一日までに、「第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第一項を「又は第三百四十九条の二」と、「から五年度分の固定資産税については」を「から五年度分の固定資産税に限り」に改め、「とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額」を削り、同条第二項中「平成七年度」を「平成九年度」に改め、同条第三項を次のように改める。

「日まで」を「平成八年四月一日から平成十年三月三十一日まで」、「二分の一」を「六分の五」に改め、同条中第三十五項を削り、第三十六項を第三十五項とし、同条に次の二項を加える。

電設の用に供する償却資産のうち物品の製造又は鉱物の探査を業とする者がその用に供するもので政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対し新たに固定資産税が課されることとなつた年までに(1)年を経たときは、(2)年を経たときは、

全額から五分の四又は五分之二においては、当該償却資産に係る固定資産税の課税率標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該償却資産に係る固定資産税の累積税率によるべき価

37 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事
業の額の五分の四の額とする。

業者が平成八年四月一日から平成十三年三月三十日(全国新幹線鉄道整備法第一条に規定する期間を除く)まで

定する新幹線鉄道に係るものがあつては、平成十一年三月三十一日までの間に既設の鉄道(鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く)に係る地震防災上必要とされる補強のための工事で自治省令で定めるものにより新たに取得した線路設備で自治省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該線路設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該線路設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

附則第十五条の三第一項中「貨物会社」の下に「以下本項及びを、「適用があつた固定資産」の下に「及び旅客会社等が阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊したこれらの固定資産

(平成七年度分の固定資産税について本項の規定の適用を受けたものに限る。)に代わるものとする。
市町村長第三百八十九条の規定の適用を受けたものについては、当該固定資産の価格等を決定する自治大臣(又は道府県知事)が認める固定資産を取得し、又は当該損壊した固定資産を改良した場合における当該取得され、又は改良された固定資産(平成七年一月十七日以後において取得され、又は改良された固定資産に限るものとし、改良された固定資産にあっては、当該固定資産の当該改良された部分とする。)を加える。

附則第十六条の二第一項及び第二項中「平成七年一月一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同条第六項中「平成八年一月一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

附則第十六条の二第一項中「第三項まで」を「本項及び第六項」に改め、「以外の土地」の下に「の全部又は一部」を、「政令で定める者」の下に「(第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。)」を加え、「本項に」を「本項及び第三項に」に、「第三百八十四条」を「第三百四十九条の三の二第一項各号及び第三百八十四条」に、「第三百四十九条の三の二第一項中「住宅用地の二項第二号中「存する住居」とあるのは、「平成七年度に係る賦課期日において存した住居」を「第三百四十九条の三の二第一項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第十六条の二第一項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」に改め、同条第七項を同条第十四項として、同条第六項中「家屋の所有者」の下に「(当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)」を、「区分所有に係る家屋」の下に「ある場合又は共有物である家屋」を、「各区分所の下に「又は各共有者」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第五項中「前項」を「前二

項」に、「附則第十六条の二(第四項)」を「附則第十一
六条の二(第十項若しくは第十一項)」に改め、同
項を同条第十一項として、同条第四項中「所有者」
の下に「(当該償却資産が共有物である場合に
は、その持分を有する者を含む。)」を、「償却資
産を取得」の下に「(共有持分の取得を含む。以
下本項において同じ。)」を、「部分」の下に「と
し、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又
は当該取得され、若しくは改良された償却資産
が共有物である場合にあつては、当該償却資産
のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わる
ものとして政令で定める部分とする。」を加え、
「又は附則第十五条から第十五条の三まで又は次
項」に改め、同項を同条第十項として、同項の次
に次の一項を加える。

業者が平成七年一月十七日から平成十二年三月三十一日までの間に阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した立体交差化施設に係る線路設備、電路設備その他の構築物を政令で定めるものに代わるものと市町村長(第三百八十九条の規定の適用を受ける構築物については、当該構築物の価格等を決定する自治大臣又は道府県知事が認める構築物を取得

し、又は当該壊した構築物を改良した場合における当該取得され、又は改良された構築物(改良された構築物にあつては、当該構築物の当該改良された部分)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該構築物の価格の三分の一(当該構築物に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税について)は、当該構築物の価格の六分の一の額とする。

附則第十六条の二第二項中「限る。」の下に「以下第九項までにおいて「仮換地等」という。」を、「從前の土地」の下に「の全部又は一部」を加え、

「同項」を「同条第六項」に、「者で第一項に規定する平成七年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者との他の政令で定める者」を「被災住宅用地の所有者等」に、「当該仮換地等」を「当該仮換地等のうち、従前の土地のうちの被災住宅用地に相当する土地」に、「前二項」を「第一項及び前項」に改め、「第一項中「土地以外の土地」の下に「の全部又は一部」を加え、「政令で定める者が」を「政令で定める者(第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という)」が、「存する住居」とあるのは「住宅用地の上に存する住居」と、「平成七年度に係る賦課期日において存した住居」とあるのは「附則第十六条の二第一項に規定する被災住宅用地の上に平成七年度に係る賦課期日において存した住居」を「附則第十六条の二第一項」として存した住居を「附則第十六条の二第一項」とあるのは「附則第十六条の二第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項」と、前項中「被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地の所有者である被災住宅用地の所有者等」と、「第一項又は第一項」とあるのは「第六項の規定により読み替えて適用される第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の三項を加える。

「従前の土地のうちの特定被災住宅用地に相当する土地」と、「附則第十六条の二第六項」とあるのは「附則第十六条の二第七項において準用する同条第六項」と、「仮換地等に対応する従前の土地の所有者である被災住宅用地の所有者等」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地の所有者又は共有者である被災住宅用地の共有者等」と、「第六項」とあるのは「第七項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

は平成九年度分の固定資産税については、当該仮換地等を被災共用土地とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「被災共用土地に係る持分の割合」とあるのは「仮換地等に係る従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合」と、「第一項(前項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第六項(第七項において準用する場合を含む。)」の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

9 仮換地等に対応する従前の土地が特定被災共用土地である場合において、平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税について第三百四十三条第六項の規定により当該特定被災共用土地につき土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている

者をもつて同条第一項の所有者とみなされたときは、当該仮換地等に対しても課する平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税については、当該仮換地等を特定被災共用土地とみなして、第四項の規定を適用する。この場合において、同項中「特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「仮換地等に応する從前の土地である特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「特定被災共用土地納稅義務者」とあるのは「仮換地等納稅義務者」とする。

附則第十六条の二第一項中「前項に規定する平成七年度に係る賦課期日における被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者が同項」を「被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

3 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋(以下本項及び次項において「被災区分所有家屋」という。)の敷地の用に供されていた土地で平成七年度分の固定資産税について第三百五十二条の二第一項の規定の適用を受けたもの(平成七年一月十七日以後に分割された土地を除く。以下本項及び第八項において「被災共用土地」という。)に対して課する平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税については、当該被災共用土地に係る納稅義務者(当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分で二以上の者が共有していたものがあつた場合においては、これらの二以上の者を当該被災共用土地に係る納稅義務者であるものとする。以下本項において「被災共用土地納稅義務者」という。)は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該被災共用土地に係る固定資産税額を当該被災共用土地に係る各被災共用土地納稅義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合(当該被災共用土地が第一項前項において準用する場合を含む。)の規定により住宅用地とみなされる部分及び住宅用地とみなされる部分以外の部分を併せ有する土地である場合その他の自治省令で定める場合においては、自治省令で定めるところにより当該持分の割合を補正した割合)によつてあん分した額を、当該各被災共用土地納稅義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

る平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税については、当該特定被災共用土地に係る納稅義務者(当該特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る)の専有部分で二以上の者が共有していたものがあつた場合においては、これらの二以上の者を当該特定被災共用土地に係る一の納稅義務者であるものとする。以下本項において「特定被災共用土地納稅義務者」という。(全員の合意により前項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合)によつて当該特定被災共用土地に係る固定資産税額をあん分することを、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村長に申し出た場合において、市町村長が同項の規定によるあん分の方法を參照し、当該割合によりあん分することが適当であると認めたときは、当該特定被災共用土地に係る各特定被災共用土地納稅義務者は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を当該割合によつてあん分した額を、当該各特定被災共用土地納稅義務者の当該特定被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

附則第十七条の一第一項中「、第十九条の三又は第三十八条第五項若しくは第六項」を又は第十九条の三に改める。

附則第十八条第一項中「、附則第十五条を「又は附則第十五条」に改め、「又は第三十八条第五項若しくは第六項」を削り、同項第一号ハ中「おいて前項」を「おいて地方税法等の一部を改正する法律(平成八年法律第二号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下本号において「平成八年改正前の地方税法」という。)の規定による改正前の地方税法(以下本号において「用いられることとなる」に、「負担調整率を前項を「負担調整率に平成八年改正前の地

官報(号外)

する増築をいう。以下次条までにおいて同じ。)

で」に改め、同条第十三項中「平成八年三月三十

一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同条

第十四項中「次条第三項及び第十七項」を「次条

第十六項に、「平成八年三月三十一日」を「平成

十年三月三十一日」に改め、同条第十五項中「次

第四項」を「次条第三項」に、「平成八年三月三

十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同条

第十六項及び第十七項」を「次条

第十八項中「平成八年三月三十一日」を「平成十

年三月三十一日」に改め、「(次条第七項において

「進出実施期間終了日」という。)」を削り、同条

第十九項中「平成八年三月三十一日」を「平成十

年三月三十一日」に改め、「(次条第八項に

を削り、同条第二十項及び第二十一項中「平成

八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」

に改め、同条第二十二項中「第四項」を「第五項

に改め、同条第二十三項中「第五項」を「第六項

に改め、同条第二十七項中「第十項」を「次

第七項」に改め、同条第二十九項中「第二十七

項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第三十

条の三第九項から第二十八項まで」を「附則第三

十二条の三第十項から第二十八項まで」に、「附

則第三十二条の三第一項から第九項まで」に、「附

則第三十二条の三第四項から第八項まで」を「附

則第三十二条の三第五項から第九項まで」を加える。

28 指定都市等は、事業所用家屋で第四項の施

設に係るもの的新築又は増築で当該施設を供

する農組合が建築主であるものに係る新增

設事業所床面積に対しては、当該新築又は增

築が平成十年三月三十日までに行われたと

きに限り、第七百一条の三十一第一項の規定

にかかわらず、新增設に係る事業所税を課す

ことができる。この場合においては、第

七百一条の三十四第九項の規定を準用する。

附則第三十二条の三の二第一項中「前条第十

項」を「前条第十一項」に改め、同条第三項を削

り、同条第四項中「平成八年三月三十一日」を

「平成十年三月三十一日」に改め、同項を同条第

三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項

を第五項とし、第七項及び第八項を削り、第九

項を第六項とし、第十項を第七項とし、同条第

十一項中「第十四項及び第十五項」を「第十一項

及び第十二項」に、「第十四項」を「第十一項

に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一

項中「平成八年三月三十一日」を「平成十年三

月三十一日」に、「平成八年分」を「平成十年分

に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項

に改め、同項を同条第十項とし、同条第十七

項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第三十

条の三第十九項から第二十八項まで」を「附

則第三十二条の三第一項から第九項まで」に、「附

則第三十二条の三第四項から第八項まで」を「附

則第三十二条の三第五項から第九項まで」を加える。

28 指定都市等は、事業所用家屋で第四項の施

設に係るもの的新築又は増築で当該施設を供

する農組合が建築主であるものに係る新增

十八条の四第五項第一号に改める。

附則第三十二条の四第三項中「第二十八条の

四第六項第一号」を「第二十八条の四第五項第二

号」に改める。

附則第三十四条第一項中「第四項第三号」を削

り、「当該譲渡に係る課税長期譲渡所得金額の

百分の一・六」を次の各号に掲げる場合の区分

に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に

より読み替えて適用される場合を含む。)」を削

り、「当該譲渡に係る課税長期譲渡所得金額の

百分の一・六」を次の各号に定める金額」に改め、

同項に次の一号を加える。

三 課税長期譲渡所得金額が八千万円を超

る場合 次に掲げる金額の合計額

イ 百六十万円

ロ 当該課税長期譲渡所得金額から八千万

円を控除した金額の百分の三に相当する

場合 次に掲げる金額の合計額

イ 六十四万円

ロ 当該課税長期譲渡所得金額から四千万

円を控除した金額の百分の二に相当する

場合 次に掲げる金額の合計額

イ 六十四万円

ロ 当該課税長期譲渡所得金額から四千万

円を控除した金額の

同条第四項中「附則第二十四条第四項」を「附則第三十四条第三項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に、「第三十一条第六項第一号」を「第三十二一条第四項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第三十五条の二中第六項を第七項とし、第五項を第八項とし、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 税特別措置法第九条の五第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用について、同項中の「金額」とあるのは、「の金額(税特別措置法第九条の五第一項の規定の適用を受ける金額を除く。)」とする。

附則第三十八条第一項を削り、同条第一項中「認定事業者が」を「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)。以下本条において「特定施設整備法」という。」第六条に規定する認定事業者(以下本条において「認定事業者」という。)が「に、「第五項」を「次項」に、「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、及び土地」を削り、同項を同条第一項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「前二項」を「前項」に、「附則第三十八条第五項若しくは第六項」を「附則第三十八条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項中「昭和六十三年四月一日」を「昭和六十三年四月一日」とし、同項第六号「第三十二条第一項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第六項」を「第五項」に改め、成八年四月一日とする」に、「第十項及び第十二

項」を「第六項及び第八項に、「平成八年三月三十日」を「平成三年三月三十日」に、「第一条第一項第一号から第十五号までに掲げる」を「第二条第一項に規定する」に改め、「構成されるもの」の下に、「同項第四号に掲げるもののうち同号口に掲げる施設に係るもの、同項第五号に掲げるもののうち同号二及び三に掲げる施設に係るもの」を加え、「同号へ」を「同号二及びホーリー」に、「及び同項第十一号に掲げるもの」を、「同項第九号に掲げるもの、同項第十二号に掲げるもの及び同項第十六号に掲げるもの」に、「第十項に」を「第六項に」に改め、同項を同条第四項とし、同条第九項中「附則第三十八条第八項」を「附則第三十八条第四項」に、「附則第三十八条第九項」を「附則第三十八条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項中「第二十二条第一項第一号から第十五号までに掲げる」を「第二十二条第一項に規定する」に、「平成八年三月三十日」を「平成十年三月三十日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十一項中「附則第三十二条の三第二十八項」を「附則第三十二条の三第二十九項」に、「附則第三十二条の三第九項から第二十七項まで」を「附則第三十二条の三第十項から第二十八項まで」に、「附則第三十八条第十项」を「附則第三十八条第八项」に改め、同項を同条第七项とし、同条第十二项中「第十项」を「第六项」に、「平成八年三月三十日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同項を同条第八项とし、同条第十三项を同条第九项とする。

附則第四十条を削る。

(地方税法の一部を改正する法律の一部改正)

第一条 地方税法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第十三項を削る。

十一
正する。
四年法律第八十二号の一部を次のように改
項とする。
(地方財政法の一部改正)
第四条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)
の一部を次のように改正する。
第三十三条の二第二項中「収入見込額を」を
「収入見込額(平成八年度においては、地方税法
等の一部を改正する法律(平成八年法律第
号)第一条の規定による改正後の地方税法(次
条において「平成八年改正後の地方税法」とい
う。)附則第三条の四の規定の適用がないものと
した場合における当該地方公共団体の同年度の
個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の収
入見込額を」に改める。
第三十三条の三を第三十三条の四とし、第三
十三条の二の次に次の一条を加える。
(個人の道府県民税又は市町村民税に係る特
別減税に伴う地方債の特例)
第三十三条の三 地方公共団体は、平成八年度
に限り、平成八年改正後の地方税法附則第三
条の四の規定による個人の道府県民税又は市
町村民税に係る特別減税による同年度の減收
額を埋めるため、第五条の規定にかかわら
ず、地方債を起こすことができる。
2 前項の規定により起こすことができる平成
八年度の地方債の額は、平成八年改正後の地
方税法附則第三条の四の規定の適用がないも
のとした場合における当該地方公共団体の同
年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所
得割の収入見込額を控除した額として自治省
令で定めるところにより算定した額とする。
附 則
(施行期日)

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第三百四十九条の三第二十一項の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第七百二十二条第二項の改正規定、同法附則第三十三条の三第二項及び第三項、附則第三十三条の四第三項並びに附則第三十四条の改正規定、同法附則第三十四条の二第一項の改正規定(「同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。」)を削る部分に限る。)、同条第四項の改正規定(「前条第五項を「前条第四項」に改める部分に限る。」)並びに同法附則第二十四条の三第一項及び第三項並びに附則第三十五条の改正規定並びに附則第六条第五項、第十一条第二項及び第二条第一項の規定 平成九年四月一日

二 第一条中地方税法附則第三十四条の二の改正規定(同条第一項の改正規定中「(同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を削る部分及び同条第四項の改正規定中「前条第五項」を「前条第四項」に改める部分を除く。)及び附則第十一条第二項の規定 平成十一年四月一日

三 第一条中地方税法第三百四十九条の三第五项の改正規定及び附則第六条第四項の規定海上運送法の一部を改正する法律(平成八年法律第二号)の施行の日

(道府県民税に関する経過措置)

第一条 附則第十二条に定めるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正前的地方税法

官 報 (号 外)

以下「旧法」という。第七十二条の十四第一項（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十三条の二第五項の規定に関する部分に限る。）の規定は、法人の平成八年一月一日前に行った租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第二号）による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等については、なおその効力を有する。

新法第七十二条の十七第三項第一号の規定
は、平成八年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、平成七年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

新法附則第十一条の五第一項及び第二項の規定は、平成八年一月一日以後の不動産の取得に對して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に對して課する不動産取 得税については、なお從前の例による。

3 次項に定めるものを除き、新法附則第十一条の五第三項の規定は、平成八年一月一日以後の新法第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十三項、第七十三条の二十七の二第一項、附則第十一条第二項若しくは第十四項又は附則第十一条の四第五項若しくは第七項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得に對して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の当該不動産の取得又は当該土地の取得に對して課する不動産取得税については、なお從前の例に

4 平成六年四月一日から平成八年三月三十一日までの間ににおいて、新法第七十三条の十四第八項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合、同条第十項に規定する從前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金等若しくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第十三項に規定する交換分合によつて失つた土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、新法第七十三条の二十七の二第一項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合、新法附則第十一条第二項に規定する交換によつて失つた土地が失われた場合、同条第十四項に規定する道路一体建物に係る道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十七条の六第一項に規定する協定が締結された場合、新法附則第十一条の四第五項第一号に規定する入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合、同項第二号に規定する旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合又は同条第七項に規定する交換分合によつて失つた土地が失われた場合であつて、かつ、平成八年一月一日以後に新法第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十三項、第七十三条の二十七の二第一項、附則第十一条第二項若しくは第十四項又は附則第十二条の四第五項若しくは第七項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得が行われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあっては、道府県知事が新法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によって決定した価格)中に新法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおけるこれらの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げた字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

登録された価格	決定した価格	登録された価格	決定した価格	登録された価格	決定した価格
登録された価格	決定した価格	登録された価格	決定した価格	登録された価格	決定した価格
登録された価格	登録された価格	登録された価格	登録された価格	登録された価格	登録された価格
登録された価格	登録された価格	登録された価格	登録された価格	登録された価格	登録された価格

登録された価格	決定した価格	登録された価格	決定した価格	登録された価格
相当	まで	まで	まで	する額
（当該額に相当する額に登録する）	（登録する額に該当する）	（登録する額に該当する）	（登録する額に該当する）	（登録する額に該当する）
（一日に得た）	（一日に得た）	（一日に得た）	（一日に得た）	（一日に得た）

地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の「一分の一」に相当する額を加算して得た額」と、「地方税法昭和二十五年法律第一百一十六号」とあるのは「同法」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格(当該価格のうち同法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)」とする。

6 新法附則第十二条第一項の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地につき租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第二号)による改正後の租税特別措置法(以下この項において「改正後

官報 (号外)

の租税特別措置法」という。第七十条の七第一項に規定する取用交換等による譲渡をしたことにより、新法附則第十二条第二項において準用する改正後の租税特別措置法第七十条の四第十七項第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合について適用する。

7 新法附則第十二条第二項及び前項の規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成三年法律第七号)附則第四条第二項の規定の適用を受けている者について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

(市町村民税に関する経過措置)

第五条 附則第十二条に定めるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成八年一月一日前に設置された旧法第三百四十八条第二項第八号の二に規定する障壁その他の構築物(同号に規定する高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)第五条第一項若しくは第六条又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第三条第一項の規定による許可を受けた者が設置したものに限る)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十九条の三第一項の規定は、平成七年一月一日以後に変電所又は送電施設の用に新たに供された同項に規定する償却資産に対して課する平成八年度以後の年度分の固定資産

税について適用し、平成七年一月一日までに変電所又は送電施設の用に新たに供された旧法第三百四十九条の三第一項に規定する償却資産に対する改正後の租税特別措置法第七十条の四第十七項第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合について適用する。

7 新法附則第十二条第二項及び前項の規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成三年法律第七号)附則第四条第二項の規定の適用を受けている者について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 新法第三百四十九条の三第五項の規定は、同項に規定する船舶に対して課する海上運送法の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌年(当該日が一月一日である場合においては、当該日の属する年)の四月一日の属する年度以後の年度分の固定資産税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

5 新法第三百四十九条の三第三十七項の規定は、同項に規定する土地に対して課する平成九年年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成八年一月一日前に設置された旧法附則第十四条に規定する施設又は設備に対して課する平成八年度から平成十一年度までの各年度分の固定資産税については、同条中の「平成六年度分及び平成七年度分」とあるのは、「平成八年度から平成十一年度までの各年度分」とする。

7 昭和六十年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に建設された旧法附則第十五条第一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 平成三年一月一日から平成七年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条规定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 昭和六十一年一月一日から平成七年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 平成三年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第一項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 昭和五十七年一月一日から平成八年三月三十日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14 平成五年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第一項に規定する第一種電気通信事業の用に供された旧法附則第十五条第二十八項に規定する電気通信回線設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 平成三年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に新設され、かつ、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十二号)第六条第二項に規定する第一種電気通信事業の用に供された旧法附則第十五条第二十八項に規定する電気通信回線設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16 平成五年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第一項に規定する電気通信設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17 平成三年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第一項に規定する電気通信設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

18 平成三年六月一日から平成八年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第一項に規定する設備又は施設に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に新設された同項に規定する設備又は施設に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に新設された同項に規定する設備又は施設に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成八年三月三十一日とあるのは、「平成八年三月三十一日」と、「三分の一の額」とあるのは「三分の二の額」(地方税法等の一部を改正する法律(平成八年法律第号)第一条の規定による改

定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成七年一月二日から平成九年三月三十一日までの間に取扱された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成三年一月一日から平成九年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例によ

る。

8 昭和六十一年一月一日から平成七年一月一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第一項に規定する倉庫等に対して課す

正後の地方税法附則第十六条の二第十項の規定の適用を受ける償却資産にあつては、同項の規定により課税標準とされる額の三分の一の額」とする。

14 平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第一項に規定する機械及び装置に対して課して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 平成三年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16 平成五年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に新設され、かつ、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十二号)第六条第二項に規定する第一種電気通信事業の用に供された旧法附則第十五条第二十八項に規定する電気通信回線設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17 平成三年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第一項に規定する電気通信設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

18 平成三年六月一日から平成八年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第一項に規定する設備又は施設に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に新設された同項に規定する設備又は施設に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成八年三月三十一日とあるのは、「平成八年三月三十一日」と、「三分の一の額」とあるのは「三分の二の額」(地方税法等の一部を改正する法律(平成八年法律第号)第一条の規定による改

官 報 (号 外)

十八項までの規定又は地方税法等の一部を改正する法律(平成八年法律第号)附則第十一条第四項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法第一条の規定による改正前的地方税法附則第三十二条の三第十一項の規定」と、「又は附則第三十二条の三第十一項から第二十八項まで」とあるのは「若しくは附則第三十二条の三第十項から第二十八項まで」の規定又は地方税法等の一部を改正する法律(平成八年法律第号)附則第十一条第四項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十二条の三第十一項」とする。

(都市計画税に関する経過措置)

第十二条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成八年度了日以後に最初に終了する事業年度分までの法人の事業及び同項に規定する進出実施期間終了日の属する年分までの個人の事業に対して課すべき事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

第十三条 第二項の規定(新法第三百四十九条の二第三十七項の規定に関する部分に限る。)は、平成九年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成七年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第十四条 新法第七百二十二条第二項の規定(新法第三百四十九条の二第三十七項の規定に関する部分に限る。)は、平成二年一月一日から平成九年三月三十日までの間に取得された旧法附則第十五条第九項

に規定する家屋に対し課する都市計画税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成七年一月一日から平成九年三月三十日までの間に取得された同項に規定する家屋に対する同項の規定の適用については、同項中「平成七年一月一日」とあるのは、「平成九年三月三十一日」とする。

5 平成五年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に新たに取得され、かつ、直接航空法第二条第十六項に規定する航空運送事業の用に供された旧法附則第十五条第二十四項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例等に関する経過措置)

第十二条 新法附則第三十四条の規定は、所得割の納税義務者が平成八年一月一日以後に行う租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第二号)による改正後の租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行つた租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第二号)による改正前の租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十四条の二の規定は、所得割の納税義務者が平成九年一月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例

(民間事業者の能力の活用により整備される特定施設に関する経過措置)
第十三条 昭和六十一年五月三十日から平成八年三月三十一日までの間に取得され、又は建設された事業の用に供された旧法附則第三十八条第二項に規定する事業所等のうち当該施設に係る事業所等(新法第七十七条号)第一項第四号ロ、第五号ハ及び二、第六号ニ及びホ並びに第九号に掲げる施設に係るものの中のうち当該施設に係る事業所等(新法第七百一十条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。)が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までの当該施設に係る民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第六条に規定する認定事業者が行う事業に対して課すべき事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。
(地方税法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 昭和四十一年一月一日から昭和四十九年一月一日までの間ににおいて就航した第二条の規定による改正前的地方税法の一部を改正する法律附則第七条第十三項に規定する航空機に対して課する平成七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する

罰則の適用については、なお従前の例による。
（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 平成七年三月三十一日までに取得された第三条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金法第四条第三項に規定する償却資産に係る国有資産等所在市町村交付金については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条 附則第一条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（農用地開発公団法の一部を改正する法律の一部改正）

第十八条 農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条第九項中「平成八年三月三十一日まで」を「平成十年三月三十一日まで」に改め、「農用地開発公団」及び「農用地整備公団」の下に「が新設し」を加え、「平成六年四月一日から平成八年三月三十一日」と、「五分の一」とあるのは「十分の一」を「平成八年四月一日から平成十年三月三十一日」と、「当該施設の新設又は改良につき農用地開発公団が当該補助を受けた額に相当する額と価格に当該施設の取得価額にに対する当該補助を受けた額の割合を乗じて得た額との差額の五分の二に相当する額を当該乗じて得た額に加算した額に相当する額」とあるのは「価格に当該施設の取得価額に対する当該施設の新設又は改良につき農用地整備公団が当該補助を受けた額の割合を乗じて得た額」に改める。

（農用地開発公団法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 前条の規定による改正後の農用地開発公団法の一部を改正する法律附則第十三条第九項の規定は、施行日以後の同項に規定する農業用施設の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の前条の規定による改

正前の農用地開発公団法の一部を改正する法律
附則第十三条第九項に規定する農業用施設の取
得に対して課する不動産取得税については、な
お従前の例による。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改
正)

第二十条 地方税法等の一部を改正する法律(平
成五年法律第四号)の一部を次のように改正す
る。

附則第九条第三項の表以外の部分中「地方税
法の一部を改正する法律(平成七年法律第四十
号)」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成
八年法律第 号)」に改め、同項の表附則第
十七条の二第一項の項中「第十九条の三又は第
三十八条第五項」を「又は第十九条の三」に、「地
方税法等の一部を改正する法律(平成五年法律
第四号)」を「又は地方税法等の一部を改正する
法律(平成五年法律第四号)」に改め、「又は附則
第三十八条第五項」を削り、同表附則第十九条
の四第二項の項中「附則第十九条の四第一項」
と「の下に」、「地方税法等の一部を改正する法
律(平成八年法律第 号)」第一条の規定によ
る改正前的地方税法(以下本号において「平成八
年改正前的地方税法」という。)とあるのは「地
方税法等の一部を改正する法律(平成八年法律
第 号)」と、「地方税法等の一部を改正する
法律(平成八年改正前的地方税法」という。)と、「平
成八年改正前的地方税法附則第十八条第一項」
とあるのは「平成八年改正法附則第二十条の規
定による改正前的地方税法(以下本号において
「平成八年改正前的地方税法」という。)と、「平
成八年改正前的地方税法附則第十九条の四第一項」と
の下に「と、「負担調整率に平成八年改正前的地方
税法」とあるのは「負担調整率に平成八年改正

法附則第二十条の規定による改正前の平成五年改正法附則第九条第三項において読み替えて適用される平成八年改正前の地方税法」を加え、「第十五条の二(まで)を除く」に改め、「地方税法附則第二十七条の二第一項」との下に、「地方税法等の一部を改正する法律(平成八年法律第十九条の四第四項)」を附則第十九条の四第五項に改め、同表附則第二十七条の二第一項の項目号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下本号において「平成八年改正前の地方税法」という。)とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律(平成八年法律第十九条の二第一項)」とあるのは、「平成八年改正前の地方税法」といふ。」とあるのは、「平成八年改正前の地方税法附則第二十九条第三項において読み替えて適用される平成八年改正前の平成五年改正法附則第二十条の規定による改正前の平成五年改正法附則第二十七条の二第一項」とあるのは、「平成八年改正前の平成五年改正法附則第二十九条第三項において読み替えて適用される平成八年改正前の地方税法附則第二十七条の二第一項」として、「適用される平成五年改正法附則第二十条の規定による改正前の平成五年改正法附則第二十九条第三項において読み替えて適用される平成八年改正前の地方税法」とあるのは、「負担調整率に平成八年改正法附則第二十条の規定による改正前の平成五年改正法附則第二十九条の二第一項の項目」を附則第二十七条の二第五項に改める。(地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正に伴う経過措置)

(地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律の一部改正)
なお従前の例による。

第二十二条 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律の一部改正
正する法律(平成八年法律第十五号)の一部を次のように改正する。
附則第四条第五項中「平成八年十一月二十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。
附則第七条第七項中「地方税法の一部を改正する法律(平成七年法律第四十九号)」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成八年法律第号)」に、「附則第十六条の二第四項」を「附則第十六条の二第十項」に改める。
附則第九条第三項中「地方税法の一部を改正する法律(平成七年法律第四十九号)」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成八年法律第号)」に、「附則第十六条の二第四項」を「附則第十六条の二第十項」に改め、同条第四項及び第五項中「地方税法の一部を改正する法律」を「地方税法等の一部を改正する法律」に、「附則第十六条の二第四項」を「附則第十六条の二第十項」に改め、「附則第十六条の二第十項」に改める。
(地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)
第二十三条 前条の規定による改正後の地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律附則第七条及び第九条第三項から第五項までの規定は、平成八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

一、委員会の決定の理由 要領書

委員会の決定の理由

正前の農用地開発公團法の一部を改正する法律
附則第十三条第九項に規定する農業用施設の取
得に対して課する不動産取得税については、な
お従前の例による。
(地方税法等の一部を改正する法律の一部改
正)
第二十条 地方税法等の一部を改正する法律(平
成五年法律第四号)の一部を次のように改正す
る。

法附則第二十条の規定による改正前の平成五年
改正法附則第九条第三項において読み替えて適用
される平成八年改正前の地方税法」を加え、
同表附則第十九条の四第四項の項中「附則第十
九条の四第四項」を「附則第十九条の四第五项」
に改め、同表附則第二十七条の二第一項の項中
「第十五条の三まで」を「除く」に改め、「地方税
法附則第二十七条の二第一項」との下に、「地
方税法等の一部を改正する法律(平成八年法律
号)第一条の規定による改正前の地方

(地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律の一部改正)
なお從前の例による。

一、
費用

本法施行のため、平成八年度交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定において、一般会計から同特別会計に繰り入れられる地方交付税交付金十三兆六千三十八億円に、同特別会計返還金五億円、同特別会計借入金三兆六千八百九十七億円及び同特別会計剰余金三百億円を加算した額から、同特別会計借入金等利子負担額四千八百三十億円を控除した十六兆八千四百十億円が地方交付税交付金として、また、一般会計において、新産業都市等建設事業償調整分利子補給金として七億六千八百万円が、それぞれ歳出に計上されてい

審査報告書
地方交付税法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成八年三月二十八日

地方交付税法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成八年三月二十六日

官 報 (号 外)

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部改正

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項の表道府県の項第四号中

失業者数

皆補正、密度補土、應容補正

号中「平成六年度」を「平成七年度」に改め、同表道府県の項第十一号及び第十二号中「平成六年度」の下に「及び平成七年度」を加え、「同年度」を「当該各年度」に改め、同表市町村の項第四号中「厚

生勞衛費	厚生費
6	(2) (1)
勞衛費	經常經費
	投資的經費
失業者數	人口
	人口
	人口

に改め、同表市町村の項
人口

号中「平成六年度」の下に「及び平成七年度」を加え、「同年度」を「当該各年度」に改め、同条第一項の表中第二十六号を削り、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号から第三十六号までを一号ずつ繰り上げ、同表第三十七号中「平成六年度」を「平成七年度」に改め、同号を同表第三十六号とし、同表第三十八号を同表第三十七号とし、同表第三十九号中「平成六年度」を「平成七年度」に改め、同号を同表第三十八号とし、同表第四十号中「平成六年度」の下に「及び平成七年度」を加え、「同年度」を「当該各年度」に、「一般公共事業等」を「一般公共事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等」に改め、同号を同表第三十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

(3) は市町村民税の平成八年度及び平成七年度の減収額又

平成八年三月二十九日 参議院会議録第九号(その二) 地方交付税法等の一部を改正する法律案

第十三章 第五節 の 表道府県の額第四号由

5

八

段階補正、密度補正、態容補正及び
寒冷補正、密度補正、態容補正及び
態容補正

階補正、密度補正、態容補正及び

に改め、同表道府県の項第八号及び第十号中「平成六年度」を
寒冷補正、密度補正、態容補正及び

「平成七年度」に改め、同表道府県の項中
十一 財源対策債償還費
額において発行を許可された

の財源を対して発行する別減税等の項は、各年度に於けることのできる種別補正に改め、同表市町村の項第四号中「厚生労働費」を「厚生費」と改めた。

6	(2)	投資的經費 労働費	5	清掃費
			人口	
		人口		
		失業者數		
			密度補正、 寒冷補正、 態容補正	態容補正及び
				を

(2) 投資的經費	(1) 經常經費	5 清掃費
人口	人口	
密度補正、 寒冷補正、 態容補正	態容補正及び に改	

め、同表市町村の項第八号及び第十号中「平成六年度」を「平成七年度」に改め、同表市町村の項第一号及び第十一号中「平成六年度」の下に「及び平成七年度」を加え、「同年度」を「当該各年度」に改める。附則第四条の見出し中「平成七年度」を「平成九年度」に改め、同条第一項中「平成七年度から」を「平成九年度から」に改め、「(平成七年度にあつては、当該合算額に千八百十億円を加算した額)」を「(平成七年度にあつては、十一兆六千八百五十七億四千八十二万九千円)」とする。

る。」を削り、同項第三号中「(平成七年度にあつては、平成六年度における借入金の額七兆四千三百十五億六千八十一万九千円とする。)」を削り、同項第四号中「(昭和二十九年法律第二百三号)及び(平成七年度にあつては、四千三十三億円とする。)」を削り、同条第一項を次のように改める。

2 平成九年度から平成十八年度までの各年度分の交付税の総額については、前項の額に、次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算する。

年 度	金 額
平成九年度	六百四十億円
平成十年度	七百十億円
平成十一年度	七百八十億円
平成十二年度	八百五十億円
平成十三年度	九百四十億円
平成十四年度	一千三十億円
平成十五年度	一千百四十億円
平成十六年度	一千二百五十億円
平成十七年度	一千三百八十億円
平成十八年度	一千五百五億五千万円

附則第四条第三項中「平成八年度から平成二十二年度まで」を「平成九年度から平成二十三年度まで」に、「第一項の額に、次の」を「平成九年度から平成十八年度までの各年度にあつては前二項の額の合算額に次表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算した額」とし、平成十九年度から平成二十三年度までの各年度にあつては第一項の額に次の」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成九年度	四千八百十億円
平成十年度	四千八百四十億円
平成十一年度	四千八百七十一億円
平成十二年度	五千三百五十五億円
平成十三年度	五千九百五十一億八千万円
平成十四年度	五千七百八十四億円
平成十五年度	一千九百六十三億円
平成十六年度	一千二百五十五億円
平成十七年度	一千三百六十四億円

測 定 単 位 の 数 値 の 算 定 の 基 礎	表 示 单 位
(1) 係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てる当該年度ににおける利子及び支払額 四千八百三十億円	千円
(2) 民法第三十四条の規定により設立された法人で雲仙岳の噴火による災害に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てる当該年度ににおける利子及び支払額 平成七年度及び平成八年度を「平成十七年度」に改め、同項の表中「平成三年度」の下に附則第六条第一項中「平成八年度」を「平成十七年度」に改め、同項の表を次のように改める。 「、平成七年度及び平成八年度」を加え、同条第一項の表を次のように改める。	

別表を次のように改める。

官 報 (号 外)

別表(第十一) 条関係		道府県	経費の種類	測定単位	単位 費用
地種類	体				
5 費 その他の教育	5 (2) 投資的経費	1 警察費	1 道路橋りょう	1 人につき	九、九四六、〇〇〇円
4 校費	4 (2) 投資的経費	2 河川費	2 道路の面積	千平方メートルにつき	二四〇、〇〇〇
3 特殊教育諸学	3 (1) 教育費	3 港湾費	3 河川の延長	一キロメートルにつき	七、三一四、〇〇〇
2 中学校費	2 (1) 教育費	2 投資的経費	2 道路の延長	一キロメートルにつき	一三四、〇〇〇
1 高等学校費	1 (1) 教育費	1 その他の土木	1 河川の延長	一キロメートルにつき	八三三、〇〇〇
4 経常経費	4 (2) 投資的経費	4 経常経費	4 港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	三五、八〇〇
3 学級数	3 生徒数	3 教職員数	3 郭施設の延長	一メートルにつき	八、九九〇
2 学級数	2 生徒数	2 教職員数	2 漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、五七〇
1 人口	1 児童及び生徒の数	1 教職員数	1 港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一人につき	一一五〇
5 費 その他の教育	5 (2) 投資的経費	5 教職員数	5 郭施設の延長	一人につき	二、八四〇
4 校費	4 (2) 投資的経費	4 教職員数	4 漁港における外郭施設の延長	一人につき	四、九七六、〇〇〇
3 特殊教育諸学	3 (1) 教育費	3 教職員数	3 港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一人につき	四、九〇八、〇〇〇
2 中学校費	2 (1) 教育費	2 教職員数	2 郭施設の延長	一人につき	七、三九一、〇〇〇
1 高等学校費	1 (1) 教育費	1 教職員数	1 漁港における外郭施設の延長	一人につき	六四、八〇〇
5 費 その他の教育	5 (2) 投資的経費	5 教職員数	5 港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一人につき	五四、二〇〇
4 校費	4 (2) 投資的経費	4 教職員数	4 郭施設の延長	一人につき	五、二六三、〇〇〇
3 特殊教育諸学	3 (1) 教育費	3 教職員数	3 漁港における外郭施設の延長	一人につき	一、一二八〇〇〇
2 中学校費	2 (1) 教育費	2 教職員数	2 郭施設の延長	一人につき	一、四三五、〇〇〇
1 高等学校費	1 (1) 教育費	1 教職員数	1 漁港における外郭施設の延長	一人につき	四、四九〇

官報(号外)

平成八年三月二十九日 参議院会議録第九号(その一) 地方交付税法等の一部を改正する法律案

四	厚生労働費	生活保護費	社会福祉費	経常経費	投資的経費	社費	高齢者保健福	保健衛生費	投資的経費	2	1	市部人口	一人につき												
五、四三〇	五八七	五八〇	五八一〇	五八二〇	八七、四〇〇	八七、六〇〇	七一〇	七一〇	七一〇	三、四一〇	三、四一〇	四、四六〇	一人につき												
八	災害復旧費	辺地対策事業債	地方税減収補てん	債還費	九	十	十一	十二	十三	七	八	九五〇	千円につき												
九	地方税減収補てん	辺地対策事業債	債還費	九	十	十一	十二	十三	債還費	七	八	九五〇	千円につき												
八〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	九三	九三	八〇〇	千円につき												
七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	千円につき												
四一	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	九三	九三	八七	千円につき												
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	三	三	二	千円につき												
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	二	二	一	千円につき												
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一	一	一	千円につき												
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	千円につき												
合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	千円につき												
帳	帳	帳	帳	帳	帳	帳	帳	帳	帳	帳	帳	帳	千円につき												
費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	千円につき												
基本	基本	基本	基本	基本	基本	基本	基本	基本	基本	基本	基本	基本	千円につき												
戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	千円につき												
面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	千円につき												
人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	千円につき												
面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	千円につき												
六	その他の行政費	(1) 企画振興費	(2) 経常経費	(1) 投資的経費	(2) 経常経費	(1) 経常経費	(2) 商工行政費	(1) 経常経費	(2) 産業経営費	1 農業行政費	5 清掃費	4 社費	3 高齢者保健福	2 保健衛生費	1 投資的経費	2 (1) 投資的経費	2 (2) 経常経費	3 保健衛生費	2 (1) 経常経費	2 (2) 投資的経費	1 生活保護費	社会福祉費	厚生労働費	四	
五	農業経営費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	農家数	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	市部人口	一人につき
四	五六、七〇〇	四四、一〇〇	一、〇六〇	六七、六〇〇	一〇八、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	七一〇	七一〇	七一〇	七一〇	七一〇	七一〇	七一〇	七一〇	七一〇	七一〇	七一〇	七一〇	七一〇	四、四六〇	一人につき	
三	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一人につき		
二	一、八〇〇〇〇	一、八〇〇〇〇	一、八〇〇〇〇	一、八〇〇〇〇	一、八〇〇〇〇	一、八〇〇〇〇	一、八〇〇〇〇	一、八〇〇〇〇	一、八〇〇〇〇	一、八〇〇〇〇	一、八〇〇〇〇	一、八〇〇〇〇	一、八〇〇〇〇	一、八〇〇〇〇	一、八〇〇〇〇	一、八〇〇〇〇	一、八〇〇〇〇	一、八〇〇〇〇	一、八〇〇〇〇	一、八〇〇〇〇	一、八〇〇〇〇	一、八〇〇〇〇	一、八〇〇〇〇	一人につき	
一	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一人につき		
合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	千円につき	
帳	帳	帳	帳	帳	帳	帳	帳	帳	帳	帳	帳	帳	帳	帳	帳	帳	帳	帳	帳	帳	帳	帳	帳	千円につき	
費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	千円につき	
基本	基本	基本	基本	基本	基本	基本	基本	基本	基本	基本	基本	基本	基本	基本	基本	基本	基本	基本	基本	基本	基本	基本	基本	千円につき	
戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	千円につき	
面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	千円につき	
人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	千円につき	
面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	千円につき	
六	その他の諸費	(1) 経常経費	(2) 経常経費	(1) 投資的経費	(2) 経常経費	(1) 経常経費	(2) 商工行政費	(1) 経常経費	(2) 産業経営費	1 農業行政費	5 清掃費	4 社費	3 高齢者保健福	2 保健衛生費	1 投資的経費	2 (1) 投資的経費	2 (2) 経常経費	3 保健衛生費	2 (1) 経常経費	2 (2) 投資的経費	1 生活保護費	社会福祉費	厚生労働費	四	
五	その他の諸費	合	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	戸籍	千円につき
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	千円につき	
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	千円につき	
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	千円につき	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	千円につき	

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表以外の部分中、「平成七年度」を「平成八年度」に、「十一兆六千八百五十七億四千八十一万九千円」を「十五兆三千七百五十四億四千八十二万九千円」に、「平成七年度分の借入金限度額」を「平成八年度分の借入金限度額」に、「平成八年度」を「平成九年度」に、「上欄」を「年度の欄」に、「下欄に定める控除額」を「控除額の欄に定める額(同表の控除額の欄の上欄に定める額と同表の控除額の欄の下欄に定める額との合算額をいう。)」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控除額		そ の 他 の も の
	地方交付税法附則第四条 入金限度額に相当するもの	借入金限度額に相当するもの	
平成九年度	六百四十億円	七百十億円	
平成十一年度	七百八十億円	八百五十億円	
平成十二年度	八百五十億円	九百四十億円	
平成十三年度	九百四十億円	一千三十億円	
平成十四年度	一千三十億円	一千百五十億円	
平成十五年度	一千百五十億円	一千三百八十億円	
平成十六年度	一千三百八十億円	一千五百五億五千円	
平成十七年度	一千五百五億五千円	一千五百五億五千円	
平成十八年度	一千五百五億五千円	一千五百五億五千円	
平成十九年度	一千五百五億五千円	一千五百五億五千円	
平成二十一年度	一千五百五億五千円	一千五百五億五千円	
平成二十四年度	一千五百五億五千円	一千五百五億五千円	
平成二十五年度	一千五百五億五千円	一千五百五億五千円	
平成二十六年度	一千五百五億五千円	一千五百五億五千円	
平成二十七年度	一千五百五億五千円	一千五百五億五千円	
平成二十八年度	一千五百五億五千円	一千五百五億五千円	
平成二十九年度	一千五百五億五千円	一千五百五億五千円	
平成三十一年度	一千五百五億五千円	一千五百五億五千円	
平成三十二年度	一千五百五億五千円	一千五百五億五千円	
平成三十三年度	一千五百五億五千円	一千五百五億五千円	
平成三十四年度	一千五百五億五千円	一千五百五億五千円	

年	度	金額
平成九年度	六百四十億円	六百四十億円
平成十一年度	七百十億円	七百十億円
平成十二年度	八百五十億円	八百五十億円
平成十三年度	九百四十億円	九百四十億円
平成十四年度	一千三十億円	一千三十億円
平成十五年度	一千百四十億円	一千百四十億円
平成十六年度	一千二百五十億円	一千二百五十億円
平成十七年度	一千三百八十億円	一千三百八十億円
平成十八年度	一千五百五億五千円	一千五百五億五千円

第一次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める地方交付税法附則第四条の二 第二項の規定により各年度分の交付税の総額に加算する額

年 度	金額		第一次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額
	金	額	
平成九年度	六百四十億円	六百四十億円	
平成十一年度	七百十億円	七百十億円	
平成十二年度	八百五十億円	八百五十億円	
平成十三年度	九百四十億円	九百四十億円	
平成十四年度	一千三十億円	一千三十億円	
平成十五年度	一千百四十億円	一千百四十億円	
平成十六年度	一千二百五十億円	一千二百五十億円	
平成十七年度	一千三百八十億円	一千三百八十億円	
平成十八年度	一千五百五億五千円	一千五百五億五千円	

年	度	金額
平成三十五年度	一千四百二十八億円	一千四百二十八億円
平成三十六年度	一千七百三十七億円	一千七百三十七億円
平成三十七年度	三千九百五億円	三千九百五億円

官 報 (号 外)

八年度以降の年度に繰り越されたものについて
は、なお從前の例による。

審査報告書

平成八年分所得税の特別減税のための臨時措置法案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。
た。よって要領書を添えて報告する。

平成八年三月二十八日

參議院議長 斎藤 十朗殿 大蔵委員長 片山虎之助

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、平成八年分の所得税について、
特別減税を実施しようとするものであり、妥当
な措置と認める。

費用

本法律施行に伴う平成八年度の租税減収見込
額は、約一兆四千五十億円である。

官報(号外)

平成八年分所得税の特別減税のための臨時措
置法案
平成八年分所得税の特別減税のための臨時
措置法
(趣旨)
第一条 この法律は、平成八年分の所得税につい

て、特別減税を行うため必要な事項を定めるも
のとする。

(定義)

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用
語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住者 所得税法(昭和四十年法律第三十
三号)第一条第一項第三号に規定する居住者
をいう。

二 非居住者 所得税法第一百六十四条第一項各
号に掲げる非居住者をいう。

三 特別減税前の所得税額 平成八年分の所得
税につき、この法律の規定を適用せず、か
つ、所得税法第二編第二章第四節、第三章及
び第四章並びに第一百六十五条の規定、租税特
別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三
条の三第四項後段、第八条の三第四項後段、
第八条の四第一項後段、第九条、第九条の五
第四項後段、第十条、第十条の二第三項及び
第四項、第十条の三第三項から第五項まで及
び第十一項、第十条の五第三項から第五
項まで及び第十一項、第十条の六第四項、第
二十五条、第二十八条の四、第二十八条の
五、第二章第四節第一款から第八款まで、第
三十七条の十、第三十七条の十一、第三十九
条、第四十条の二第二項、第二章第五節、第
四十一条の七第一項、第四十一条の十四、第
平成八年三月二十六日

參議院議長 土井たか子
參議院議長 斎藤 十朗殿
平成八年分所得税の特別減税のための臨時措
置法案
平成八年分所得税の特別減税のための臨時
措置法
(趣旨)
第一条 この法律は、平成八年分の所得税につい

則第九条第一項及び第三項、第十二条、第十
七条並びに第十八条の規定、租税特別措置法
の一部を改正する法律(平成八年法律第
二号)附則第四条から第六条まで及び第九条
の規定、災害被災者に対する租税の减免、徵
收猶予等に関する法律(昭和二十一年法律第
百七十五号)第一条の規定、阪神・淡路大震
災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特別
に関する法律(平成七年法律第十一号)第八条
第一項後段、第八条の二第一項後段及び第十
二条から第十五条までの規定並びに小笠原諸
島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第
七十九号)第十五条の規定を適用して計算し
た所得税の額をいう。

四 確定申告書 所得税法第二条第一項第三十
七号に規定する確定申告書(当該確定申告書
に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十
六号)第十九条第二項に規定する修正申告書
を含む。)をいう。

五 納税地 所得税法第一百八十三条第一項に規
定する給与等をいう。

六 源泉徴収 所得税法第二条第一項第四十五
号に規定する源泉徴収をいう。

七 納税地 所得税法第一編第五章に規定する
(特別減税の額の控除)

第三条 居住者又は非居住者の平成八年分の所得
税については、この法律の定めるところによ
り、その者の特別減税前の所得税額から特別減
税の額を控除する。

一 所得税法第一百一十条第一項の規定の適用に
ついては、同項中「配当控除の額」とあるの
は、「配当控除の額と平成八年分所得税の特
別減税のための臨時措置法第三条(特別減税
の額の控除)の規定により控除される特別減
税の額との合計額」とする。

二 所得税法第一百二十条第三項第三号の規定の
適用については、同号中「交付される源泉徴
収票」とあるのは、「交付される源泉徴収票
(当該給与所得に係る第二十八条第一項給与
所得)に規定する給与等のうち第百八十五条
第一項第三号(労働した日)とに支払われる
給与等)に掲げる給与等については、当該給
与等の金額その他必要な事項を証する書類と
して大蔵省令で定めるものを含む。」とする。

(居住者の確定申告に係る特別減税の額の控
除)

第五条 居住者の平成八年分の所得税に係る所得
税法第二百二十条第一項第三号及び第五号の規定
の適用については、同項第三号中「第三章(税額
の計算)」とあるのは「第三章(税額の計算)及び
平成八年分所得税の特別減税のための臨時措
置法(平成八年法律第
二号)第三条(特別減税
の額の控除)」と、同項第五号中「又は当該申告
書」とあるのは「若しくは当該申告書」と、「政令
で定める金額がある場合には、当該金額」とあ
るのは「政令で定める金額又は平成八年分所得
税の特別減税のための臨時措置法第八条若しく
は第十条(居住者の平成八年一月から同年六月
までの間に支払われた給与等に係る特別減税額
の控除等)の規定により還付を受けた所得税の
額がある場合には、これらの金額」とする。

(居住者の確定申告書の提出の特例)

第六条 居住者の平成八年分の所得税に係る確定
申告書の提出については、次に定めるところに
よる。

第七条 居住者の平成八年分の所得税に係る確定
申告書の提出については、次に定めるところに
よる。

一 所得税法第一百一十条第一項の規定の適用に
ついては、同項中「配当控除の額」とあるの
は、「配当控除の額と平成八年分所得税の特
別減税のための臨時措置法第三条(特別減税
の額の控除)の規定により控除される特別減
税の額との合計額」とする。

二 所得税法第一百二十条第三項第三号の規定の
適用については、同号中「交付される源泉徴
収票」とあるのは、「交付される源泉徴収票
(当該給与所得に係る第二十八条第一項給与
所得)に規定する給与等のうち第百八十五条
第一項第三号(労働した日)とに支払われる
給与等)に掲げる給与等については、当該給
与等の金額その他必要な事項を証する書類と
して大蔵省令で定めるものを含む。」とする。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)
第四条 施行日前に平成八年分の所得税につき所
得税法第二百二十七条(同法第六百六十六条にお
いて準用する場合を含む。)の規定による確定申告
書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税
につき国税通則法第二十五条の規定による決定
を受けた者は、当該確定申告書に記載された事
項又は当該決定に係る事項(これらの中の事項につ
き施行日前に同法第十九条第三項に規定する修
正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第
二十六条の規定による更正があった場合には、
その申告又は更正後の事項)につきこの法律の
規定の適用により異動を生ずることとなつたと
きは、その異動を生ずることとなつた事項につ
いて、施行日から一年以内に、税務署長に対
し、国税通則法第二十二条第一項の更正の請求
をすることができる。

の整理合理化を図り、あわせて中小企業の貸倒
引当金の特例、特別国際金融取引勘定に係る利
子の非課税等期限の到来する特例措置について
実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を
講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認め
る。

なお、別紙の附帯決議を行つた。
本法律施行に伴う平成八年度の租税減収見込
額は、約二千三十億円である。

一、費用
附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきで
ある。

一、国民の理解と信頼に基づく税制の確立のた
め、公平・公正の見地から税制全般にわたる不
断の見直しを行うとともに、特に租税特別措置
については、その政策課題の緊急性、効果の有
無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分
吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進す
ること。

一、変動する納税環境、業務の一層の複雑化・国
際化、制度改正等に伴う事務量の増大及び税制
執行面における負担の公平確保の見地から、國
税職員については、その職員の年齢構成の特殊
性等従来の経緯等に配慮し、今後とも処遇の改
善、職場環境の充実及び定員の一層の確保に特
段の努力を行ふこと。

租税特別措置法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成八年三月二十八日

参議院議長 斎藤 十朗殿

大蔵委員長 片山虎之助

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近の社会経済情勢にかんが
み、個人の土地等の譲渡所得の課税の特例及び
法人の土地等の譲渡がある場合の特別課税の見
直し並びに地価税の税率の引下げ等の土地税制
の改正、株券等の譲渡に係る有価証券取引税の
税率の引下げ等を行ふとともに、特定の株式の
取得に係る経済的利益の非課税措置及び再生資
源の有効利用を促進するための措置を講ずるば
か、証券取引責任準備金等の廃止、海外投資等
損失準備金の積立率の引下げ等既存の特別措置

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

第五十七条の九を「第五十七条の八」に、「第六
十八条の五を「第六十八条の六」に、「第七十条の
九を「第七十条の十」に、「第七十一条の十四」を
「第七十一条の十七」に、「第八十四条の三」を「第
八十四条の二」に、「第八十六条の五」を「第八十六
条の六」に、「第八十七条の三」を「第八十七条の
四」に改める。

第一条第一項第一号の二を次のように改める。
一の二 内国法人又は外国法人 それぞれ法人
税法第二条第二号又は第四号に規定する内国
法人又は外国法人をい、それぞれ次号に規
定する人格のない社団等で、前号に規定する
国内に本店若しくは主たる事務所を有するも
の又は同号に規定する国外に本店若しくは主
たる事務所を有するものを含む。

第四条の二第一項中「勤労者財産形成住宅貯蓄
契約」の下に「(以下「勤労者財産形成住宅貯蓄
契約」といふ。)を、「勤労先」とい
う。)の下に「(当該賃金の支払者「勤労者財産形
成住宅貯蓄契約」といふ。)を、「勤労先」とい
う。)を加え、「その勤労先」を「その勤労
先等」といふ。)を加え、「その勤労先」を「その勤労
先等」に改め、同条第四項中「勤労先」の下に
「特定賃金支払者が勤労者財産形成住宅貯蓄
契約に係る事務を事務代行団体に委託をしている場合
には、当該委託に係る事務代行団体の事務所そ
の他の事務所を有するものとし、」を加え、「勤労
先等」に改め、同条第四項中「勤労先」の下に
「勤労先等」に改め、「経由して」の下に「前条第四項
に規定する」を加え、「前条第四項第三号」を「同項
第三号」に改め、同条第五項中「勤労先」を「勤労先
等」に改める。

第七条中「平成八年三月三十一日」を「平成十年
三月三十一日」に改める。

第九条の三及び第九条の四 削除

第九条の五第三項中「商法」の下に「明治三十
二年法律第四十八号」を加える。

第十条の二第一項中「平成八年三月三十一日」を
「平成十年三月三十一日」に改め、「又は同項第九
号に規定する御供給を行う事業」及び「ハ若しく
はニ」を削り、同項第一号中ハ及びニを削り、ホ
をハとする。

租税特別措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成八年三月二十六日

参議院議長 斎藤 十朗殿

衆議院議長 土井たか子

の整理合理化を図り、あわせて中小企業の貸倒
引当金の特例、特別国際金融取引勘定に係る利
子の非課税等期限の到来する特例措置について
実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を
講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認め
る。

もの。第七項において同じ。)を加え、「勤労先及
び同項」を「勤労先等及び第一項」に、「及び勤労
先」を「勤労先等」に改め、同条第五項中「勤務
先」を「勤務先等」に改める。

第四条の二第一項中「勤務先」という。)の下に
「(当該賃金の支払者「勤労者財産形成促進法第十
四条の二第二項に規定する中小企業の事業主に限
る。)が勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る事務を同法第
十四条の二第二項に規定する事務代行団体(以下
この条において「事務代行団体」という。)に委託を
している場合には、勤労先及び当該委託に係る事
務代行団体の事務所その他これに準ずるもので當
該事務を行つもの。以下この条において「勤務先
等」といふ。)を加え、「その勤務先」を「その勤務
先等」に改め、同条第四項中「勤務先」の下に
「特定賃金支払者が勤労者財産形成年金貯蓄契約
に係る事務を事務代行団体に委託をしている場合
には、当該委託に係る事務代行団体の事務所そ
の他の事務所を有するものとし、」を加え、「勤労
先等」に改め、「勤務先等」に改め、「経由して」の下に「前条第四項
に規定する」を加え、「前条第四項第三号」を「同項
第三号」に改め、同条第五項中「勤務先」を「勤務先
等」に改める。

第七条中「平成八年三月三十一日」を「平成十年
三月三十一日」に改める。

第九条の三及び第九条の四を次のように改め
る。

第九条の三及び第九条の四 削除

第九条の五第三項中「商法」の下に「明治三十
二年法律第四十八号」を加える。

第十条の二第一項中「平成八年三月三十一日」を
「平成十年三月三十一日」に改め、「又は同項第九
号に規定する御供給を行う事業」及び「ハ若しく
はニ」を削り、同項第一号中ハ及びニを削り、ホ
をハとする。

第十条の三第一項中「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十日」に改める。

第十条の六第一項中「第十二条、第十三条の二」を「第十二条の七から第十二条の二まで」に改める。

第十一条第一項の表の第一号中「百分の二十」とし、特定の物質によるオゾン層の破壊の防止に資する機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるものについては百分の十六とする。」を、「百分の十九」に改め、同表の第二号中「資源の有効利用の促進に資する廃棄物再生処理用の」を「再生資源

の分別回収の促進に資する」に改め、同表の第三号中「百分の十」を「百分の九」に改め、同表の第四号中「定める船舶」の下に「及び機械その他の設備」を加え、「本邦」を「本邦」に改め、「往来するもの」の下に「(以下この号において「外航船舶」という。)」を、「百分の十八」としの下に「当該船舶のうち外航船舶以外の船舶」を加え、「タンカー」を「もの及び当該機械その他の設備」に改める。

第十一条の二第一項の表の第一号の上欄及び中欄を次のように改める。

当該機械及び装置その他の減価償却資産

一大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十二号)第一条第四号に規定する地震防災対策強化地域その他の地震対策のための対策を緊急に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域(次号において「地震防災対策強化地域等」という。)内において地震防災に資する機械及び装置その他の減価償却資産で政令で定めるものを事業用に供する個人

第十一条の二第一項の表の第一号中「大規模地震対策特別措置法第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域その他の区域で地震動」を「地震防災対策強化地域等のうち地震」に、「区域内の」を

「区域内にある」に改め、「当該避難路」の下に「(次号において「避難路」という。)」を、「する当該建物の部分」の下に「(次号の規定の適用を受けるものを除く。)」を加え、同表に次の一号を加える。

百分の八

三 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百一十三号)第二条に規定する特定建築物のうち、同法第四条第二項に規定する政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のに該当する建物又は地上階数六以上の建物による被震害を防止する必要があると認められる地城若しくは避難路に面するものを有する個人

第十二条の六の六の次に次の二条を加える。

(再商品化設備等の特別償却)

第十二条の七 青色申告書を提出する個人が、平

成八年四月一日から平成十年三月三十一日までの間に、次の各号に掲げる機械その他の減価償却資産のうちその製作若しくは建設の後事業の

用に供されたことのないもの(以下この条において「再商品化設備等」という。)を取得し、又は

これを国内にある当該個人の事業の用(販付けの用を除く。)に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該再商品化設備等(第

十一条から前条までの規定の適用を受けるものと除く。)の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるわらず、当該再商品化設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額と設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 容器包装に係る分別収集及び再商品化的促進等に関する法律(平成七年法律第二百一十三号)第二条第六項に規定する分別基準適合物の再商品化をするための機械その他の減価償却資産で政令で定めるもの 百分の二十五

二 再生資源を利用した製品を製造するための機械その他の減価償却資産で政令で定めるもの(前号に掲げるものを除く。) 百分の十四

(再生資源の利用の促進に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の二十五)

二 第十二条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける再商品化設備等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十二条の七第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

第十二条の三の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

(特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却)

成八年四月一日から平成十年三月三十一日まで

間に、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第二十二号)第五条第八項の承認(同法第六条第一項の承認を含む。)に係る同法第五条第一項の地域輸入促進計画において定められた同条第三項の特定集積地区(以下この項において「特定集積地区」という。)の区域内において同法第二条第二項に規定する輸入貨物流通促進事業のうち政令で定めるもの(以下この項において「輸入関連事業」という。)の用に供する設備で政令で定める規模の附屬設備並びに機械及び装置で、輸入関連事業の円滑な実施に著しく資するものとして輸入関連事業の種類に応じて政令で定めるもののうち、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの(以下この項において「輸入関連事業用資産」という。)を取得し、又は輸入関連事業用資産を製作し、若しくは建設して、これを特定集積地区内において当該個人の営む輸入関連事業の用に供したときは、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該輸入関連事業用資産第十二条から前条までの規定の適用を受けるものと除く。)の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるわらず、当該輸入関連事業用資産について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額(一の生産等設備を構成する輸入関連事業用資産の取得価額の合計額が十億円を超える場合には、十億円に当該輸入関連事業用資産の取得価額が当該一の生産等設備を構成する輸入関連事業用資産の取得価額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額)の百分の二十五(建

物及びその附属設備については、百分の十一)に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該輸入関連事業用資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることとはできない。

2 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける輸入関連事業用資産の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の八第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3 第十一条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第十二条第一項の表の第一号及び第二号中「百分の十四」を「百分の十一」に、「百分の七」を「百分の六」に改め、同表の第七号中「百分の二十」を「百分の十八」に、「百分の十」を「百分の九」に改める。

第十三条の三第一項中「第一号に掲げる場合には、百分の三十」を「当該資産が第二号に定める資産である場合には百分の三十とし、第三号又は第四号に定める資産である場合には百分の十五とする。」に改め、同項第一号中「間に」を「間に」に改め、同項第二号中「間に」を「間に」、「前号に定める減価償却資産」を「農業用の機械及び装置」に改め、同項第三号中「間に」を「間に」に改め、同項第三号中「平成九年三月三十一日までの間に、林業等振興資金融通暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)第四条第二項に規定する合理化計画(その申請が同項第一号に掲げる」とする。

する法人で政令で定めるものと共同でされたものに限る。」を「平成十年三月三十一日までの間に林業基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)第三条第一項に規定する林業経営改善計画で政令で定めるもの〔に、「合理化計画〕を「林業経営改善計画〕に、「主として素材生産業を営むもの〕を「相当の規模の林業を営む者〕に、「合理化計画〕に「林業経営改善計画〕に、「同項に規定する事業規模の拡大が行われて〕を「同条第二項第一号に規定する林業経営の規模の拡大を行つて〕に改め、同項に次の一号を加える。

四 当該個人(前号に掲げる場合に該当する個人を除く)が、平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの間に林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第二号)第五条第一項に規定する改善措置についての計画(当該個人以外の同法第二条第二項に規定する事業主及び同法第十二条第一項の林業労働力確保支援センターと共同して作成されたものに限る。以下この号において「共同改善計画」という。)に係る同法第五条第一項の認定を受けた個人のうち主として素材生産業を営む者として政令で定めるもので、当該共同改善計画に従つて同項に規定する改善措置を実施していることについて大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに該当する場合、林業用の機械及び装置(当該個人が当該共同改善計画に係る認定前に他の共同改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合には、当該機械及び装置のうち新たなる共同改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作したものに限る。)

第十四条第一項中「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に、「の百分の百五十(当該優良賃貸住宅についてその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が四十五年以上であるときは、百分の百七十)に相当する」

を「に当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改め。

百分の百十七」を「百分の百十五」に、「百分の百二十」を「百分の百十八」に改め、同条第三項第一号中「都市計画に定められた都市計画法第八条第一項第二号の高度利用地区の区域内に建築される」を削り、同項第五号中「同項」を「同項又は同条第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

七 都市計画に定められた都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画の区域内に建築される遮音上有効な機能を有する建築物として政令で定めるもの

第十五条第一項中「平成八年二月三十一日」を「平成十年二月三十一日」に、「国内」を「関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法昭和二十五年法律第二百八十八号)第二条第四項に規定する臨港地区又は物資の流通の拠点区域として政令で定める区域内」に改め、「構築物のうちの下に当該地区又は区域の区分に応じて」を、「第十一条の二」の下に「又は第十二条の八」を加え、「百分の百十六」を「百分の百二十」に改める。

第二十条の三第一項中「平成八年」を「平成十年」に改める。

第二十一条の五及び第二十二条の六を削る。

第二十八条の四第一項中「十年」を「五年」に、「第三項及び第四項第一号」を「次項及び第三項第一号」に、「第六項第一号」を「第五項第一号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十八条の五第一項中「前条第三項」を「前条第一項」に、「前条第六項第一号」を「前条第五項第一号」に改め、同条第一項中「前条第四項第一号」を「前条第三項第一号」に、「同条第四項第四号イ」を「同条第三項第四号イ」に、「前条第四項第四号ハ」を「前条第三項第四号ハ」に、「前条第四項第四号イ」を「前条第三項第四号イ」に改め、同条第三項中「前条第五項及び第六項」を「前条第四項及び第六項」に、「前条第五項」を「前条第四項」に、「前条第五項」を「前条第四項」に改める。

に、「第四項第四号ハ」を「前項第四号ハ」に、「前第六項」を「前第五項」に改める。

第二十九条第一項から第三項までの規定中「平成八年十二月三十一日」を「平成十年十二月三十一日」に改める。

第二十九条の二を次のように改める。

(特定の取締役等が受ける新株の発行に係る株式の取得に係る経済的利益(非課税等))

第二十九条の二 特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)第八条第一項の決議により特に有利な発行価額で新株の発行を受ける者とされた同項に規定する認定会社の取締役若しくは使用人である個人(当該決議のあつた日において当該認定会社の発行済株式の総数の三分の一を超える数の株式を有していた個人(以下この項において「大口株主」という。)及び同日において当該認定会社の大口株主に該当する者が当該個人の配偶者その他の当該個人と政令で定める特別の関係のある者であつた個人を除く。以下この項において「取締役等」といいう。)又は当該取締役等の相続人で同条第六項の規定により当該決議があつたものとみなされたものが、当該決議に基づき当該認定会社と当該取締役等との間に締結された契約により与えられた当該新株の発行を請求する権利(当該権利に係る契約において、当該権利の行使は当該決議の日から二年以内はできないこと、当該権利の行使に係る新株の発行価額の年間の合計額が五百万円を超えないことその他の政令で定める要件が定められているものに限る。以下この項において「特定新株発行請求権」という。)を当該契約に従つて行使することにより当該新株の発行に係る株式の取得をした場合には、当該株式の取得に係る経済的利益については、所得税を課さない。ただし、当該取締役等又は当該決議があつたものとみなされた相続人(以下この項において「権利者」という。)が、当該特定新株発行請求権の行使をすることにより、その年にお

ける当該行使に係る新株の発行価額と当該権利者の他の特定新株発行請求権の行使に係る新株の発行価額との合計額が、五百万円を超えることによる特定新株発行請求権の行使による株式の取得に係る経済的利益については、この限りでない。

内に恒久的施設を有する非居住者が、当該適用を受けて取得をした株式を当該取得の日以後に譲渡した場合には、当該株式の譲渡による第三

十七条の十一第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等については、同条の規定は、適用しない。前項本文の規定の適用を受けた個人から贈与又は相続限定期承認に係るもの(以下「贈与者」といいう。)は遺贈(包括遺贈のうち限定期承認に係るもの)を除く。)により当該株式の取得をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、当該株式の取得の日以後に当該株式の譲渡をした場合についても、同様とする。

3 第一項本文の規定の適用を受ける場合における株式の取得価額の計算の特例、同項本文の規定の適用を受けて取得をした株式(前項後段の株式を含む。以下この項において「特定株式」という。)及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者がこれらの株式の譲渡をする場合における第三十七条の十の規定の適用に関する事項、第一項本文の規定の適用を受ける場合における株式の譲渡に係る国内源泉所得の範囲及び非居住者に対する課税の方法の特例、特定株式の譲渡に係る所得税法第二百二十四条の三及び第二百二十五条の規定の特例、同項本文の規定の適用を受けた個人の有する同項の認定会社の株式に係る名義書換等の事実が生じた場合における当該認定会社から税務署長への通知に係る事項その他の前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十九条の三から第二十九条の五までを次の

ように改める。

(勤労者が受ける財産形成給付金等に係る課税の特例)

第二十九条の三 勤労者財産形成促進法第一条第一号に規定する勤労者が、同法第六条の二第一項に規定する勤労者財産形成給付金契約又は同法第六条の三第二項に規定する第一種勤労者財産形成基金契約若しくは同条第三項に規定する第二種勤労者財産形成基金契約に基づき一時金として支払を受ける同法第六条の二第一項に規定する財産形成給付金又は同法第六条の四第二項に規定する第一種財産形成基金給付金若しくは同法第三項に規定する第二種財産形成基金給付金(以下「財産形成給付金等」という。)のうち、同法第六条の二第一項第六号又は同法第六条の三第二項第六号若しくは同法第三項第五号に規定する中途支払理由でやむを得ないものとして政令で定めるもの以外の理由により支払を受ける財産形成給付金等の額は、同法第六条の二第一項に規定する信託会社等又は同法第六条の三第二項に規定する信託会社等若しくは同法第六条の三第三項に規定する銀行等がそれぞれ支払をする所得税法第二十八条第一項に規定する給与等の金額とみなし、その他の財産形成給付金等の額は、これらのがそれぞれ支払をする一時所得に係る収入金額とみなして、同法の規定を適用する。

前項に規定する勤労者が当該勤労者を雇用する勤労者財産形成促進法第八条の二第二号に規定する事業主から支払を受ける同号に規定する財産形成貯蓄活用給付金の額は、一時所得に係る収入金額とみなして、所得税法の規定を適用する。

第二十九条の四及び第二十九条の五 削除
第三十一条第一項中「十年」を「五年」に、「第六項第二号」を「第四項第二号」に改め、同項第一号中「百分の二十五」を「百分の二十」に改め、同項第二号中「四千万円を超える」を「八千万円を超える」に改め、同号イ中「千万円」を「千八百万円」に改め、同号ロ中「四千万円」を「八千万円」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 課税長期譲渡所得金額が四千万円を超える場合 千万円以下である場合 次に掲げる金額の合計額

イ 八百万円

ロ 当該課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の二十に相当する金額

三 第三十一条第一項中「平成八年二月二十一日」を「平成十三年三月三十一日」に、「前条第四項」を「前条第二項」に改め、「同条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。」及び「同条第二項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項から第十項までを削る。

第二十二条の二第一項中「平成八年二月二十一日」を「平成十三年三月三十一日」に、「前条第四項」を「前条第二項」に改め、「(同条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。)」を削り、「同条第一項各号」を「同条各号」に、「当該譲渡に係る課税長期譲渡所得金額の十五%」を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 課税長期譲渡所得金額が四千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の十五に相当する金額
二 課税長期譲渡所得金額が四千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 六百万円
ロ 当該課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の二十に相当する金額

第三十二条の二第三項中「平成八年三月二十一日」を「平成九年三月二十一日」に改め、同号イ中「四千万円を超える」を「八千万円を超える」に改め、同号ロ中「四千万円」を「八千万円」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

産にあつては平成六年一月一日から平成九年三月三十日までとする」に改める。

第三十七条の五第一項の表の第二号中「中部圏開発整備法」の下に「昭和四十一年法律第一百二号」を加え、同項第二項の表中「平成八年十一月三十日」を「平成十二年十二月三十一日」に、「第十七号」を「第十八号」に、「までとし」を「までに、「までとする」を「まで、同表の第二十号の上欄に掲げる資産にあつては平成六年一月一日から平成九年三月三十一日までとする」に改め、同条第五項第一号中「第三十一条第四項」を「第三十一条第一項」に改める。

第三十七条の十一第一項中「第六項」を「第七項」に改め、同項第三号中「対して商法」の下に「(明治三十二年法律第四十八号)」を加え、同条第九項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成八年四月一日から平成十年三月三十一日までの間に行う上場株式等の譲渡(前項第三号に掲げるものに限る。)による株式等に係る譲渡所得等については、同号中「百分の五」とあるのは「百分の五・二五」として、同項の規定を適用する。

第四十二条の五第一項中「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、「又は同項第九号に規定する卸供給を行う事業」及び「ハ若しくはニ」を削り、同項第一号中ハ及びニを削り、本をハとする。

一大規模地震対策特別措置法第一条第四号に規定する地震防災対策強化地域その他の地震防災のための対策を緊急に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域(次号において「地震防災対策強化地域等」という。内において、地震防災に資する機械及び装置その他の減価償却資産で政令で定めるものを事業の用に供する法人)

第四十二条の六第一項中「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

第四十二条の九第六項第一号中「第二条第一項第二号に規定する」を削る。

第四十三条第一項の表の第一号中「百分の二十分の十九」を改め、同表の第二号中「資源の有効利用の促進に資する廃棄物再生処理用の」を「再生資源の分別回収の促進に資する」に改め、同表の第三号中「百分の十」を「百分の九」に改め、同表の第四号中「定める船舶」の下に「及び機械その他の設備」を加え、「本邦」を「本邦」に改め、「往来するもの」の下に「(以下この号において「外航船舶」という。)」を、「百分の十八とし」の下に「当該船舶のうち外航船舶以外の船舶で」を加え、「タンカー」を「もの及び当該機械その他の設備」に改める。

第四十三条の二第一項中「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に、「第一条第一項第二号から第十五号までに掲げる」を「第二条第一項に規定する」に、「同項第一号に掲げるもののうち同号で定めるもの」を削り、「百分の十一」を「百分の八」に改める。

第四十四条の二第一項中「十二年以内の」を「十四年以内の」に改め、同項に次の二号を加える。

六 適用期間の開始の日から十四年以内に取得等をした高度技術工業用設備(前各号に掲げたる高度技術工業用設備に該当するものを除く。)百分の十二(建物及びその附属設備については、百分の六)

第四十四条の三第一項中「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に、「七年以内の」を「九年以内の」に改め、同項に次の二号を加える。

七 適用期間の開始の日から三年以内に取得等をした産業業務施設(前号に掲げる産業業務設して「を」の取得等(取得又は建設をいう。以下この項において同じ。)をして「に」「取得価額の百分の十二に相当する金額」を「取得価額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」に改め、同項に次の各号を加える。

八 適用期間の開始の日から五年以内に取得等をした産業業務施設(前号に掲げる産業業務設して「を」の取得等(取得又は建設をいう。以下この項において同じ。)をして「に」「取得価額の百分の十二に相当する金額」を「取得価額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」に改め、同項に次の各号を加える。

九 適用期間の開始の日から五年以内に取得等をした産業業務施設(前号に掲げる産業業務設して「を」の取得等(取得又は建設をいう。以下この項において同じ。)をして「に」「取得価額の百分の十二に相当する金額」を「取得価額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」に改め、同項に次の各号を加える。

十 適用期間の開始の日から三年以内に取得等をした産業業務施設(前号に掲げる産業業務設して「を」の取得等(取得又は建設をいう。以下この項において同じ。)をして「に」「取得価額の百分の十二に相当する金額」を「取得価額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」に改め、同項に次の各号を加える。

十一 適用期間の開始の日から五年以内に取得等をした産業業務施設(前号に掲げる産業業務設して「を」の取得等(取得又は建設をいう。以下この項において同じ。)をして「に」「取得価額の百分の十二に相当する金額」を「取得価額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」に改め、同項に次の各号を加える。

十二 適用期間の開始の日から三年以内に取得等をした産業業務施設(前号に掲げる産業業務設して「を」の取得等(取得又は建設をいう。以下この項において同じ。)をして「に」「取得価額の百分の十二に相当する金額」を「取得価額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」に改め、同項に次の各号を加える。

十三 適用期間の開始の日から五年以内に取得等をした産業業務施設(前号に掲げる産業業務設して「を」の取得等(取得又は建設をいう。以下この項において同じ。)をして「に」「取得価額の百分の十二に相当する金額」を「取得価額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」に改め、同項に次の各号を加える。

十四 適用期間の開始の日から五年以内に取得等をした産業業務施設(前号に掲げる産業業務設して「を」の取得等(取得又は建設をいう。以下この項において同じ。)をして「に」「取得価額の百分の十二に相当する金額」を「取得価額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」に改め、同項に次の各号を加える。

十五 適用期間の開始の日から五年以内に取得等をした産業業務施設(前号に掲げる産業業務設して「を」の取得等(取得又は建設をいう。以下この項において同じ。)をして「に」「取得価額の百分の十二に相当する金額」を「取得価額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」に改め、同項に次の各号を加える。

第四十四条第一項の表の第二号中「大規模地震対策特別措置法第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域その他の区域で地震活動を「地震防災対策強化地域等のうち地震」に、「区域内の」を「区画内の」を区除く。」を加え、同表に次の二号を加える。

三 第二条に規定する特定建築物のうち、同法第四条第二項に規定する政令で定める規模以上のものに該当する建物又は地盤階数六以上のものによる被害を防止する必要があると認められる地域として政令で定める地域内に有する法人

四 第二条に規定する計画に基づき行う同条に規定する耐震改修のための工事の施行に伴つて取得し、又は建設する当該建物の部分

五 当該建物の部分にについて同法第七条に規定する耐震改修のための工事の施行に伴つて取得し、又は建設する当該建物の部分

六 百分の八

域内にある」に改め、「当該避難路」の下に「(次号において「避難路」という。)を、「する当該建物の部分の下に(次号の規定の適用を受けるものを除く。)」を加え、同表に次の二号を加える。

七 当該建物の部分にについて同法第七条に規定する耐震改修のための工事の施行に伴つて取得し、又は建設する当該建物の部分

八 百分の八

九 域内にある」に改め、「当該避難路」の下に「(次号において「避難路」という。)を、「する当該建物の部分の下に(次号の規定の適用を受けるものを除く。)」を加え、同表に次の二号を加える。

十 当該建物の部分にについて同法第七条に規定する耐震改修のための工事の施行に伴つて取得し、又は建設する当該建物の部分

十一 百分の八

十二 当該建物の部分にについて同法第七条に規定する耐震改修のための工事の施行に伴つて取得し、又は建設する当該建物の部分

十三 百分の八

十四 当該建物の部分にについて同法第七条に規定する耐震改修のための工事の施行に伴つて取得し、又は建設する当該建物の部分

十五 百分の八

十六 当該建物の部分にについて同法第七条に規定する耐震改修のための工事の施行に伴つて取得し、又は建設する当該建物の部分

十七 百分の八

十八 当該建物の部分にについて同法第七条に規定する耐震改修のための工事の施行に伴つて取得し、又は建設する当該建物の部分

十九 百分の八

二十 当該建物の部分にについて同法第七条に規定する耐震改修のための工事の施行に伴つて取得し、又は建設する当該建物の部分

二十一 百分の八

二十二 当該建物の部分にについて同法第七条に規定する耐震改修のための工事の施行に伴つて取得し、又は建設する当該建物の部分

二十三 百分の八

係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかるらず、当該再商品化設備等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該再商品化設備等の取得価額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額とする。

一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第六項に規定する分別基準適合物の再商品化をするための機械そく定等の他の減価却資産で政令で定めるもの百分の二十五)

二 再生資源を利用した製品を製造するための機械その他の減価却資産で政令で定めるもの(前号に掲げるものを除く。)百分の十四(再生資源の利用の促進に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の二十五)

三 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却)

第四十四条の十 青色申告書を提出する法人が、平成八年四月一日から平成十年二月三十日までの間に、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第五条第八項の承認(同法第六条第一項の承認を含む。)に係る同法第五条第一項の地域輸入促進計画において定められた同条第三項の特定集積地区(以下この項において「特定集積地区」という。)の区域内において同法第二条第一項に規定する輸入貨物流通促進事業のうち政令で定めるもの(以下この項において「輸入関連事業」という。)の用に供する設備で政令で定める規制のもの(新設をする場合において、当該地域輸入促進計画に従つて、当該新設に係る建物及びその附属設備並びに機械及び装置で、輸入関連事業の円滑な実施に著しく資するものとして輸入関連事業の種類に応じて

政令で定めるもののうち、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの(以下この項において「輸入関連事業用資産」といふ。)を取得し、又は輸入関連事業用資産を製作し、若しくは建設して、これを特定集積地区内において当該法人の営む輸入関連事業の用に供したときは、その用に供した日を含む事業年度の当該輸入関連事業用資産(第四十三条から前条まで又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかる特例の規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるもの(以下「合理化計画」といふ。)をしたときは、その用に供した日を含む事業年度の当該輸入関連事業用資産(第四十三条から前条まで又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の償却限度額は、当該輸入関連事業用資産(第四十三条から前条まで又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の償却限度額と特別償却限度額(当該輸入関連事業用資産の普通償却限度額と特別償却限度額の合計額)とする。

二 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却)

第四十五条第一項中「当該工業用機械等」を削り、「生産設備」を「生産等設備」に、「するもの」を「する工業用機械等」に改め、「取得価額が当該の下に「一の生産等設備を構成する」を加え、同項の表の第一号及び第二号中「百分の十四」を「百分の十一」に、「百分の七」を「百分の六」に改め、同表の第七号中「百分の二十」を「百分の十八」に、「百分の十」を「百分の九」に改める。

三 第四十六条の三第一項中「百分の二十」の下に「(当該資産が第二号又は第三号に定める資産である場合には、百分の十五)」を加え、同項第一号中「間に」、「を間に」に改め、同項第一号中「平成九年三月三十一日までの間に、林業等振興資金通暫定措置法第四条第二項に規定する合理化計画(そ

の申請が同項第一号に掲げる法人で政令で定めるものと共同でされたものに限る。)を「平成十年三月三十一日までの間に林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法第三条第一項に規定する林業経営改善計画で政令で定められたもの(以下「合理化計画」といふ。)を「主として素材生産業を営むもの」を「相手の規模の林業を営む者」に、「合理化計画」に規定する林業経営の規模の拡大を行つて」に改め、同項に次の一号を加える。

三 当該法人(前号に掲げる場合に該当する法人を除く。)が平成八年四月一日から平成十年三月三十一日までの間に林業労働力の確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する法律第二条第二項に規定する事業主及び同法第十一条第一項の認定を受けた法人のうち素材生産業を営む森林組合若しくは森林組合連合会又は主として素材生産業を営む者として政令で定めるもので、当該共同改善計画に従つて同項に規定する改善措置を実施していることについて大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに該当する場合 林業用の機械及び装置(当該法人が当該共同改善計画に係る認定前に他の共同改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合には、当該機械及び装置のうち新たに共同改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作したものに限る。)

二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第一条第五号に規定する区域内に建築される賃貸住宅のうち次に掲げるもの 百分の五十(当該賃貸住宅のうち耐用年数が四十五年以上であるものについては、百分の七十)イ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第一百一条の八に規定する認定計画に基づき建築される建物に係る賃貸住宅で政令で定めるもの

口 次に掲げる建物(政令で定める要件を満たすものに限る。)に係る賃貸住宅で優良な共同住宅に該当するものとして政令で定めるもの

(1) 都市計画法第四条第一項に規定する都市計画(第三項において「都市計画」という。)に定められた同法第八条第一項第三号の高度利用地区その他の政令で定める区域に建築される建物で政令で定め

るもの

(2) 建築基準法第五十九条の二第一項の規定による許可を受けて建築される建物で政令で定めるもの

以上であるときは、百分の七十に相当する」を「に当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 特定優良賃貸住宅のうち新築の時における法人税法の規定により定められている耐用年数(次号において「耐用年数」という。)が四十五年以上であるものについては、百分の六十

以上であるときは、百分の七十に相当する」を「に当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 特定優良賃貸住宅のうち新築の時における法人税法の規定により定められている耐用年数(次号において「耐用年数」という。)が四十五年以上であるものについては、百分の六十

計画に定められた都市計画法第八条第一項第三号の高度利用地区の区域内に建築される」を削り、同項第五号中「同項」を「同項又は同条第一項」に改め、同項に次の二号を加える。

七 都市計画に定められた都市計画法第十二条

の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画の区域内に建築される遮音上有効な機能を有する建築物として政令で定めるもの

第四十八条第一項中「平成八年三月三十日」を
「平成十年三月三十一日」に、「国内」を「関税法第
二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先
水面とする地域において定められた港湾法第二条
第四項に規定する臨港地区又は物資の流通の拠点
区域として政令で定める区域内」と改め、「構築物
のうち」の下に「当該地区又は区域の区分に応じ
て」を加え、「百分の十六」を「百分の二十」に改め
る。

第五十四条第五項第一号中第一條第一項第一号に規定する」を削る。

第五十五条第一項中「平成十年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号及び第二号中「百分の十五」を「百分の十二」に改め、同表の第三号及び第四号中「百分の十八」を「百分の十一」に改め、同表の第五号及び第六号中「百分の十八」を「百分の十六」に改め、同条第二項第十三号中「同項第一号に規定する外国法人をいう。第十五号において同じ。」を削り、同条第四項第二号中「口に掲げる場合」の下に「(第一項の表の第三号)又は第四号の上欄に掲げる法人になつた場合を除く。」を加え、同号イ中「又は第二号」を「から第四号まで」に、「百分の六十一・五」を「百分の七十」に改め、同号ロ中「又は第二号」を「から第四号まで」に、「百分の八十五」を「百分の八十八」に改め、同号ハ中「第三号から第六号まで」を「第五号又は第六号」に、「百分の五十五」を「百分の六十」に改め、同号ニ中「第三号から第六号まで」を「第五号又は第六号」に、「百分の八十一」を「百分の八十四」に改める。

第五十五条の二第一項中「平成八年三月三十一日」を平成十年三月三十一日に改め、同条第一項第一号中「第一条第一項第一号に規定する」を削る。

任保険」を「第一項の原子力保険」に改め、「ついで」の下に、「同条第十四項前段の規定は第一項の原子力保険に係る異常危険準備金を積み立てている法人が合併した場合について、それぞれ」を加え、同項に後段として次のように加え、同項を同条第八項とする。

一 会社が関西国際空港の用に供するために造成した土地 当該土地の取得価額として政令で定める金額

この場合において、同条第十四項前段中「第六項」とあるのは、「第五十七条の六第四項」と読み替えるものとする。

第五十七条の六第六項を同条第七項とし、同条第五項中「原子力損害賠償責任保険」を「原子力保険」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「原子力損害賠償責任保険」を「原子力保険」に、掲げる金額」を「定める金額」に、「前項」を「前二項」に、「取りくずした」を「取り崩した」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

律第五十ニ号)第七条第一項第一号に規定する指定造成事業者が関西国際空港の用に供するために造成した土地、会社が当該土地の賃借に伴い支払う土地の上に存する権利の設定の対価の額として政令で定める金額。

第五十七条の七第二項中「関西国際空港をその事業の用に供した日を含む事業年度から関西国際空港用地の造成工事の費用に充てるために要した借入金その他の債務の返済の完了が予定される日」として政令で定める日(その日が当該返済を完了した日として政令で定める日後である場合に「同日」を含む事業年度までの「日」を「次の各号に

積み立てている法人の各事業年度終了の日ににおける前事業年度から繰り越された原子力保険に係る異常危険準備金の金額のうちに同日前十年以前に終了した事業年度において積み立てた金額(当該法人が合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人が同日前十年以前に終了した事業年度において積み立てた金額を含む。)がある場合には、当該金額のうち政令で定める金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第五十七条の七第一項中「次に掲げる金額のうち」を「次の各号に掲げる土地」とし、当該各号に定める金額の十分の一に相当する金額と当該各号に掲げる土地に係る累積限度基準額との間に、「(当該金額)を(以下この項において「積立基準額」という。)に相当する金額(第一号に掲げる土地に係る積立基準額)に、「当該相当する金額」を「当該三分の一に相当する金額」とし、第二号に掲げる土地に係る積立基準額が当該三分の一に相当する金額から第一号に掲げる土地に係る積立基準

一、同項に次の各号を加える。
前項第一号に掲げる土地 当該土地を会社の事業の用に供した日を含む事業年度から当該土地の造成工事の費用に充てるために要した借入金その他の債務の返済の完了が予定されている日として政令で定める日を含む事業年度までの各事業年度

二、前項第二号に掲げる土地 当該土地を会社の事業の用に供した日を含む事業年度から同号に定める対価の支払に充てるために要した借入金その他の債務の返済の完了が予定されている日として政令で定める日を含む事業年度までの各事業年度

第五十七条の七第八項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第十七条の七第四項第一号に規定する」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第七項及び第八項」を「第八及び第九項」に改め、同項を同条第六項とし、

例)」とあるのは、「租税特別措置法第七十一条の十六第一項(特定の放送用施設の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例)」と読み替えるものとする。

第七十一条の七第五項及び第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用す

- 1 -

第七十一条の十一第一項中「第七十一条の五から第七十二条の四まで」を「第七十一条の二から第七十二条の六まで」に、「第七十一条の五から第七十二条の十まで」に改め、同条第二項中「第七十一条の十一第一項」を「第七十一条の十三第一項」に、「第七十一条の十二第一項」を「第七十一条の十四第一項」に改め、同条第三項中「第七十一条の五第五項」を「第七十一条の七第五項」に改め、同条を第十七条の十四とする。

第七十一条の十一第一項中「第七十一条から第七十一条の四まで」を「第七十一条の二から第七十一条の六まで」に、「第七十一条の五」を「第七十一条の七」に改め、同条第二項中「第七十一条の十一第一項」を「第七十一条の十三第一項」に改め、同条第三項中「第七十一条の五第五項」を「第七十一条の七第五項」に改め、同条を第七十一条の十三とする。

第七十一条の十第一項中「第七十一条から第七十一条の四まで」を「第七十一条の二から第七十一条の六まで」とし、「第七十一条の五」を「第七十一条の七」に改め、同条第一項中「第七十一条の六第三項」を「第七十一条の八第三項」に、「第七十一条の六第一項」を「第七十一条の八第一項」に、「第七十一条の十第一項」を「第七十一条の十二第一項」に改め、同条第三項中「第七十一条の五第五項」を「第七十一条の七第五項」に改め、同条を第七十二条の十二とする。

第七十一条の九第一項中「第七十一条から第七十一条の四まで」を「第七十一条の二から第七十一条の六まで」に、「第七十一条の五」を「第七十一条

の七に改め、同条第一項中「第七十一条の六第三項」を「第七十一条の八第三項」に、「第七十一条の六第一項」を「第七十一条の八第一項」に、「第七十一条の九第一項」を「第七十一条の十一第一項」に改め、同条第三項中「第七十一条の五第五項」を「第七十二条の七第五項」に改め、同条を第七十一条の十一とする。

項を「第七十一条の五第一項」に改め、同条を第七十一条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

(民間都市開発推進機構が有する土地等の非課税)

の三とする。
第七十一条中「地価税法第一条第一号に規定するを削り、「同法」を「地価税法」に改め、同条を第七十一条の二とし、第四章の「中同条の前に次の一項を加える。
(地価税の基礎控除及び税率の特例)
第七十一条 平成九年以後の各年の課税時期(地価税法第一号に規定するを削り、「同法」を「地価税法」に改め、同条を第七十一条の二とし、第四章の「中同条の前に次の一項を加える。
(地価税の基礎控除及び税率の特例)

第一項に規定する民間都市開発推進機構が、課税時期において有する土地等(当該民間都市市開発推進機構が、平成八年一月一日から平成十二年三月三十一日までの間に同法附則第十四条第三項第一号に規定する事業見込地として取得したもので、その取得の日から当該課税時期までの期間が十年を超えていないものその他政令で定めるものに限る)については、当該民間都市開発推進機構には、地価税を課さない。

前項の規定の適用がある場合における地価税

税法第二条第四項に規定する課税の事務を
う。以下この章において同じ。)に係る同法第十一
八条第二項に規定する基礎控除の額は、同条第一
項の規定にかかるらず、土地等(同法第二条
第一号に規定する土地等をいう。以下この章に
おいて同じ。)を有する者の次の各号に掲げる区分
に応じ当該各号に定める金額と同項第一号に
掲げる金額とのいずれか多い金額とする。
一 普通法人 法人税法第二条第九号に規定す
る普通法人をいう。次号において同じ。)のう

法第二章の規定の適用については、同法第十六條中「第八条まで」とあるのは、「第八条まで及び租税特別措置法第七十一条の六第一項(民間都市開発推進機構が有する土地等の非課税)」とする。

二 課税時期における資本の金額又は出資金額が十億円を超える法人(地価税法第十八条第三項第一号イに規定する相互会社及び外国租借会社を含む) 五億円

三 普通法人のうち課税時期における資本の金額又は出資金額が一億円を超えて十億円以下の法人 八億円

第一項とし、同条第四項中「前二項」を「前一項」に、「及び」を「並びに」に、「第七十一条の三第一項から第三項まで」を「第七十一条の四第一項及び第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第七十一条の四とする。

第七十一条の二第一項中「地価税法第一条第一号に規定する土地等(以下この章において「土地等」という。)で、同条第四号に規定する「及び(以下この章において「課税時期」という。)」を削り、「同条第九号」を「地価税法第一条第九号」に、「供されているもの」を「供されている土地等」に改め、同条第二項中「第七十一条の二第一項」を「第七十一条の三第一項」に改め、同条を第七十一条の三第一項

(地価税法第一条第七号に規定する人格のない
い社団等を含む。)十五億円

2 平成八年以後の各年の課税時期に係る地価
の税率については、地価税法第二十二条第一項中「千
分の三」とあるのは、「千分の一・五」とする。

3 前二項の規定の適用に関する必要な事項は、政
令で定める。

第七十六条第一項及び第二項中「平成八年三月
三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、「
条第三項中「平成八年三月三十一日」を「平成十年
三月三十一日」に、「この場合には」を「この場合」
において」に改める。

第七十七条の二の見出し中「農地保有合理化法

は積み立てる同項の再生資源利用促進準備金については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成九年三月三十日」とあるのは、「平成八年三月三十一日」とする。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第九条 新法第三十一条の規定は、個人が平成八年一月一日以後に行う同条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡について適用し、個人が同日前に行つた旧法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡については、なお従前の例による。

2 新法第三十一条の二の規定は、個人が平成九年一月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が同日前に行つた旧法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。

3 新法第三十四条第三項の規定は、個人が平成九年一月一日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用する。

4 新法第三十四条の二第二項第七号の規定は、個人が幹線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用する。

5 新法第三十四条の二第三項の規定は、個人が平成九年一月一日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行つた旧法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

6 施行日から附則第一条第六号に定める日の前

までの間ににおける新法第三十七条第一項、第三項及び第四項(新法第三十七条の五第二項において準用する場合を含む)並びに第三十七条の四の規定の適用については、これららの規定中

「同表の第二十号」とあるのは、「同表の第十九号」とする。

(同表の第二十号)

(法人の減価償却に関する経過措置)

7 新法第三十七条(同条第一項の表の第十七号に係る部分に限る)の規定は、個人が幹線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後に同号の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同号から第四号までの規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をするこれらの規定の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の表の第一号から第四号までの規定の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

8 新法第三十七条(同条第一項の表の第十九号に係る部分に限る)の規定は、個人が施行日以後に行う同号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧法第三十一条第一項の表の第十八号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

9 施行日から附則第一条第六号に定める日の前七条第一項の表の第十八号とあるのは、「第十九号」とする。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

10 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人が施行日前に取得等をする同号の規定の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

11 新法第三十四条の二第二項第七号の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同号の規定の中欄に掲げる減価償却資産について適用する。

12 新法第三十四条の二第二項第七号の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同号の規定の中欄に掲げる減価償却資産について適用する。

取得又は製作若しくは建設をした旧法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等については、なお従前の例による。

13 新法第四十四条の七第一項の表の第五号の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条の八第一項に規定する産業業務施設については、なお従前の例による。

14 新法第四十五条第一項の表の第一号、第二号及び第七号の規定は、法人が施行日以後に取得等をするこれらの規定の第三欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一項の表の第一号、第二号及び第七号の規定の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

15 新法第四十六条の三第一項(同項第二号に係る部分に限る)の規定は、林業改善資金助成法及び林業等振興資金金融通暫定措置法の一部を改正する法律の施行の日以後に同号に規定する林業經營改善計画について適用し、同日前に旧法第四十六条の三第一項第二号に規定する認定を受けた同号の法人の有する同号に定める減価償却資産について適用し、同日前に旧法第四十六条の三第一項第二号に規定する合理化計画につき同号に規定する認定を受けた同号の法人の有する同号に定める減価償却資産については、なお従前の例による。

16 新法第四十七条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同号に規定する優良賃貸住宅について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七条第一項に規

事業用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条の三第一項に規定する特定事業用資産については、なお従前の例による。

17 新法第四十四条の七第一項の表の第五号の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条の八第一項に規定する産業業務施設については、なお従前の例による。

18 新法第四十五条第一項の表の第一号、第二号及び第七号の規定は、法人が施行日以後に取得等をするこれらの規定の第三欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一項の表の第一号、第二号及び第七号の規定の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

19 新法第四十六条の三第一項(同項第二号に係る部分に限る)の規定は、林業改善資金助成法及び林業等振興資金金融通暫定措置法の一部を改正する法律の施行の日以後に同号に規定する林業經營改善計画について適用し、同日前に旧法第四十六条の三第一項第二号に規定する認定を受けた同号の法人の有する同号に定める減価償却資産について適用し、同日前に旧法第四十六条の三第一項第二号に規定する合理化計画につき同号に規定する認定を受けた同号の法人の有する同号に定める減価償却資産については、なお従前の例による。

20 新法第四十七条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同号に規定する優良賃貸住宅について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七条第一項に規

官報 (号外)

発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律の施行の日以後に取得する同号令に掲げる土地等について適用し、法人が同日前に取得した旧法第六十二条の二第三項第二号ホに掲げる土地等については、なお前例による。

(法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率に

は、新旧の土地譲渡利益金額の合計額を新法
の土地譲渡利益金額の合計額とみなす。
新法第六十三条の規定は、法人が平成八年一
月一日以後にする同条第一項に規定する短期所
有に係る土地の譲渡等(新法第六十三条の二第
一項の規定のあるものを除く。)に係る新

3 地の譲渡利益金額の合計額を新法の短期所有土地の譲渡利益金額の合計額とみなす。新法第六十三条の二の規定は、法人が平成八年一月一日以後にする同条第一項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等に係る同項に規定する譲渡利益金額(同条第四項において準用する)

(法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置) の合計額に満たない場合には、新旧の超短期所有土地の譲渡利益金額の合計額を新法の超短期所有土地の譲渡利益金額の合計額とみなす。

第十五条 新法第六十二条の三の規定は、法人が平成八年一月一日以後にする同条第一項に規定

(同条第四項において準用する新法第六十二条の三第九項に規定する益金の額に算入された金

額に算入された金額で当該超短期所有に係る土地の譲渡等に係るものと含む。以下この項における法人が平成九年一月一日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について

第六十三条の二第一項の規定の適用があるもの
を除く。)に係る旧法第六十三条第一項に規定す

六十二条の三第九項に規定する益金の額に算入された金額で当該超短期所有に係る土地の譲渡 3 新法第六十五条の四第一項の規定は、法人が適用する。

項又は第六十三条の二第一項の規定の適用があるものを除く。)に係る旧法第六十二条の三第一

に算入された金額で当該短期所有に係る土地の譲渡等に係るものを含む。以下この項において

及び旧法の超短期所有土地の譲渡利益金額に係る旧法第六百二十二条の二第五項に規定する超える第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税

する益金の額に算入された金額で、該土地の譲渡等に係るものと含む。以下この項において「口取」、「口取書」、「口取契約」などと表記する。

については、なお従前の例による。この場合において、新法の短期所有土地の譲渡利益金額と

による。この場合において、新法の超短期所有土地の譲渡利益金額と旧法の超短期所有土地の

新法の土地譲渡利益金額と旧法の土地譲渡利益金額のいずれもある各事業年度の新法の土地

利益金額と旧法の短期所有土地の譲渡利益金額との合計額(以下この項において「新旧の短期所

短期所有土地の譲渡利益金額との合計額(以下この項において「新日」の超過明所有土地の譲度表の第二十一号」とあるのは、「同表の第二十一号」である。

計額(以下この項において「新旧の土地譲渡利益
金額の合計額」という。)が次の各号に規定する

の各号に規定する場合に該当する場合には、当該各号に定めるところによる。

する場合に該当する場合には、当該各号に定め（同号に係る部分に限る。）及び第六十五条の八号に係る部分に限る。）の規定は、法人が幹

一 新旧の土地譲渡利益金額の合計額が旧法の

積水海上保険株式会社の請負料金額の合計額に満たない場合には、新旧の短期所有土地の譲渡利益金額を田法の盈期所有

二 新旧の土地譲渡利益金額の合計額が新法の
の土地譲渡利益金額の合計額とみなす。

二 新旧の短期所有土地の譲渡利益金額の合計

二 新旧の超短期所有土地の譲渡利益金額の合 す。

平成八年二月一十九日 参議院会議録第九号(その一) 相続特別措置法の一部を改正する法律案

(欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置)
第十七条 新法第六十六条の十三第一項に規定する事業年度の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の同項に規定する特例欠損金額について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の旧法第六十六条の十三第一項に規定する特例欠損金額については、なお従前の例による。

2 新法第六十六条の十三第二項第三号及び第三項第三号の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の同条第二項に規定する特例欠損金額について適用する。
(公益法人等の収支計算書の提出に関する経過措置)

第十八条 新法第六十八条の六の規定は、同条に規定する公益法人等の平成九年一月一日以後に開始する事業年度の収支計算書について適用する。
(相続開始前三年以内に取得等をした土地等又は建物等についての相続税の課税価格の計算の特例の廃止に伴う経過措置)

第十九条 平成八年一月一日前に相続若しくは遺贈(贈与者の死亡)により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。)により取得した旧法第六十九条の四第一項に規定する土地等若しくは建物等又は贈与(贈与者の死亡)により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。)により取得した当該土地等若しくは建物等のうち相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第十九条の規定の適用を受けるものでその適用に係る相続が同日前に開始したものに係る相続税については、第三項及び第四項に定めるところによるものを除くほか、なお従前の例による。

2 平成八年一月一日から施行日の前日までの間に相続若しくは遺贈により取得した旧法第六十九条の四第一項に規定する土地等若しくは建物

等又は贈与により取得した当該土地等若しくは建物等のうち相続税法第十九条の規定の適用を受けるものでその適用に係る相続が当該期間内に開始したものに係る相続税については、旧法第十八条の四の規定は、当該相続若しくは遺贈又は贈与により当該土地等又は建物等を取得了者が政令で定めるところにより同条の規定の適用を選択した場合を除き、適用しない。

3 個人が、平成三年一月一日から平成七年十二月三十一日までの間に相続若しくは遺贈により取得した旧法第六十九条の四第一項に規定する土地等又は贈与により取得した当該土地等のうち相続税法第十九条の規定の適用を受けるものでその適用に係る相続が当該期間内に開始したものを有する場合における同法の規定による当該個人に係る相続税額(同法第十九条の規定(同条第一項に規定する贈与税の税額として政令の定めるところにより計算した金額の控除に係る部分に限る。)及び第十九条の二から第二十一条までの規定を適用する前の相続税額をいう。)は、当該個人が次の各号に掲げる者の区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額と、当該土地等について旧法第六十九条の四第一項の規定の適用がなく、かつ、同項に規定する建物等について同項の規定の適用があるものとした場合における当該個人に係る相続税法第十五条第一項に規定する相続税の課税価格に相当する金額に百分の七十の割合を乗じて算出した金額とのいずれか少ない金額とする。

一 旧法第七十条の六第二項の規定の適用がある者 当該個人が同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該個人に係る当該土地等及び当該建物等について旧法第六十九条の四第一項の規定の適用があるものとして当該各号に定めるとこころにより算出した金額(当該個人が相続税法第十八条の規定の適用がある者である

二 前号に掲げる者以外の者 当該個人に係る當該土地等及び當該建物等について旧法第六十九条の四第一項の規定の適用があるものとして相続税法第十五条から第十七条までに定めるところにより算出した金額(当該個人が同法第十八条の規定の適用がある者である場合には、同条の規定を適用して算出した金額)

4 前項の規定により同項の相続税額が同項に規定する百分の七十の割合を乗じて算出した金額とされる個人が、相続税法第十九条の二第一項に規定する配偶者である場合には、当該配偶者については、当該百分の七十の割合を乗じて算出した金額(当該配偶者が同法第十九条の規定の適用がある者である場合には、当該金額から同条第一項の規定により控除すべき同項に規定する贈与税の額として政令の定めるところにより計算した金額を控除した金額)を同法第十九条の二第一項第一号に掲げる金額と、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて算出した金額を同項第二号に掲げる金額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

一 当該配偶者の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者について前項の規定の適用がなく、かつ、当該財産のうち旧法第六十九条の四第一項に規定する土地等及び建物等について同項の規定の適用があるものとして相続税法第十九条の二第一項第一号に定めるところにより算出した金額

二 当該配偶者に係る当該百分の七十に相当する金額が、当該配偶者に係る前項に規定する當該各号に定める金額のうちに占める割合第三項に規定する期間内に相続又は遺贈によ

り財産を取得した個人又は当該個人の相続人（包括受遺者を含む。）が施行日の前日までに相続税についての中告書（当該申告書に係る国税通則法（昭和三十七年法律第ハ十六号）第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）を提出し、又は同法第二十五条の規定による決定を受けている場合において、当該申告又は決定に係る相続税額（当該申告書を提出した後又は当該決定を受けた後同日までに同法第十九条第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があった場合には、当該修正申告又は更正に係る相続税額）が、前一項の規定の適用により過大となることとなつたときは、これらの者は、施行日から六月以内に、税務署長に対し、当該相続税額につき同法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができる。

前項の更正の請求をしようとする者は、第三項に規定する土地等の同項に規定する相続若しくは遺贈又は贈与の時における時価の評価に関する書類を国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書に添付するものとする。

平成三年一月一日から平成七年十二月三十一日までの間に相続若しくは遺贈により取得した旧法第六十九条の四第一項に規定する土地等又は贈与により取得した当該土地等のうち相続税法第十九条の規定の適用を受けるものでその適用に係る相続が当該期間内に開始したものをする個人で、第三項に規定する相続税額が同項の規定により同項に規定する百分の七十の割合を乗じて算出した金額とされるものが、当該相続若しくは遺贈又は贈与により取得した資産で相続税法第十五条第一項に規定する相続税の課税価格の計算の基礎に算入されたものを施行日の前日までに譲渡をしている場合における旧法第三十九条第一項及び租税特別措置法の一部を改正する法律（平成六年法律第二十二号）附則第一項第一号又は第二号に掲げる場合に該当する

九条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第三十九条第一項の規定の適用については、これららの規定中「同法の規定による相続税額」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第二号）附則第十九条第三項に規定する相続税額に相当する金額」とあるのは「相続税法の規定による相続税額に相当する法律（平成八年法律第二号）附則第十九条第三項に規定する金額」とあるのは「当該相続税額に相当する金額」とあるのは「当該相続税額」である。

第五項及び第六項に定めるもののほか、第三項又は第四項の規定の適用がある場合における相続税法第十九条から第二十一条まで及び第二十七条の規定の技術的読み替えその他第三項、第四項又は前項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

（農地等についての贈与税の納税猶予等に係る利子税の特例に関する経過措置）

第二十条 新法第七十条の七第一項及び第二項の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する農地等につき同項に規定する収用交換等による譲渡をしたことにより、新法第七十条の四第十七項第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合について適用する。

2 新法第七十条の七第一項及び第二項の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する農地等につき同項に規定する収用交換等による譲渡をしたことにより、新法第七十条の三第一項に規定する事業協同組合等が有する同項に規定する土地等及び個人又は法人が有する同条第二項に規定する土地等に係る地価税について適用し、平成八年以前の各年の課税時期において旧法第七十条の三第一項に規定する事業協同組合等が有していた同項に規定する土地等及び個人又は法人が有する同条第三項に規定する土地等に係る地価税について適用し、平成八年以前の各年の課税時期において旧法第七十条の三第一項に規定する事業協同組合等が有していた同項に規定する土地等及び個人又は法人が有していいた同条第三項に規定する土地等に係る地価税については、なお従前の例による。

3 新法第七十一条の六の規定は、平成八年以後の各年の課税時期において同条第一項に規定する民間都市開発推進機構が有する同項に規定する土地等に係る地価税について適用する。

4 新法第七十一条の十六の規定は、平成八年以後の各年の課税時期において個人又は法人が有する同条第一項に規定する土地等に係る地価税について適用する。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第二十二条 施行日前に旧法第七十七条の二第二

4 新法第七十条の七第三項及び第四項並びに前項の規定は、平成三年改正法附則第十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三年改正法による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている者について準用する。この場合において必要な技術的読み替えは、政令で定める。

（地価税の特例に関する経過措置）

第二十二条 新法第七十一条第二項の規定は、平成八年以後の各年の課税時期において個人又は法人が有する同条第一項の土地等に係る地価税について適用する。

第二十三条 新法第七十一条の四第一項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する交換分合により取得する同項に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日以後に行われた旧法第七十七条の四第一項に規定する交換分合により取得した同項に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法第七十八条の三第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する組合員又は所員たる中小企業者が同項に規定する事業協同組合等から取得した同項に規定する土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十八条の三第一項に規定する組合員又は所員たる中小企業者が同項に規定する事業協同組合等から取得した同項に規定する土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十八条の三第一項に規定する組合員又は所員たる中小企業者が同項に規定する事業協同組合等から取得した同項に規定する土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第七十八条の三第一項に規定する組合員又は所員たる中小企業者が同項に規定する事業協同組合等から取得した同項に規定する土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例によることとなつた場合に於いて適用する。

4 新法第七十二条の七第一項及び第二項並びに前項の規定は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）。第四項において「平成三年改正法」という。附則第十九条第一項の規定の適用を受けている者について準用する。この場合において必要な技術的読み替えは、政令で定める。

3 新法第七十条の七第三項及び第四項の規定は、施行日以後に同条第三項に規定する特例農地等につき同項に規定する収用交換等による譲渡をしたことにより、新法第七十条の六第一項第一号又は第二号に掲げる場合に該当する

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第二十二条 施行日前に旧法第七十七条の二第二

1 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法第六十一年改正法（昭和六十二年法律第十二号。次号において「昭和六十二年改正法」という。）の施行の日から平成六年三月三十一日までの間で、同項第一号又は第二号に規定する土地又は建物の当該登記に係る登録免許税については、同項中「千分の三十」とあるのは、同表の下欄に掲げる字句に読み替えて同項の規定を適用する。

千分の二十五

二 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九号、以下この項において「昭和五十五年改正法」という。)の施行の日の前日までの間に取得した同条第一項に規定する土地又は建物	千分の二十
三 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第五十号、以下この項において「昭和五十三年改正法」という。)の施行の日の前日までの間に取得した同条第一項に規定する土地又は建物	千分の十六
四 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法の施行の日前に取得した同条第一項に規定する土地又は建物	千分の十二
五 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が昭和五十五年改正法の施行の日前に取得した同条第一項に規定する建物	千分の十六

4 新法第七十八条の三第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する組合員又は所属員たる中小企業者が同項に規定する事業協同組合等から取得する同項に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日以前に旧法第七十八条の三第二項に規定する組合員又は所属員たる中小企業者が同項に規定する事業協同組合等から取得した同項に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 海上運送業を営む者で政令で定めるものが、施行日から海上運送法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間に新造する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法(昭和二十八年法律第一号)第一条に規定する外航船舶(事業の用に供されたことのないものに限る。)のうちその建造につき同法第三条に規定する利子補給契約が締結されたもの(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)で、当該事業の経営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるものの所有権の保有の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、その登記に係る登録免許税の税率は、登録免許法(昭和四十二年法律第三十

6 新法第九条の規定にかかわらず、千分の三(当該外航船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものとして政令で定めるタンカーについては、千分の二)とする。

7 新法第九条の規定に同項に規定する者が新造する同項に規定する外航船舶の建造のための資金の貸付け(当該貸付けに係る債務の保証を含む。)が行われる場合又は当該外航船舶の対価の支払方法が延滞による場合において、その貸付け又は延払いに係る債権(当該保証に係る求償権を含む。)を担保するため受けた当該外航船舶を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けたものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三(同項に規定するタンカーについて

8 日本たばこ産業株式会社が施行日から平成九年三月二十一日までの間に受けた旧法第八十二条の二に規定する登記又は登録については、同条の規定は、なおその効力を有する。

9 新法第八十二条の二の規定は、同条に規定する者が施行日以後に同條に規定する無償又は減額した価額で取得する土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第八十二条の二に規定する者が施行日以後に同條に規定する無償又は減額した価額で取得する土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第八十二条の二に規定する者が同條に規定する無償又は減額した価額で取得した土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

10 施行日から国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律(平成八年法律第六十四号)第四条第一項又は第二項による承認がされた日から五年以内にされたものに係る旧法第八十二条各号に掲げる事項及び施行日から平成十年三月三十一日までの間に中小企業近代化促進法第四条第一項又は第二項の規定による承認がされた同条第一項に規定する中小企業構造改善計画(同項に規定する生産又は経営の規模又は方式の適正化に関する事業について計画が定められているものに限る。以下この項において同じ。)に係る同法第八条第二項又は第三項の規定による承認で、同法第四条第一項又は第二項の規定による承認がされた日から五年以内にされるものに係る旧法第八十二条各号に掲げる事項については、同条の規定は、な

おその効力を有する。この場合において、施行日から平成十年三月三十一日までの間に中小企業近代化促進法第四条第一項又は第二項の規定による承認がされた同条第一項に規定する中小企業構造改善計画に係る同法第八条第二項又は第三項の規定による承認に係る旧法第八十二条各号に掲げる事項に係る同条の規定の適用については、同条中「平成八年三月三十一日までの間に同条第一項」とあるのは、「平成十年三月三十一日までの間に同条第一項」とする。

11 新法第八十三条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する資金の貸付けを受けて行う同項に規定する特定の民間都市開発事業等の用に供する土地の所有権の移転の登記に係る登録免

12 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第三十二条规定する株式会社及び有限公司が施行日から平成九年三月三十一日までの間に受けた旧法第八十四条の表の各号の上欄に掲げる登記については、同条の規定は、なおその効力を有する。

13 (酒税の特例に関する経過措置)

14 第二十二条 平成八年十月一日(以下この条において「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであった酒税法(昭和二十八年法律第六号)第四条第一項に規定する発泡酒に係る酒税については、次項及び第三項に定めるものを除き、なお従前の例による。

15 指定日前に酒類の製造場から移出された酒税法第四条第一項に規定する発泡酒に係る酒税については、次項及び第三項に定めるものを除き、なお従前の例による。

16 おいて「新法の税率」という。)により算出した場

込みに充てることにつき、すべての社員の同意があることその他の政令で定める要件を満たす場合に限る。)には、当該出資の払込みに充てた利益の配当の金額(当該資本の増加により当該資本の総額が三三百万円に達するまでの部分に相当する金額として政令で定める金額に限る)については、所得税を課さない。

この場合において、当該出資の払込みに充てた利益の配当の金額に係る配当所得については、所得税法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用を受ける場合における出資の取得価額の計算の特例その他同項の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

第二十九条第一項中「第二十一條又は」の下に「租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第号)附則第十九条第一項の規定によりなお從前の例による」ととされる同法による改正前の「を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前一項」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十条第一項中「前条第四項」を「前条第三項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。第三十一条第一項中「その者の相続人の下に「(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

第三十一条第一項中「同条第一項又は」を削除する。第五条第一項第一号中「同条第一項又は」を削除する。

第三十二条第一項中「租税特別措置法第八十四条を「租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第号)附則第二十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第八十四条」に改める。

第三十三条第一項中「百分の十五」とあるのは「百分の十二」とを削る。

(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 平成七年一月十七日から施行日の前

日までの間に開始した相続に係る前条の規定による改正前の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十九条第三項に規定する特定土地等が旧法第六十

九条の四第一項に規定する土地等である場合における当該土地等に係る相続税については、な

お従前の例による。

(中小企業近代化促進法の一部改正)

第二十八条 中小企業近代化促進法の一部を次のよう

第八条の見出し中「課税の特例」を「承認」に改め、同条第五項を削る。

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正)

第二十九条 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)の一部を次のよう

和四十四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「第三十一条第五項」を「第三十一条第三項」に改める。

(国有農地等の売払いに関する特別措置法の一
部改正)

第三十条 国有農地等の売払いに関する特別措置法(昭和四十六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「同条第一項又は」を削除する。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第三十一条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「同項の表の第一号及び第二号中「百分の十五」とあるのは「百分の十二」とを削る。

第二十一条第一項中「、その者を中小企業近代化促進法第八条第五項に規定する中小企業者又は法人とみなし」を削る。

(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第三十二条 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する法律(平成五年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三項を削る。

審査報告書

関税定率法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成八年三月二十八日

参議院議長 斎藤 十朗殿

大蔵委員長 片山虎之助

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、ウルグアイ・ラウンド交渉に基づく我が国の関税譲許品目のうち段階的に税率を引き下げていくことを国際的に譲許している一部の鉱工業品について平成十年一月一日から適用されるべき関税率を平成八年四月一日から適用することにより関税率の段階的引下げを前倒しするとともに、平成八年三月三十一日に適用期限の到来する関税の減免税還付制度及び暫定関税率の適用期限の延長等を図るために関税率法及び関税暫定措置法について、災害による關稅の申請等の期限の延長制度等を設けるため関稅法について、それぞれ所要の改正を行なうものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、関税率の改正に当たっては、貿易自由化の流れに基盤を置きながら、国民経済的な視点から、国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある对外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

一、著しい国際化の進展等による貿易量及び出入国者数の伸長等に伴い税関業務が増大、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理に加え、統一を始め、麻薬・覚せい剤、知的財産権侵害等の取締りの強化に対する国際的・社会的要請が高まっていることに鑑み、税関業務の一層の効率化・重点的な運用に努めるとともに、税関業務の特殊性を考慮して、今後とも、中長期的展望に基づく税關職員の定員の確保はもとより、その待遇改善、職場環境の充実等に特段の努力を行なうこと。

減収見込額は、約七十億円、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の原油等関稅減収見込額は、約一億円である。

本法律施行に伴う平成八年度一般会計の関稅

参議院議長 斎藤 十朗殿

衆議院議長 土井たか子

関税定率法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成八年三月二十六日

に係る延滞税のうちその延長した期間に対応する部分の金額は、免除する。

第二百二条の次に次の二条を加える。

(災害による手数料の還付、軽減又は免除)

第二百二条の二 税関長は、次に掲げる貨物に係る第十九条(執務時間外の貨物の積卸し)、第三十三条(執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱い)(第三十六条(許可を受けて保険地域外に置く外国貨物)において準用する場合を含む。)若しくは第六十九条第一項(指定地外検査)(第七十五条(外国貨物の積戻し))において準用する場合を含む。)の許可又は第九十八条第一項(臨時開港)の承認(次項において「許可等」という。)を受けた者が第二百条第一号又は第四号(手数料)の規定により納付した手数料については、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料の額に相当する金額を還付することができる。

一 関税定率法第五十五条第一項第三号(慈善又は救濟のため寄贈された給与品等の免税)に規定する救じゆつのために寄贈された給与品等の免税)に規定する救じゆつのために寄贈された給与品に該当する貨物であつて、特定災害の被災者を支援するためのものに相当する金額を還付することができる。

二 指定地域に所在する保税地域(第三十条第二号(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)の規定により税関長が許可した貨物に係る場所を含む。以下この号及び第三項第二号において同じ。)に当該指定地域に係る特定災害が発生した時に置かれていた貨物であつて、当該貨物の保全その他の理由により緊急に当該保税地域から出す必要があるものその他これに準ずる貨物であると税関長が認めたものがあると認めるときは、政令で定めるところにより、これを免除することができる。

三 第一百二条の二を削る。

(関税暫定措置法の一部改正)

第三条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改止する。

第一条第一項中「平成八年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改め、同条に次の二項を加える。

5 第一項の規定にかかるわらず、条約の規定に基づき我が国が関税に関する最惠国待遇の便益を与える国の生産物のうち、別表第一の五に掲げる物品で平成九年十一月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。

6 前項の規定による関税率の軽減は、関税定率法第五条(便益関税)の規定の適用については、関税についての条約の特別の規定による便益とみなす。

7 税関長は、指定地域に所在する次の表の各号の上欄に掲げる施設が当該指定地域に係る特定災害により損傷したためその業務の遂行に支障が生じていると認めるときは、政令で定めるところにより、その生じている支障の程度に応じ、当該各号の上欄に掲げる施設に係る当該各号の中欄に掲げる行政処分を受けた者が、当該各号の下欄に掲げる規定により納付した手数料の額に相当する金額の全部若しくは一部を還付し、又は当該各号の下欄に掲げる規定により納付すべき手数料を軽減し、若しくは免除することができる。

3 税関長は、前条第一項に規定する証明書類のうち次に掲げるものの交付を請求した者が同条第二項の規定により納付した手数料については、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料の額に相当する金額を還付することができ

る。

一 第一百二条の八第一項の規定に基づく許可類

二 指定地域に所在する保税地域に当該指定地域に係る特定災害が発生した時に置かれていた貨物の当該特定災害による被害に係る証明書類

三 保険業不場
づく許可

四 総合保税地域
づく許可

五 律規定に関する法
施設であつて政令で定めるもの

一 保税蔵置場 許可	第四十二条第一項の規定に基づく 第百条第三号
二 保税工場 許可	第五十六条第一項の規定に基づく 第百条第三号
三 保険業不場 づく許可	第六十二条第一項の規定に基 づく許可 第百条第三号
四 総合保税地域 づく許可	第六十二条第一項の規定に基 づく許可 第百条第三号
五 律規定に関する法 施設であつて政令で定めるもの	当該施設に係る関税に関する法律の規定に基 づく許可 第百条第三号

十一条第一項中「平成八年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第十六条第一項及び第四項並びに第七条第一項中「平成八年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、「場合の課税価格」の下に「に相当するものとして政令で定めることにより算出する価格」を加える。

第七条の六第一項中「第一の七」を「第一の八」に改め、同条第一項及び第三項中「別表第一の七」を「別表第一の八」に改める。

第八条の二第一項中「別表第一の五」に改め、「別表第一の五」を「別表第一の六」に改める。

第八条第一項中「平成八年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、「場合の課税価格」の下に「に相当するものとして政令で定めることにより算出する価格」を加える。

第八条の二第一項第二号中「別表第一又は第一の二」を「別表第一に掲げる物品(別表第一の五に掲げるものを除く)」、別表第一の二に掲げる物品又は別表第一の五に改め、同項第三号中「別表第三及び別表第四」を「別表第三及び別表第四」に改める。

第八条の四第六項中「第百二条の二」を「第二条の二」に改める。

第七条の二第一項中「有機界面活性剤のうちしよ糖脂肪酸エステルの製造又はペーターラクタム系抗生物質の中間物(セフェム環、ペナ

四〇トン」を「一二六、五〇〇トン」に改める。

官 報 (号 外)

別表第一第一一〇一・一二号中「及び」を「又は」に、「並びに」を「及び」に改める。

別表第一第一二一〇七・一〇号を次のように改める。

1110 · 10

アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの、アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの、アルコール蒸留機により蒸留して使用するものに限る。このうち、この号に掲げるエチルアルコール、第一二〇・八六〇号に掲げるウオッカ並びに第二二〇・八九〇号の二の二に掲げるエチルアルコール及び蒸留酒について、当該年度における他のアルコール飲料の需給その他の条件を勘案して政令で定用料の数量（この号の一及び第二二・〇・八項において「共通の限度数量」という。）以内のもの。

無税

別表第一「第二七一〇・〇〇号中」キロリットルにつき一九円に改める。
別表第一「第五〇〇一・〇〇号中」「キログラムにつき一四〇円」を「無税」に改める。
別表第一「第五〇〇一・〇〇号中」「七・五%」を「無税」に改める。
別表第一の二「第四一〇四・一〇号中」「一八五、〇〇〇平方メートル」を「一四、〇〇〇平方メートル」に、「一、三三一、〇〇〇平方メートル」を「一、四六六、〇〇〇平方メートル」に

別表第一の二「第四一〇五・一〇号中「九三一、〇〇〇平方メートル」を「一、〇七〇、〇〇〇平方メートル」に改める。
別表第一の二「第六四〇三・一〇号中「一〇〇一五、〇〇〇足」を「一一、〇一九、〇〇〇足」に改める。
別表第一の七を別表第一の八とし、別表第一の六を別表第一の七とし、別表第一の五を別表第一の六とし、別表第二の四の次に次の二表を加える。

11. 11. 11. 11. 11. 11.

(田) 潤滑油(流動バラフィンを含む。)

B その他のも

(六) その他のもの

石油ガスその他ガス状炭化水素
ガス状のもの

天然ガス

その他のもの

ペトロラタム並びにパラフインろう、ミクロクリスタリン
石油ワックス、スラックワックス、オゾケライド、モンタント
石油ろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する
品で合成その他の方針により得たもの(着色してあるか
ないかを問わない)。

ペトロラタム

一五・一三
一五・三・二九
一七・〇一
一七〇一・一〇
一七・〇七
一七〇七・四〇
一七・一〇
一七一〇・〇〇

石油及び歴青油原油を除く。並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)の水硬性セメント(着色してあるかないか又はクリンカーやボート、スペーサーサルフェートセメントその他これらに類するあるかないかを問わない。)を含む。

ポートランドセメント、アルミニナセメント、スラグセメント、

その他のもの

石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固体燃料で石炭から製造したもの

練炭、豆炭その他これらに類する固体燃料で石炭から製造したもの

高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族高分子の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの

ナフタレン

関税率別表の番号	品名	税率
二五・一〇	天然石膏及び天然無水石膏は硫酸カルシウムから成るプラスチック着色してあるかを問わない。	
二五一〇・一〇	プラスチック	
一一 その他のもの		

官報(号外)

二八三九・一九	ナトリウムのもの
二八三九・九〇	その他のもの
二八四一・一〇	オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩
二八四一・一〇	クロム酸塩(亜鉛又は鉛のものに限る。)
二八四一・一〇	亞マンガン酸塩、マンガン酸塩及び過マンガン酸塩
二八四一・六九	過マンガン酸カリウム
二八四一・六九	その他のもの
二八四一・七〇	モリブデン酸塩
二八四一・八〇	タンクスチン酸塩(ウォルフラム酸塩)
二八四一・一〇	その他の無機酸塩及びペルオキソ酸塩(アジ化物を除く。)
二八四一・九〇	二八四一・九〇
二八四二・九〇	二八四二・九〇
二八四三・九〇	二八四三・九〇
二八四七・〇〇	貴金属の無機又は有機の化合物(化学的に單一であるかないと問わない)、コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム
二八四七・〇〇	その他の化合物及びアマルガム
二八・四九	過酸化水素(尿素により固形化してあるかと問わない)、炭化物(化学的に單一であるかと問わない。)
二八・四九	カルシウムのもの
二八・五〇	水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物(化学的に單一であるかと問わないものとし、第一八・四九項の炭化物に該当するものを除く。)
二九・〇一	非環式炭化水素
二九〇一・一二	不飽和のもの
二九〇一・二三	エチレン
二九〇一・二三	プロパン(プロピレン)
二九〇一・二三	ブテン(チレン)及びその異性体
二九・〇二	環式炭化水素
二九〇一・二〇	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素及びシクロテルペングリセリン
二九〇一・三〇	ベンゼン
二九〇一・七〇	トルエン
二九・〇三	クメン
二九・〇三	炭化水素のハロゲン化誘導体
二九・〇三	非環式炭化水素の塩素化誘導体(飽和のものに限る。)

二九〇三・一	クロロメタン(塩化メチル)及びクロロエタン(塩化工チル)
二九〇三・二	非環式炭化水素の塩素化誘導体(不飽和のものに限る。)
二九〇三・五九	塩化ビニル(クロロエチレン)
二九〇四・一〇	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペングリセリンのハロゲン化誘導体
二九〇四・一〇	その他のもの
二九・〇五	二九・〇五
二九〇五・一二	二九〇五・一二
二九〇五・一三	二九〇五・一三
二九〇五・一四	二九〇五・一四
二九〇五・一六	二九〇五・一六
二九〇五・一七	二九〇五・一七
二九〇六・一四	二九〇六・一四
二九〇六・一九	二九〇六・一九
二九・〇七	二九・〇七
一 ボルネオール	一 ボルネオール
二 その他のもの	二 その他のもの
フェノール及びフェノールアルコール	フェノール及びフェノールアルコール
一 倍フェノール	一 倍フェノール
石炭酸(ヒドロキシベンゼン)及びその塩	石炭酸(ヒドロキシベンゼン)及びその塩
ナフトール及びその塩	ナフトール及びその塩
多価フェノール	多価フェノール
レスルシノール及びその塩	レスルシノール及びその塩

官 報 (号 外)

二九三·一三

卷之三

二九三·四一

二五

三五
一

二五
一九

二九六·一〇

二九正月

二九三

卷之三

二九三三・五九

100

二九四一·〇〇

二二

（和製の新機軸「仁と白をもつてあるがなし」か
を問わない。）

クロム化合物をもととした顔料及び調製品
その他の着色料及び調製品

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

三九・二・一〇	浴槽、シャワーバス及び洗面台 便座及び便器用の覆い
三九・二・九〇	その他のもの
三九・二・三	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品
三九・三・一〇	箱、ケース、クレートその他これらに類する製品 袋(円すい状のものを含む。)
三九・三・二一	エチレンの重合体製のもの
三九・三・二九	その他のプラスチック製のもの
三九・三・三〇	瓶、フラスコその他これらに類する製品
三九・三・四〇	スプール、コップ、ボビンその他これらに類する支持物
三九・三・九〇	その他のもの
三九・一・四	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品
三九・一・〇	食卓用品及び台所用品
三九・一・五	その他のもの
三九・一・九〇	プラスチック製の建築用品(他の項に該当するものを除く。)
三九・一・五	貯蔵槽、タンク、おけその他これらに類する容器(容積が三〇〇リットルを超えるものに限る。)
三九・一・五・一〇	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸の敷居
三九・一・五・三〇	よろい戸、日よけ(ベニシャン)ブラインドを含む。)その他これらに類する製品及びこれらの部分品
三九・一・五・九〇	その他のもの
三九・一・六	その他のプラスチック製品及び第三九・一〇一項から第三一四項までの材料(プラスチックを除く。)から成る製品
三九・一・六・一〇	事務用品及び学用品
三九・一・六・四〇	衣類及び衣類附属品(手袋を含む。)
三九・一・六	小像その他の装飾品
四〇・一・三	再生ゴム(一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。)
四〇・一・五	配合ゴム(加硫してないもので、一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。)
四〇・一・一〇	カーボンブラック又はシリカを配合したもの
四〇〇・五・一〇	ディスペーション(第四〇〇・五・一〇号のものを除く。)及び溶液
四〇〇・五・九一	二 その他のもの
四〇〇・五・九	板、シート及びストリップ

四〇〇五・九九	二 その他のもの
四〇・〇六	一 加硫しないゴムで、その他の形状のもの(例えば、棒、管及び材材及び製品にしたもの(例えば、円盤及びリン
四〇〇六・一〇	ゴムタイヤ更生用のキャメルバックストリップ
四〇〇六・九〇	二 その他のもの
四〇・〇七	一 他の材料により補強し又は他の材料と組み合せたもの(継手などのものに限る。)
四〇〇七・〇〇	二 その他のもの
四〇・〇九	一 細及びひも(加硫したゴムのものに限る。)
四〇・〇九	二 管及びホース(加硫したゴム(硬質ゴムを除く。)のものに限るものとし、継手(例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ)を取り付けてあるかないかを問わない。)
四〇〇九・四〇	三 他の材料により補強し又は他の材料と組み合せたもの(継手などのものに限る。)
四一・一〇	一 その他のもの
四一・一〇・〇〇	二 その他のもの
四三・〇四	一 革又はコンポジションレザーのくず(革製品の製造に適しないものに限る。)及び革の粉
四三・〇四・〇〇	二 人造毛皮及びその製品
四六・〇一	一 さなだその他のこれに類する組物、材料の物品(ストリップ状などしてあるかないかを問わない。)並びに組物材料又はさなだその他のこれに類する組物、材料の物品を平行につないだ物、品を織つた物(シート状のものに限るものとし、敷物をすだれその他最終製品であるかないかを問わない。)敷物及びすだれ(植物性材料製のものに限る。)
四六・一・一〇	二 その他のもの
四八・〇一	一 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙並びにせん孔紙(ローリル状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇一項又は第四八・〇三項の紙を除く。)並びに手書きの紙及び板紙
四八・〇一・一〇	二 手書きの紙及び板紙
四八・〇四	一 写真光紙、感熱紙又は感電子紙の原紙に使用する種類の紙及び板紙
四八・〇四・一	二 さらしてないもの
一 重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下 のもの	一 二 その他のもの

四八〇四・一九	二 その他のもの 重袋用クラフト紙 さらしてないもの	一 重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下 のものの 二・一%
四八〇四・二一	二 その他のもの 二 その他のもの	一・五%
四八〇四・二九	二 その他のもの 一 他のもの	一・一%
四八〇四・五一	二 その他のもの 一 他のもの	一・五%
四八〇四・五一	二 その他のもの 一 他のもの	一・五%
四八〇四・五二	二 その他のもの 一 他のもの	一・五%
四八〇四・五九	二 その他のもの 一 他のもの	一・五%
四八〇四・五九	二 その他のもの 一 他のもの	一・五%
四八〇五・一二	三層以上とのもので、両外層のみをさらしたもの その他もの	一・五%
四八〇五・二二	多層ずきの紙及び板紙 各層をさらしたもの	一・五%
四八〇五・二二	外層の一方のみをさらしたもの	一・五%
四八〇五・二三	一 ジュートライナー 二 その他のもの	一・五%
四八〇五・二九	三層以上のもので、両外層のみをさらしたもの その他もの	一・五%
四八〇五・四〇	一 ジュートライナー及び中しん原紙	一・五%
四八〇五・五〇	一 フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード 重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの(ロール状のものに限る)	一・五%
四八〇五・五〇	一 フェルトペーパー及びフェルトペーパーポード 重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの(ロール状のものに限る)	一・六%
四八〇五・六〇	一 中しん原紙 二 その他のもの ○グラムを超え二五グラム未満のものに限る)	三・一%
四八〇五・七〇	一 中しん原紙 二 その他のもの ○グラムを超え二五グラム未満のものに限る)	六%

平成八年三月二十九日 参議院会議録第九号(その二) 関税定率法等の一部を改正する法律案

七四

官 報 (号外)

平成八年三月二十九日 参議院会議録第九号(その二) 関税定率法等の一部を改正する法律案

五一・〇八

五一〇八・一

綿織物(綿の重量が全重量の八五%以上で、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のに限る)の
漂白してないもの

平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもののうち

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%以下のもので、ボブリン以外のもの

五一〇八・一九

その他の織物のうち

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%以下のもの

五一・〇九

綿織物(綿の重量が全重量の八五%以上で、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるものに限る)
異なる色の糸から成るもの

デニムのうち

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%以下のもの

従量税率	より用従量税率
四三	四三
一八%率八	一八%率八
円三に方及が%	円三に方及が%

従量税率	より用従量税率
四三	四三
一八%率八	一八%率八
円三に方及が%	円三に方及が%

五一〇九・四三

五一・一〇

その他の三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む)の織物のうち
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%以下のもの

五一・一〇

綿織物(綿の重量が全重量の八五%未満のもので、混用織維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のものに限る)の
漂白してないもの

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%以下のもの(経緯糸のうちいずれか一方が%も亞をのを除く)

三 その他のもの

五一〇九・四二

その他の織物
二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%以下のもの(経緯糸のうちいずれか一方が%も亞をのを除く)
二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%以下のもの(経緯糸のうちいずれか一方が%も亞をのを除く)
二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%以下のもの(経緯糸のうちいずれか一方が%も亞をのを除く)
二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%以下のもの(経緯糸のうちいずれか一方が%も亞をのを除く)

七・三%

従量税率	より用従量税率
四三	四三
一八%率八	一八%率八
円三に方及が%	円三に方及が%

従量税率	より用従量税率
四三	四三
一八%率八	一八%率八
円三に方及が%	円三に方及が%

従量税率	より用従量税率
四三	四三
一八%率八	一八%率八
円三に方及が%	円三に方及が%

官 報 (号 外)

六一・一七	六一一五・一九	その他の紡織用纖維製のもの
六二・一七・九〇	六二・一七・九〇	分はクロセ編みのものに限る。)及び衣類又は衣類附属品の部 品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)
六三・〇一	六三・〇一	ベッドリネン、ティブルリネン、トイレットリネン及び キッチンリネン
六三・〇一・一〇	六三・〇一・一〇	ベッドリネン(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限 る。)
六三・〇一・四〇	六三・〇一・四〇	一 ししゆうしたものの、レースを使用したもの及び模 様編みの組織を有するもの
六三・〇三	六三・〇三	一 ししゆうしたものの、レースを使用したもの及び模 様編みの組織を有するもの
六三・〇三・一二	六三・〇三・一二	カーテン(ドレープを含む。)、室内用ブラインド、カーテ ンバランス及びベッドバランス
六三・〇三・一二	六三・〇三・一二	メリヤス編み又はクロセ編みのもの
六三・〇四	六三・〇四	縫製のもの
六三・〇三・一九	六三・〇三・一九	一 ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模 様編みの組織を有するもの
六三・〇四・九一	六三・〇四・九一	合成纖維製のもの
六五・〇五	六五・〇五	一 ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模 様編みの組織を有するもの
六五・〇六	六五・〇六	その他のもの
六五・〇五・一〇	六五・〇五・一〇	一 ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模 様編みの組織を有するもの
六五・〇五・九〇	六五・〇五・九〇	メリヤス編み又はクロセ編みのもの
六五・〇六	六五・〇六	一 ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模 様編みの組織を有するもの
その他もの	その他もの	一 ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模 様編みの組織を有するもの
その他の帽子(裏張りしてあるかないか又はトリミングし てあるかないかを問わない。)	その他の帽子(裏張りしてあるかないか又はトリミングし てあるかないかを問わない。)	一 ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び メリヤス編み又はクロセ編みのもの
帽子(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)及び衣類又は衣類附属品の部 品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	帽子(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)及び衣類又は衣類附属品の部 品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	一 ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び メリヤス編み又はクロセ編みのもの
六一・一七	六一・一七	一四・四%
六二・一七・九〇	六二・一七・九〇	一四・四%
六三・〇一	六三・〇一	一四・四%
六三・〇一・一〇	六三・〇一・一〇	一四・四%
六三・〇一・四〇	六三・〇一・四〇	一四・四%
六三・〇三	六三・〇三	一四・四%
六三・〇三・一二	六三・〇三・一二	一四・四%
六三・〇四	六三・〇四	一四・四%
六三・〇三・一九	六三・〇三・一九	一四・四%
六三・〇四・九一	六三・〇四・九一	一四・四%
六五・〇五	六五・〇五	一四・四%
六五・〇六	六五・〇六	一四・四%
その他もの	その他もの	一四・四%
その他の帽子(裏張りしてあるかないか又はトリミングし てあるかないかを問わない。)	その他の帽子(裏張りしてあるかないか又はトリミングし てあるかないかを問わない。)	一四・四%
帽子(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)及び衣類又は衣類附属品の部 品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	帽子(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)及び衣類又は衣類附属品の部 品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	一四・四%
六一・一七	六一・一七	九・七%

六五〇六・一〇	安全帽子	一革製のもの及び毛皮付きのもの 二その他のもの
六五〇六・九九	その他	その他
六五〇七	帽子用のすべり革、裏カバー、ハットファンデーション、ハットフレーム、ひさし及びあごひも	五・三%
六五〇七・〇〇	傘(つえ兼用傘、ビーチパラソルその他これらに類するもの)を含む)	四・二%
六六・〇一	ビーチパラソルその他これに類する傘	五%
六六・〇一・一〇	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛、羽毛の部分及び鳥の皮並びにこれらに類するもの(この項には、第〇五・〇五項の物品並びに加工した羽軸及び羽茎を含まない)。	四・三%
六七・〇一	人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品	七・三%
六七・〇一・一〇	プラスチック製のもの	四・三%
六七・〇一・九〇	その他の材料製のもの	四・三%
六八・〇五	紙粉状又は粒状の天然又は人造の研磨材料を紡織用纖維、紙板紙その他の材料に付着させたもの	三・一%
六八・〇五・三〇	その他の材料に付着させたもの	三・一%
六八・一一	石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品	三・一%
六八・一一・一〇	紙又は板紙のみに付着させたもの	三・一%
六八・一二	石綿織物(加工したものに限る)、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらに混合物又は石綿の製品(例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスケット。補強してあるかないかを問わないのであるか)を含む)のとし、第六八・一一項又は第六八・一三項の物品を除く。	三・一%
六八・一二・三〇	ひも(組んであるかないかを問わない)。	三・一%
六八・二・四〇	織物及び編物	三・一%
六八・二・六〇	紙、厚紙及びフェルト	三・一%
六八・二・七〇	ジョイント用の圧縮した石綿織維(シート状又はロール状のものに限る)。	三・一%
六八・二・九〇	その他のもの	一・一%
六八・三	ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品(例えば、シャシー、ローペル、ストップブレーキ用、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド)。	一・一%

官 報 (号 外)

参議院会議録第九号(その一) 関税足率法等の一部を改正する法律案

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

九六〇六・二九	ボタン その他ものの 一 目殻製のもの	三・一%
九六・〇七	スライドファスナー及びその部分品 スライドファスナー その他のもの	三・六%
九六〇七・一〇	部 分 品 ボールペン ボールペン 二 その他もの	三・一%
九六〇八・一〇	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及び マーカー 第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの二以上 上の号の物品をセットにしたもの たばこ用ライターその他のライター(機械式であるかないかを問わない)及びその部分品 (着火石及びしんを除く) 携帯用ライター(ガスを燃料として使用するものでガス の詰替えができるものに限る)のうち 貴金属、これを張り若しくはめつした金属、貴石、 半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用し たもの以外のもの くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘア ピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他 これらに類する物品(第八五・一六項の物品を除く)及び これらの部分品 くし、ヘアスライドその他これらに類する物品 その他のもの	四・三%
九六・一三	マーカー 第九六〇八・五〇 九六・一三 九六一三・一〇	五・五%
九六〇八・二〇	フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及び マーカー 第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの二以上 上の号の物品をセットにしたもの たばこ用ライターその他のライター(機械式であるかないかを問わない)及びその部分品 (着火石及びしんを除く) 携帯用ライター(ガスを燃料として使用するものでガス の詰替えができるものに限る)のうち 貴金属、これを張り若しくはめつした金属、貴石、 半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用し たもの以外のもの くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘア ピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他 これらに類する物品(第八五・一六項の物品を除く)及び これらの部分品 くし、ヘアスライドその他これらに類する物品 その他のもの	四・三%
九六一五・一九	一 木製のもの 二 鉄鋼製のもの 三 角、枝角、さんご、アルミニウム製はアイボリー、骨、かめの甲、動物性の彫刻用若しくは細工用の材料製のもの他	三・七%
九六一五・九〇	別表第四第五〇・〇四項を削る。 (施行日) 第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。 (関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置) 第二条 この法律の施行前に第三条の規定による	四・三%
九六・一六	五 その他もの 一 その他もの 二 その他もの 三 香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれら の頭部並びに化粧用のパフ及びパッド 化粧用のパフ及びパッド	四・三%
九六一六・一〇	別表第一第一〇一・一二号中「及び」を「又は」に、「並びに」を「及び」に改める。	四・三%
九六一七・〇〇	別表第一第一〇六・九〇号中 II その他もの ひじき(ヒジキア・フ スイフォルミス) 一〇% に改める。	四・三%
九六・一七	別表第二第二〇一・一一号中 II その他もの 無税 に改める。	四・三%
九六・一七・〇〇	別表第三第五〇・〇一項を削る。 別表第三第五八〇六・三三号を次のように改める。 五八〇六・三一 人造繊維製のもの 一 その他もの 別表第四第五〇〇一・〇〇号を次のように改める。 五〇〇一・〇〇 生糸(よつてないものに限る) II その他もののうち ひじき(ヒジキア・フ スイフォルミス) 一〇% に改める。	四・三%
九六・一七・〇〇	二 その他もののうち 蚕糸糖類価格安定事業團が繭糸価格安定法第一二条の六に 規定する農林水產大臣の承認を受けて平成二三年三月三一日に までに輸入するもの及び絹業を営む者又はその団体が同法第一 二二条の一五に規定する農林水產大臣の認定を受けて平成一 三年三月三一日までに輸入するもの以外のもの	四・三%

改正前の関税暫定措置法第七条の二第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品については、なお從前の例による。

第三条 第三条の規定による改正後の関税暫定措置法第八条第一項の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に輸出される貨物を原料又は材料とした製品に

ことができる者として通商産業大臣の認定を受けている者(以下「認定完成検査実施者」という)が、第三十九条の十一第一項の規定により検査の記録を都道府県知事に届け出た場合

ただし、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、通商産業省令で定めるところにより高圧ガス保安協会(以下「協会」という)又は通商産業大臣が指定する者(以下「指定完成検査機関」という)が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。

第一十一条に次の四項を加える。

2 第一種製造者からその製造のための施設の全部又は一部の引渡しを受け、第五条第一項の許可を受けた者は、その第一種製造者が当該製造のための施設につき既に完成検査を受け、第八条第一号の技術上の基準に適合していると認められ、又は次項第二号の規定による検査の記録の届出をした場合にあっては、当該施設を使用することができる。

3 第十四条第一項又は前条第一項の許可を受けた者は、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更の工事(通商産業省令で定めるものを除く。以下「特定変更工事」という。)を完成したときは、製造のための施設又は第一種貯蔵所を同条第一項又は第三項に改め、同条に次の各号を加える。

一 第五十六条の三第一項から第三項までの特定設備検査合格証によりその旨の確認をすることができるもの²を「次に掲げる設備」に、「前条の」を「前条第一項又は第三項の都道府県知事、協会又は指定完成検査機関が行う」に、「同条を「同条第一項又は第三項」に改め、同条に次の第三項までの特定設備検査を受け、第五十六条の四第一項の特定設備であつて、第五十六条の四第一項第一号に規定する者がその製造をした高圧ガスをその事業所において販売するとき。

二 医療用の圧縮酸素その他の政令で定める売業者³又は同条第一号の規定により販売する者は、通商産業省令で定めるところにより、その販売する高圧ガスであつて通商産業省令で定めるものを購入する者に対して、当該高圧ガスによる災害の発生の防止にし、当該高圧ガスによる災害の発生の防止に關し必要な事項であつて通商産業省令で定めるものを周知させなければならない。ただし、当該高圧ガスを購入する者が第一種製造者、販売業者、第二十四条の三の特定高圧ガス消費者その他通商産業省令で定める者であるときは、この限りでない。

3 都道府県知事は、販売業者又は前条第一号の規定により販売する者(以下「販売業者等」という)が前項の規定により周知させることを怠り、又はその周知の方法が適当でないときは、当該販売業者等に対し、同項の規定により周知させ、又はその周知の方法を改善すべきことを勧告することができる。

第二十二条第三項中「又は販売業者」及び「又は第六条を削る。

第二十四条の二第一項中「又は次の表の上欄に掲げる種類の高圧ガス」を「又は液化酸素その他の高圧ガスであつて当該ガスを相当程度貯蔵

(販売事業の届出)
第一二十条の四 高圧ガスの販売の事業(液化石油ガス法第一条第三項の液化石油ガス販売事業を除く。)を営もうとする者は、販売所ごとに、事業開始の日の二十日前までに、販売をする高圧ガスの種類を記載した書面その他通商産業省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(販売の方法)
第一二十条の六 販売業者等は、通商産業省令で定める技術上の基準に従つて高圧ガスの販売をしなければならない。

2 都道府県知事は、販売業者等の販売の方法が前項の技術上の基準に適合していないと認めるとときは、その技術上の基準に従つて高圧ガスの販売をすべきことを命ずることができる。

第一二十一条第五項を削り、同条第四項中「開始し、又は」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者は占有者は、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の種類を変更したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(販売をするガスの種類の変更)

第二十二条第七項を削り、同条第四項中「開始し、又は」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者は占有者は、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の用途を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第一二十一条第一項中「しよう」とする者は、あらかじめ、輸入をしようとする高圧ガスの性状及びその容器に関する事項であつて通商産業省令で定めるものを記載した書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第一二十二条第一項中「しよう」とする者は、あらかじめ、輸入をしようとする高圧ガス及びその容器につき、輸入をした高圧ガス及びその容器について、都道府県知事が行う検査を受けなければ」に改め、同条第一項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とする。

第一二二条第三項中「又は販売業者」及び「又は第六条を削る。

第二十四条の二第一項中「又は次の表の上欄に掲げる種類の高圧ガス」を「又は液化酸素その他の高圧ガスであつて当該ガスを相当程度貯蔵

一 高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、通商産業省令で定めるところにより協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認めるとおり周知させ、又はその周知の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2 第二十条の三中「第二十条の」を「第二十条第一項又は第三項の都道府県知事、協会又は指定完成検査機関が行う」に、「同条」を「同条第一項第一号に規定する者がその製造をした高圧ガスをその事業所において販売するとき。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告に

くは第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者に、「第六条第一項」を「第六条」に改め、同項第一項中、「販売業者又は高圧ガス貯蔵所を」又は第一種貯蔵所に改め、「第六条及び「販売」を削り、同項ただし書中「高圧ガス貯蔵所の」を第一種貯蔵所のに改め、同項第一号中、「第十四条の三第三項」を削り、「第十八条第二項 第二十六条第四項若しくは第六項」を「第十八条第三項、第二十八条第一項若しくは第四項」に改め、同項第二号中、「第十四条第一項」を削り、「第十八条第一項」を「第十八条第三項」に改め、「若しくは販売」を削り、「高圧ガス貯蔵所を」第一種貯蔵所に改め、同項第四号中、「第十七条の四第一項」を削り、「第十八条第一項」を「第十八条第二項」に改め、「若しくは販売」を削り、「高圧ガス貯蔵所を」第一種貯蔵所に改め、「第十八条第六項」を加え、同項第二号中、「第二十一条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、「若しくは占有者、販売業者を」「その製造」の下に「貯蔵、販売」を加え、同項第一号中、「第十二条第三項」の下に、「第十五条第一項、第十八条第三項、第二十条の六第一項」を加え、同項第二号中、「第二十八条第一項」を「第二十八条第一項又は第二十九条第一項」に改め、同項第一項又は第二項に改める。

官 第三十九条第一項中、「次に」に改め、同条第二号中、「販売業者、高圧ガス貯蔵所の所有者若しくは占有者を」第一種貯蔵所若しくは第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者に、「第六条第一項」を「第六条」に改め、「石油ガス販売事業者」の下に若しくは液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者所又は「第一種貯蔵所」を第一種貯蔵所、販売所又は「第一種貯蔵所」に改め、「第六条及び「販売」を削り、「高圧ガス貯蔵所の」を第一種貯蔵所のに改め、「第六条第一項」を「第六条」に改め、「液化石油ガス販売事業者」に、「第六条第一項」を「第六条」に改め、「液化石油ガス販売事業者」の下に「、液化

石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者を」を加え、「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第三号中「充てん」を「充てん」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 完成検査及び保安検査に係る認定

(完成検査に係る認定)

(第三十九条の一 第二十一条第三項第二号の認定)

(第三十九条の二 第二十二条第一項第二号の認定)

(第三十九条の三 第十五条第一項第二号の認定)

(第三十九条の四 第二十六条第一項第二号の認定)

(第三十九条の五 第二十八条第一項第二号の認定)

(第三十九条の六 第二十九条第一項第二号の認定)

(第三十九条の七 第二十二条第一項第二号の認定)

(第三十九条の八 第二十三条第一項第二号の認定)

(第三十九条の九 第二十四条第一項第二号の認定)

(第三十九条の十 第二十五条第一項第二号の認定)

(第三十九条の十一 第二十六条第一項第二号の認定)

(第三十九条の十二 第二十七条第一項第二号の認定)

(第三十九条の十三 第二十八条第一項第二号の認定)

(第三十九条の十四 第二十九条第一項第二号の認定)

(第三十九条の十五 第三十条第一項第二号の認定)

(第三十九条の十六 第三十一条第一項第二号の認定)

(第三十九条の十七 第三十二条第一項第二号の認定)

(第三十九条の十八 第三十三条第一項第二号の認定)

(第三十九条の十九 第三十四条第一項第二号の認定)

(第三十九条の二十 第三十五条第一項第二号の認定)

(第三十九条の二十一 第三十六条第一項第二号の認定)

う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請に第三十九条の七第二項の書面を添えたときは、この限りでない。

第五条第一項の事業所ごとに、第一種製造者である。通商産業省令で定めるところにより、第一種製造者である。特定施設(通商産業省令で定めるものに限る。以下この章において同じ。)に係るものに限る。以下この章において同じ。)による保安検査を自ら行おうとする者の申請により行つ。

第六条第一項の規定により、第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者又は占有者であつて、当該事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないもの。

第七条第一項の規定により、第一種貯蔵所の所有者又は占有者であつて、当該事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないもの。

第八条第一項の規定により、第一種貯蔵所の所有者又は占有者であつて、当該事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないもの。

第九条第一項の規定により、第一種貯蔵所の所有者又は占有者であつて、当該事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないもの。

第十条第一項の規定により、第一種貯蔵所の所有者又は占有者であつて、当該事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないもの。

第十一条第一項の規定により、第一種貯蔵所の所有者又は占有者であつて、当該事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないもの。

第十二条第一項の規定により、第一種貯蔵所の所有者又は占有者であつて、当該事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないもの。

第十三条第一項の規定により、第一種貯蔵所の所有者又は占有者であつて、当該事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないもの。

第十四条第一項の規定により、第一種貯蔵所の所有者又は占有者であつて、当該事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないもの。

第十五条第一項の規定により、第一種貯蔵所の所有者又は占有者であつて、当該事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないもの。

第十六条第一項の規定により、第一種貯蔵所の所有者又は占有者であつて、当該事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないもの。

第十七条第一項の規定により、第一種貯蔵所の所有者又は占有者であつて、当該事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないもの。

第十八条第一項の規定により、第一種貯蔵所の所有者又は占有者であつて、当該事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないもの。

第十九条第一項の規定により、第一種貯蔵所の所有者又は占有者であつて、当該事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないもの。

第二十条第一項の規定により、第一種貯蔵所の所有者又は占有者であつて、当該事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないもの。

第二十一条第一項の規定により、第一種貯蔵所の所有者又は占有者であつて、当該事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないもの。

第二十二条第一項の規定により、第一種貯蔵所の所有者又は占有者であつて、当該事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないもの。

第二十三条第一項の規定により、第一種貯蔵所の所有者又は占有者であつて、当該事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないもの。

第二十四条第一項の規定により、第一種貯蔵所の所有者又は占有者であつて、当該事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないもの。

第二十五条第一項の規定により、第一種貯蔵所の所有者又は占有者であつて、当該事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないもの。

第二十六条第一項の規定により、第一種貯蔵所の所有者又は占有者であつて、当該事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないもの。

第二十七条第一項の規定により、第一種貯蔵所の所有者又は占有者であつて、当該事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないもの。

第二十八条第一項の規定により、第一種貯蔵所の所有者又は占有者であつて、当該事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないもの。

第二十九条第一項の規定により、第一種貯蔵所の所有者又は占有者であつて、当該事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないもの。

(保安検査に係る認定)

(第三十九条の二十一 第二十二条第一項第二号の認定)

(第三十九条の二十二 第二十三条第一項第二号の認定)

(第三十九条の二十三 第二十四条第一項第二号の認定)

(第三十九条の二十四 第二十五条第一項第二号の認定)

の三第一項第一号の通商産業省令で定める基

準及び第二十一条第五項の通商産業省令で定め
る方法に適合すると認めるときは、その旨を
示す書面を交付するものとする。

3 第一種製造者は、第三十五条第一項第一号

の認定の申請に係る第五条第一項の事業所に
おける保安検査のための組織及び保安検査の

方法について、協会の行う調査を受けること
ができる。

4 協会は、前項の調査をした第五条第一項の
事業所における保安検査のための組織及び保
安検査の方法が第三十九条の五第一項第一号
の通商産業省令で定める基準及び第二十五条
第四項の通商産業省令で定める方法に適合す
ると認めるときは、その旨を示す書面を交付
するものとする。

(認定の更新)

第三十九条の八 第二十条第三項第一号及び第
三十五条第一項第二号の認定は、五年以上十
年以内において政令で定める期間ごとにその
更新を受けなければ、その期間の経過によつ
て、その効力を失う。

2 第三十九条の二、第三十九条の三並びに前
条第一項及び第二項の規定は、第二十条第三
項第一号の認定の更新に準用する。

3 第三十九条の四、第三十九条の五並びに前
条第三項及び第四項の規定は、第三十五条第
一項第二号の認定の更新に準用する。

(変更の届出)

第三十九条の九 認定完成検査実施者は、完成
検査のための組織又は完成検査の方法に变更
があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産

業大臣に届け出なければならない。
2 認定保安検査実施者は、保安検査のための
組織又は保安検査の方法に变更があつたとき
は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け
出なければならない。

(認定を受けた者の義務)

第三十九条の十 認定完成検査実施者は、その
認定を受けた特定変更工事に係る完成検査を行
うときは、完成検査規程に従い、かつ、第
三十九条の三第一項第三号の通商産業省令で定
める条件に適合する知識経験を有する者に
実施させなければならない。

2 認定完成検査実施者は、通商産業省令で定
める項目を記載した検査記録を作成し、これ
を保存し、通商産業大臣からその検査記録の
提出を求められたときは、速やかにそれを提
出しなければならない。

3 前二項の規定は、認定保安検査実施者に準
用する。この場合において、第一項中「特定
変更工事に係る完成検査」とあるのは「特定施
設に係る保安検査」と、「完成検査規程」とあ
るのは「保安検査規程」と、「第三十九条の三
第一項第三号」とあるのは「第三十九条の五第
一項第三号」と読み替えるものとする。

(検査の記録の届出)

第三十九条の十一 認定完成検査実施者は、第
二十条第五項の通商産業省令で定める方法に
より、認定を受けた特定変更工事に係る完成
検査を行い、製造のための施設又は第一種貯
藏所が第八条第一号又は第十六条第二項の技
術上の基準に適合していることを確認したと
きは、都道府県知事に通商産業省令で定める
事項を記載した検査の記録を届け出ることができる。

4 第三十八条第一項の規定により都道府県
知事による高圧ガスの製造又は貯蔵の停止
の命令を受けたとき。

5 都道府県知事により第三十九条第一号又
は第二号の措置をされたとき。

6 第三十九条の三第一項各号又は第三十九
条の五第一項各号のいずれかに該当してい
ないと認められるとき。

7 前条第一項又は第二項の規定による届出
の際に、虚偽の届出を行ったとき。

8 通商産業大臣が第三十九条の十第一項
(同条第三項において準用する場合を含
む。)の規定により検査記録の提出を求めた
場合において、その求めに応じなかつたと
き。

9 第三十九条の六第一項第五号又は第八号
に該当するに至つたとき。

10 不正の手段により第二十条第三項第一号
若しくは第三十五条第一項第二号の認定又
はその更新を受けたとき。

11 第三十八条第一項の規定により第五条第一
項又は第十六条第一項の許可が取り消された
ときは、許可を取り消された第五条第一項の

検査実施者又は認定保安検査実施者が次の各
号の一に該当するときは、第二十条第三項第
二号又は第三十五条第一項第二号の認定を取
り消すことができる。

1 認定を受けている第五条第一項の事業所
又は第一種貯蔵所において高圧ガスによる
災害が発生したとき。

2 認定を受けている第五条第一項の事業所
又は第一種貯蔵所において発火その他高圧
ガスによる災害の発生のおそれのある事故
が発生したとき。

3 第三十六条第一項の通商産業省令で定め
る災害の防止のための応急の措置を講じず、
又は同条第二項の規定による届出を行わなかつたとき。

4 第三十八条第一項の規定により都道府県
知事による高圧ガスの製造又は貯蔵の停止
の命令を受けたとき。

5 都道府県知事により第三十九条第一号又
は第二号の措置をされたとき。

6 第三十九条の三第一項各号又は第三十九
条の五第一項各号のいずれかに該当してい
ないと認められるとき。

7 前条第一項又は第二項の規定による届出
の際に、虚偽の届出を行つたとき。

8 通商産業大臣が第三十九条の十第一項
(同条第三項において準用する場合を含
む。)の規定により検査記録の提出を求めた
場合において、その求めに応じなかつたと
き。

9 第三十九条の六第一項第五号又は第八号
に該当するに至つたとき。

10 不正の手段により第二十条第三項第一号
若しくは第三十五条第一項第二号の認定又
はその更新を受けたとき。

11 第三十八条第一項の規定により第五条第一
項又は第十六条第一項の許可が取り消された
ときは、許可を取り消された第五条第一項の

事業所又は第一種貯蔵所に係る第二十条第三
項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定
は、その効力を失う。

第四十条を次のように改める。

第四十条 削除

第四十一条の見出しを「(製造の方法)」に改
め、同条第一項を削り、同条第二項中「容器製
造業者」を「高圧ガスを充てんするための容器
(以下単に「容器」という。)の製造の事業を行
う者(以下「容器製造業者」という。)に改め、同項
を同条第一項とし、同条第三項中「製造のため
の設備又は」を削り、「前二項」を「前項」に改
め、「その技術上の基準に適合するように製造
のための設備を修理し、若しくは改造し、又
は」を削り、同項を同条第二項とする。

第四十二条及び第四十三条を次のように改
め。

第四十四条第一項中「()」が「」の下に「通
商産業省令で定める方法により」を、「したも
の」の下に「として次条第一項の刻印又は同条第
二項の標章の掲示がされているもの」を加え、
ただし書を次のように改める。

第六十一条及び第六十二条を次のように改
め。

第六十四条の五第一項中「()」が「」の下に「
器製造業者(以下「登録容器製造業者」とい
う。)が製造した容器(通商産業省令で定め
るもの)を除く。」であつて、第四十九条の二
限りでない。

第六十五条第一項の登録又は同条第二項の標章の
掲示がされているもの

第六十六条の三第一項の登録を受けた容
器(外國において本邦に輸出される容器の製
造の事業を行ふ者(以下「外國登録容器製
造業者」という。)が製造した容器(前号の通商
産業省令で定めるものを除く。)であつて、
第四十九条の三十三第二項において準用す
る第四十九条の二十五第一項の刻印又は同

条第二項の標章の掲示がされているもの

三 輸出その他の通商産業省令で定める用途に供する容器

四 高圧ガスを充てんして輸入された容器で一項の次に次の二項を加える。

3 高圧ガスを一度充てんした後再度高圧ガスを充てんすることができないものとして製造された容器(以下「再充てん禁止容器」という)について、第一項の容器検査を受けようとする者は、その容器が再充てん禁止容器である旨を明らかにしなければならない。

第四十五条第三項中「前二項」の下に「第四十九条の二十五第三項の刻印が

一項において同じ。」を加え、「附屬品検査又は

「附屬品検査若しくは」に改め、「受けた後」の

二項において同じ。」を加え、「附屬品検査又は

「附屬品検査若しくは」に改め、「受けた後」の

三項を「第四十四条第四項」に改め、同項第五

項を「附屬品検査又は」を「容器検査若しくは」に改め、「受けた後」の下に「又は自主検査刻印等がされた後」を加え、同項第三項中「附して」を「付して」に、「充てん」を「充てん」に、「前二項を

第一項、第二項及び第四項」に改め、同項を同

条第五項とし、同項第一項中「各号に適合する」

を「各号のいずれにも該当する」に改め、同項第

十九条の「十五第一項(第四十九条の三十三第

一項において準用する場合を含む。次条第一項

第三号において同じ。)若しくは第四十九条の二

十五第二項(第四十九条の三十三第二項におい

て準用する場合を含む。次条第一項第三号にお

いて同じ。」を加える。

第四十六条第一項中「容器検査に合格した」を

削り、「容器に刻印等がされたとき」を「次に掲

げるとき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 容器に刻印等がされたとき。

二 容器に第四十九条の二十五第一項の刻印

又は同条第二項の標章の掲示をしたとき。

三 第四十九条の二十五第一項の刻印又は同

条第二項の標章の掲示(以下「自主検査刻印等」という。)がされている容器を輸入した

とき。

第四十六条第一項中「第二十二条第一項」を

「第二十一條第一項」に改める。

第四十八条第一項中「高圧ガスを容器」の下に「(再充てん禁止容器を除く。以下この項において同じ。)を加え、「各号に」を「各号の」いずれにも改め、同項第一項中「刻印等」の下に「又は自主検査刻印等」を加え、同項第二項中「及び次項」を削り、「第四十九条の三第一項」の下に「又

は第四十九条の二十五第三項(第四十九条の三第一項において準用する場合を含む。以下この項、次項、第四項及び第四十九条の三第一項において同じ。)」を加え、「附屬品検査又は

「附屬品検査若しくは」に改め、「受けた後」の

下に「又は第四十九条の二十五第三項の刻印が

された後」を加え、同項第三項中「第四十四条第

三項」を「第四十四条第四項」に改め、同項第五

項を「附屬品検査又は」を「容器検査若しくは」に改め、「受けた後」の

二項において同じ。」を加え、「附屬品検査又は

「附屬品検査若しくは」に改め、「受けた後」の

三項を「第四十四条第四項」に改め、同項第五

項を「附屬品検査又は」を「容器検査若しくは」に改め、「受けた後」の

二項において同じ。」を加え、「附屬品検査又は

「附屬品検査若しくは」に改め、「受けた後」の

の通商産業省令で定める附屬品に該当するときは、そのバルブが附屬品検査を受け、これに合格し、かつ、第四十九条の三第一項又は第四十九条の二十五第三項の刻印が

さされているものであること。

四 容器検査に合格した後又は自主検査刻印等がされた後加工されていないものである」と。

3 再充てん禁止容器に装置する附屬品につい

て、第一項の附屬品検査を受けようとする者

は、その附屬品が再充てん禁止容器に装置す

るものである旨を明らかにしなければならぬこと。

四 容器検査に合格した後又は自主検査刻印等がされた後加工されていないものである」と。

3 高圧ガスを充てんした再充てん禁止容器及

び高圧ガスを充てんして輸入された再充てん

禁止容器には、再度高圧ガスを充てんしては

ならない。

第四十九条第一項中「者が」の下に「通商産業

省令で定める方法により」を加える。

第四十九条の二第一項中「指定容器検査機関

が」の下に「通商産業省令で定める方法により」

を、「したもの」の下に「として次条第一項の刻

印がされているもの」を加え、ただし書を次の

ように改める。

ただし、次に掲げる附屬品については、こ

の限りでない。

一 第四十九条の五第一項の登録を受けて附

屬品の製造の事業を行つ者(以下「登録附屬品製造業者」という。)が製造した附屬品(通

商産業省令で定めるものを除く。)であつ

て、第四十九条の二十五第三項の刻印がさ

れているもの

一 第四十九条の三十一第一項の登録を受け

て外國において本邦に輸出される附屬品の製造の事業を行つ者(以下「外国登録附屬品製造業者」という。)が製造した附屬品(通

商産業省令で定めるものを除く。)であつ

て、第四十九条の二十五第三項の刻印がさ

れているもの

一 刻印等又は自主検査刻印等がされている

ものであること。

二 第四十六条第一項の表示をしてある」と。

三 バルブ(通商産業省令で定める再充てん

禁止容器にあつては、バルブ及び通商産業省令で定める附屬品(以下この号において

あつて、高圧ガスを充てんしてあるものに装置されている附屬品

第四十九条の二第三項を同条第四項とし、同

条第二項の次に次の二項を加える。

3 再充てん禁止容器に装置する附屬品につい

て、第一項の附屬品検査を受けようとする者

は、その附屬品が再充てん禁止容器に装置す

るものである旨を明らかにしなければならぬこと。

四 第四十九条の三第三項を同条第四項とし、同

条第二項の次に次の二項を加える。

3 再充てん禁止容器に装置する附屬品につい

て、第一項の附屬品検査を受けようとする者

は、その附屬品が再充てん禁止容器に装置す

官報(号外)

六 当該容器又は附属品の品質管理の方法及び検査のための組織に関する事項であつて通商産業省令で定めるもの

3 前項の申請書には、当該容器又は附属品の検査を行う方法を定める規程(以下「容器等検査規程」という。)、工場又は事業場の図面その他の通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。

4 第二項の規定により申請をした者は、当該工場又は事業場における容器等製造設備、容器等検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに第四十九条の七第五号の検査の方法について、通商産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請書に第四十九条の八第二項の書面を添えたときは、この限りでない。

(欠格条項)

第四十九条の六 次の各号の一に該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第四十九条の十七又は第四十九条の三十

二第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行つ役員のうち前二号の一に該当する者があるもの(登録の基準)

第四十九条の七 通商産業大臣は、第四十九条の五第一項の登録の申請が次のいずれにも該当すると認めるときは、登録をしなければならない。

一 容器等製造設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

二 容器等検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

三 品質管理の方法及び検査のための組織が

通商産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

四 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が容器又は附属品の検査を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。

五 容器等検査規程で定める容器又は附属品の検査の方法が第四十四条第一項又は第十九条の二第一項の通商産業省令で定める方法に適合していること。

(協会による調査)

第四十九条の八 容器又は附属品の製造の事業を行う者は、第四十九条の五第一項の登録の申請に係る工場又は事業場における容器等製

造設備、容器等検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに前条第五号の検査の方法について、協会の行う調査を受けることができる。

2 協会は、前項の調査をした工場又は事業場における容器等製造設備、容器等検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに

前条第五号の検査の方法がそれぞれ同様第一号、第二号及び第三号の通商産業省令で定める技術上の基準並びに第四十四条第一項又は

二 登録又はその更新の年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所

三 容器等事業区分

(変更の届出)

第四十九条の十二 登録容器等製造業者は、第四十九条の五第二項第一号又は第三号から第六号までの事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

二 第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行つ役員のうち前二号の一に該当する者があるもの(登録の基準)

第四十九条の七 通商産業大臣は、第四十九条の五第一項の登録の申請が次のいずれにも該当すると認めるときは、登録をしなければならない。

一 容器等製造設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

二 容器等検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

の五第一項の登録を受けた者(以下「登録容器等製造業者」という。)について、容器等製造業者登録簿を備え、次の事項を登録しなければならない。

一 登録及びその更新の年月日並びに登録番号を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。

二 第四十九条の五第二項第一号から第三号までの事項

(登録証)

第四十九条の十一 通商産業大臣は、第四十九条の五第一項の登録又はその更新をしたときは、登録証を交付する。

2 前項の登録証には、次の事項を記載しなければならない。

一 登録又はその更新の年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所

三 容器等事業区分

(登録の訂正)

第四十九条の十三 登録容器等製造業者は、前

二条の規定により届出をする場合において、登録証に記載された事項に変更があつたときは、当該届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならぬ。

一 第四十九条の五第一項の登録

は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第四十九条の五第二項 第三項及び第四項並びに第四十九条の六から前条までの規定

は、前項の登録の更新に準用する。

(登録の更新)

第四十九条の九 第四十九条の五第一項の登録

は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期

間の経過によつて、その効力を失う。

一 容器等製造設備が通商産業省令で定める

登録を汚し、損じ、又は失つたときは、通商産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

2 第四十九条の十六 登録容器等製造業者が当該登録に係る事業を廃止したときは、当該登録は、その効力を失う。

(登録の失効)

第四十九条の十七 通商産業大臣は、登録容器等製造業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第四十四条第一項、第四十五条第三項、第四十九条の三第二項又は第四十九条の十

一の規定に違反したとき。

二 第四十九条の六第一号又は第二号に該当

するに至つたとき。

三 第四十四条第二項、第四十九条の二十

三十の規定による禁止又は命令に違反したとき。

四 不正の手段により第四十九条の五第一項の登録又はその更新を受けたとき。

五 第四十九条の三十一第一項の登録を受けている場合において、当該登録が取り消されたとき。

(登録の消除)

第四十九条の十八 通商産業大臣は、登録容器等製造業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

一 第四十九条の十九 登録容器等製造業者は、その登録が効力を失つたときは、遅滞なく、通商産業大臣にその登録証を返納しなければならない。

(登録証の返納)

第四十九条の二十 何人も、通商産業大臣に対し、容器等製造業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

2 第四十九条の十一 登録容器等製造業者は、登録証の再交付

請求に応じなかつたとき。

七 不正の手段により前条第一項の登録又はその更新を受けたとき。

八 第四十九条の五第一項の登録を受けている場合において、当該登録が取り消されたとき。

2 国は、前項第六号の規定による請求によつて生じた損失を外国登録容器等製造業者に対し補償しなければならない。この場合において、補償すべき損失は、同号の規定による請求によつて通常生ずべき損失とする。

(外国登録容器等製造業者に係る容器等の型式の承認等)

第四十九条の三十三 外国登録容器等製造業者は、製造しようとする容器又は附屬品であつて本邦に輸出されるものの型式について、通商産業大臣の承認を受けることができる。

2 第四十九条の二十一第一項及び第三項、第四十九条の二十二並びに第四十九条の二十八から第四十九条の二十六まで及び第四十九条の三十の規定は前項の承認に、第四十九条の二十一第一項及び第三項、第四十九条の二十二並びに第四十九条の二十八から第四十九条の二十六まで及び第四十九条の三十の規定は前項の承認を受けた者に準用する。この場合において、第四十九条の二十一第一項中「第四十九条の五第一項」とあるのは「第四十九条の三十一第一項」と、第四十九条の二十四第一項中「当該承認に係る型式の容器又は附屬品」とあるのは、「当該承認に係る型式の容器又は附屬品であつて本邦に輸出されるもの」と、第四十九条の二十五第一項及び第二項中「登録容器製造業者」と、「当該承認に係る型式の容器」とあるのは、「当該承認に係る型式の容器」である。

(外国登録容器等製造業者に係る承認の取消し)

第四十九条の三十四 通商産業大臣は、前条第一項の承認を受けた外国登録容器等製造業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 第四十九条の三十一第一項において準用する第四十九条の十二又は前条第二項において準用する第四十九条の二十一第一項の規定に違反したとき。

二 第四十九条の三十一第一項において準用する第四十九条の二十七又は前条第二項において準用する第四十九条の二十六若しくは第四十九条の三十一第一項」と、第四十九条の二十四第一項中「当該承認に係る型式の容器又は附屬品」とあるのは、「当該承認に係る型式の容器又は附屬品であつて本邦に輸出されるもの」と、第四十九条の二十五第一項及び第二項中「登録容器製造業者」と、「当該承認に係る型式の容器」とあるのは、「当該承認に係る型式の容器」である。

(第四十四条第二項中「第四十四条第三項」を規定に違反したとき)

一 第四十九条の三十一第一項において準用する第四十九条の二十七又は前条第二項において準用する第四十九条の二十六若しくは第四十九条の三十一第一項」と、第四十九条の二十四第一項中「当該承認に係る型式の容器又は附屬品」とあるのは、「当該承認に係る型式の容器又は附屬品であつて本邦に輸出されるもの」と、第四十九条の二十五第一項及び第二項中「登録容器製造業者」と、「当該承認に係る型式の容器」とあるのは、「当該承認に係る型式の容器」である。

二 第四十九条の三十一第一項において準用する第四十九条の二十七又は前条第二項において準用する第四十九条の二十六若しくは第四十九条の三十一第一項」と、第四十九条の二十四第一項中「当該承認に係る型式の容器又は附屬品」とあるのは、「当該承認に係る型式の容器又は附屬品であつて本邦に輸出されるもの」と、第四十九条の二十五第一項及び第二項中「登録容器製造業者」と、「当該承認に係る型式の容器」とあるのは、「当該承認に係る型式の容器」である。

三 第六十五条第一項の条件に違反したとき。

四 不正の手段により前条第一項の承認を受けたとき。

式の容器であつて本邦に輸出されるものと、同条第三項中「登録附屬品製造業者」とあるのは「外国登録附屬品製造業者」と、「当該承認に係る型式の附屬品」とあるのは「当該承認に係る型式の附屬品」である。

又は附屬品」と、「期間を定めて」とあるのは「期間を定めて本邦に輸出される容器又は附屬品に」と、第四十九条の三十中「命する」とあるのは「請求する」と読み替えるものとす。

(外國登録容器等製造業者に係る承認の取消し)

第四十九条の三十五 通商産業大臣又は都道府県知事は、第四十九条の三十三第一項の承認を受けた外国登録容器等製造業者が同項の承認に係る型式の附屬品であつて本邦に輸出されると、第四十九条の二十六第一項ただし書に記載する第四十九条の二十四第一項ただし書の適用を受けて製造したものと除く)であつて、容器にあつては第四十四条第四項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二第四項の規格に適合しないものを製造したことにより、当該容器又は当該附屬品の装置された容器に充てんした高圧ガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該容器又は当該附屬品を輸入した者に対し、その輸入した当該容器又は当該附屬品の回収を図ることその他当該容器又は当該附屬品の装置された容器に充てんした高圧ガスによる災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべき」とを命ずることができる。

第五十六条の二の見出し中「容器製造等」を「容器検査所」に改め、同条中「容器製造業者又は「及び「容器の製造の事業又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第五十六条の三第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる特定設備については、この限りでない。

一 第五十六条の六の二第一項の登録を受けた特定設備の製造の事業を行ふ者(以下「登録特定設備製造業者」という)が製造した特定設備(通商産業省令で定めるものを除く)であつて、第五十六条の六の十四第二項の規定により特定設備基準適合証の交付を受けているもの

二 輸出その他の通商産業省令で定める用途に供する特定設備

三 第五十六条の三第二項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

四 第五十六条の六の二十二第一項の登録を受けて外国において本邦に輸出される特定設備の製造の事業を行ふ者(以下「外国登録特定設備製造業者」という)が製造した特定設備(前項第一号の通商産業省令で定めた特定設備(前項第一号の通商産業省令で定められたものを除く))であつて、第五十六条の六の二十二第一項において準用する第五十六条の六の十四第二項の規定による特定設備基準適合証の交付を受けたものを輸入した場合

第五十六条の二の見出し中「容器製造等」を「容器検査所」に改め、同条中「容器製造業者又は「及び「容器の製造の事業又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第五十六条の三第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合、この限りでない。

一 第五十六条の六の二十二第一項の登録を受けて外国において本邦に輸出される特定設備の製造の事業を行ふ者(以下「外国登録特定設備製造業者」という)が製造した特定設備(前項第一号の通商産業省令で定めた特定設備(前項第一号の通商産業省令で定められたものを除く))であつて、第五十六条の六の二十二第一項において準用する第五十六条の六の十四第二項の規定による特定設備基準適合証の交付を受けたものを輸入した場合

二 当該特定設備について、次項の特定設備

検査の申請がされている場合

第五十六条の三第四項中「前三項の特定設備検査においては」を「通商産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関は、通商産業省令で定める方法により前三項の特定設備検査を行い」に改める。

第五十六条の五第一項中「前項」の下に「(第五十六条の六の十五第一項において準用する場合十六条の六の十五第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

第四章第一節中第五十六条の六の次に次の二十二条を加える。

(特定設備製造業者の登録)

第五十六条の六の二 特定設備の製造の事業を行なう者は、通商産業省令で定める特定設備の製造の事業の区分(以下「特定設備事業区分」という。)に従い、その工場又は事業場(以下「事業場」という。)を加える。

2 前項の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定設備事業区分

三 当該特定設備を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

四 当該特定設備の製造のための設備であつて通商産業省令で定めるもの(以下「特定設備製造設備」という。)の名称、性能及び数

五 当該特定設備の検査のための設備であつて通商産業省令で定めるもの(以下「特定設

備検査設備」という。)の名称、性能及び数

六 当該特定設備の品質管理の方法及び検査のための組織に関する事項であつて通商産業省令で定めるもの

前項の申請書には、当該特定設備の検査を行う方法を定める規程(以下「特定設備検査規程」という。)、工場又は事業場の図面その他の通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。

4 第二項の規定により申請をした者は、当該工場又は事業場における特定設備製造設備、特定設備検査設備、品質管理の方法及び検査

のための組織並びに第五十六条の六の四第一項第五号の検査の方法について、通商産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請書に第五十六条の六の五第二項の書面を添えたときは、この限りでない。

(欠格要項)

第五十六条の六の三 次の各号の一に該当する者は、前項第一項の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができない。

二 特定設備検査規程で定める特定設備の検査の方法が第五十六条の三第四項の通商産業省令で定める方法に適合していること。

三 通商産業大臣は、特定設備の検査の実施を適正にするため特に必要があると認めるときは、第五十六条の二第一項の登録に際し、その登録特定設備製造業者が検査を行うことができる特定設備の製造の工程を制限すべき旨を通商産業大臣に申し出ることができる。

(登録の更新)

第五十六条の六の六 第五十六条の二第一項の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第五十六条の六の二第一項、第三項及び第四項並びに第五十六条の三から前条までの規定は、前項の登録の更新に準用する。

(特定設備製造業者登録簿)

第五十六条の六の七 通商産業大臣は、登録特定設備製造業者について、特定設備製造業者登録簿を備え、次の事項を登録しなければならない。

査を受けることができる。

2 協会は、前項の調査をした工場又は事業場における特定設備製造設備、特定設備検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに前条第一項第五号の検査の方法がそれぞれ同項第一号、第二号及び第三号の通商産業省令で定める技術上の基準並びに第五十六条の三第四項の通商産業省令で定める方法に適合すると認めるときは、その旨を示す書面を交付するものとする。

3 協会は、第一項の調査をした場合において、特定設備の検査の実施を適正にするために必要があると認めるときは、第五十六条の六の二第一項の登録に際し、その登録特定設備製造業者が検査を行うことができる特定設備の製造の工程を制限すべき旨を通商産業大臣に申し出ることができる。

4 第五十六条の六の二第一項、第三項及び第四項並びに第五十六条の三から前条までの規定は、前項の登録の更新に準用する。

2 第五十六条の六の二第一項、第三項及び第四項並びに第五十六条の三から前条までの規定は、前項の登録の更新に準用する。

(特定設備製造業者登録簿)

第五十六条の六の七 通商産業大臣は、登録特定設備製造業者について、特定設備製造業者登録簿を備え、次の事項を登録しなければならない。

規定により第三条第一項の登録を拒否したときは、同時に、その理由を示して、その旨を申請者に書面により通知しなければならない。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第六条の見出し中「許可行政厅」を「登録行政厅」に改め、同条第一項中「許可」を「登録」に改め、同項第一号中〔第三条第二項第一号から第五号までの事項について第八条第一項ただし書の販売所の廃止その他通商産業省令で定める軽微な変更以外の変更があつたときに限る。〕を削り、同条第二項を削る。

第七条の見出しを「(標識の掲示)」に改め、同条中「販売所において」を「販売所」とに、「ところにより、その許可を受けたことを証する表示を」を「様式の標識を掲示」に改め、同条に次の一項を加える。

2 液化石油ガス販売事業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

第八条の見出しを「(販売所等の変更の届出)」に改め、同条第一項中「第三条第二項第一号から第五号まで」を「第三条第二項各号」に、「変更しようとする」を「変更した」に、「その許可を異常なく、その登録」に、「の許可を受けなければ」を「届け出なければ」に改め、ただし書を削り、同条第二項及び第三項を削る。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十条第一項中「第四条各号」を「第四条第一項各号」に改め、同条第二項中「許可」を「登録」

に改める。

第十一條中「行なう」を「行う」に、「であつて

その許可をした通商産業大臣又は都道府県知事が定める場合にあつては」に改める。

第十二条 削除

第十三条の見出しを「(規格に適合しない液化石油ガスの販売の禁止等)」に改め、同条中「それが指定した者が第三十条第二項及び第三項の規定により表示を付し、かつ、封を施した容器に充てんされているものでなければ、」を「液化石油ガスの規格として通商産業省令で定めるものに適合しない」に、「であつて容器に充てんされているものを一般消費者等に現に引き渡し」を「を一般消費者等に現に引き渡し」に改め、ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、その登録をした液化石油ガス販売事業者が前項の規定に違反した場合においては、当該液化石油ガス販売事業者に対し、同項の規定による書面を交付し、又は同項各号に掲げる事項を記載した書面を再交付すべき」と命ずる」とができる。

第十五条 削除

第十六条第一項中「販売施設を、その位置、構造又は設備が第五条第一号の」を「その液化石油ガス販売事業の用に供する貯蔵施設を」に改め、「基準」の下に「(通商産業省令で定める量以上に貯蔵する)」を削り、「の貯蔵施設にあつては、第三十七条の通商産業省令で定める技術上の基準。第三項において同じ。」を加え、同条

の見出しを「(貯蔵の届出)」に、「登録」に改める。

第十七条第一項中「高圧ガス取締法」を「高圧ガス保安法」に、「行なわせる」を「行わせる」に、「許可」を「登録」に改める。

第十八条第一項中「高圧ガス取締法」を「高圧ガス保安法」に、「行なわせる」を「行わせる」に、「許可」を「登録」に改める。

第十九条第一項中「開始し、休止し、又は」を削り、「許可」を「登録」に改める。

第二十条第一項中「第六条第一項」を「第六条第一項」に、「許可」を「登録」に改め、同条第二項又は「を削り、「許可」を「登録」に改め、同条第三項中「許可」を「登録」に、「販売施設を貯蔵施設」に改め、同条第三項中「許可」を「登録」に改める。

様とする。

第十四条第四号を次のように改める。

四 第二十七条第一項第一号に規定する調査の方法及び同項第三号に規定する周知の方

法第十四条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五 当該一般消費者等について第一十七条第一項各号に掲げる業務を行う第二十九条第一項の認定を受けた者の氏名又は名称

第十四条に次の二項を加える。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、その登

録を受けた液化石油ガス販売事業者が前項の規定に違反した場合においては、当該液化石油ガス販売事業者に対し、同項の規定による書面を交付し、又は同項各号に掲げる事項を記載した書面を再交付すべき」と命ずる」とができる。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第十六条第一項中「販売施設を、その位置、構造又は設備が第五条第一号の」を「その液化石油ガス販売事業の用に供する貯蔵施設を」に改め、「基準」の下に「(通商産業省令で定める量以上に貯蔵する)」を削り、「の貯蔵施設にあつては、第三十七条の通商産業省令で定める技術上の基準。第三項において同じ。」を加え、同条

の見出しを「(貯蔵の届出)」に、「登録」に改める。

第十七条第一項中「高圧ガス取締法」を「高圧ガス保安法」に、「行なわせる」を「行わせる」に、「許可」を「登録」に改める。

第十八条第一項中「高圧ガス取締法」を「高圧ガス保安法」に、「行なわせる」を「行わせる」に、「許可」を「登録」に改める。

第十九条第一項中「開始し、休止し、又は」を削り、「許可」を「登録」に改める。

第二十条第一項中「第六条第一項」を「第六条第一項」に、「許可」を「登録」に改め、同条第二項又は「を削り、「許可」を「登録」に改め、同条第三項中「許可」を「登録」に、「販売施設を貯蔵施設」に改め、同条第三項中「許可」を「登録」に改める。

「前項」に改める。

第十六条の二第一項中「特定供給設備」を「通商産業省令で定める供給設備(以下「特定供給設備」という。)」に、「第五条第一号」を「第三十七条第一号」に改め、「次項」の下に「第二十七条第一項第一号」を加え、同条第二項中「許可」を「登録」に改める。

第二十一条第一項中「高圧ガス取締法」を「高圧ガス保安法」に改め、「受けている者」の下に「であつて、通商産業省令で定める液化石油ガスの販売に関する経験を有する者」を加え、同条第三項中「高圧ガス取締法」を「高圧ガス保安法」に改める。

第二十二条第一項中「受けている者」の下に「であつて、通商産業省令で定める液化石油ガスの販売に関する経験を有する者」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「許可」を「登録」に改める。

第二十三条の見出しを「(廃止の届出)」に改め、「第二十二条中「高圧ガス取締法」を「高圧ガス保安法」に、「行なわせる」を「行わせる」に、「許可」を「登録」に改める。

第二十四条の見出しを「(登録の失効)」に改め、「同条第一項中「第六条第一項」を「第六条第一項」に、「許可」を「登録」に改め、同条第二項中「第六条第一項又は「を削り、「許可」を「登録」に改め、同条第三項中「許可」を「登録」に改める。

第一十五条の前の見出しを「登録の取消し等」に改め、同条中「許可」を「登録」に改める。

一号中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に、「又は第四号」を、「第四号又は第五号」に改め、同条第一号中「第八条第一項」を「第八条」に改め、同条第三号中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、「第三十六条第四項」を「第二十七条」に改め、同条第四号及び第五号を次のように改める。

四 第十三条规定第二項、第十四条第二項、第十一条の規定による命令に違反したとき。

五 第三十七条の三第一項の規定に違反して貯蔵施設(第十六条第一項の通商産業省令で定める量以上の液化石油ガスを貯蔵するものに限る)又は特定供給設備を使用したとき。

六 条第三項、第十六条の二第二項又は第二十一条の規定による命令に違反したとき。

七 第三十七条の三第一項の通商産業省令で定める量以上の液化石油ガスを貯蔵するものに限る)又は特定供給設備を使用したとき。

(登録の消除)

第二十六条の二 通商産業大臣又は都道府県知事は、液化石油ガス販売事業者の登録がその効力を失ったときは、その登録を消除しなければならない。

第三章を次のように改める。

第三章 保安業務
(保安業務を行う義務)
第二十七条 液化石油ガス販売事業者は、その

販売契約を締結している一般消費者等について次に掲げる業務(以下「保安業務」という。)を行わなければならない。

一 供給設備を点検し、その供給設備が第十六条の二第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようするためによるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその

供給設備により液化石油ガスを供給している液化石油ガス販売事業者に通知する業務

二 消費設備を調査し、その消費設備が第十五条の五の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようするためによるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知する業務

三 液化石油ガスを消費する一般消費者等に對し、液化石油ガスによる災害の発生の防止に関する必要な事項であつて通商産業省令で定めるものを周知させる業務

四 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該液化石油ガスに係る一般消費者等からその事實を通知され、これに対する措置を講ずることを認められたとき、又は自らその事實を知つたときに、速やかにその措置を講ずる業務

前項の規定は、液化石油ガス販売事業者が第一項の認定を受けた者(以下「保安機関」という。)にその認定に係る保安業務

の全部又は一部について委託しているときは、その委託している保安業務の範囲において、その委託に係る一般消費者等については、適用しない。

三 液化石油ガス販売事業者は、保安業務の全部又は一部について自ら行おうとするときは、第二十九条第一項の認定を受けなければならぬ。

(保安業務の委託)

第二十八条 液化石油ガス販売事業者及び保安機関は、保安業務につき委託契約を締結するときは、次の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一 委託に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 委託に係る保安業務の範囲及び期間並びに実施の方法

三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

(認定)

第二十九条 保安業務を行おうとする者は、通商産業省令で定める保安業務の区分(以下「保安業務区分」という。)に従い、一以上の都道府県の区域に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては通商産業大臣の、一の都道府県の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする者は、

る都道府県知事の認定を受けることができる。前項の認定を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 保安業務区分

三 保安業務を行う事業所の所在地

三 第一項の認定の申請は、保安業務に係る一般消費者等の数の範囲を定めしなければならない。

三 第三十条 次の各号の一に該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律若しくは高圧ガス保安法又はこれららの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わら、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十五条の三の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

(認定の基準)

第三十一条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第二十九条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 保安業務に係る技術的能力が通商産業省令で定める基準に適合するものであること。

二 その保安業務により一般消費者等の生命、身体又は財産について損害が生じ、その被害者に対し、その損害の賠償を行うべき場合に備えてるべき措置が通商産業省令で定める基準に適合するものであること。

三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて通商産業省令で定める構成員の構成が保安業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 保安業務以外の業務を行つているときは、その業務を行つることによって保安業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(保安機関の認定の更新)

第三十二条 第二十九条第一項の認定は、五年以上十年以内において政令で定める期間」として、その更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第二十九条第一項及び第三項並びに前条の規定は、前項の認定の更新に準用する。

(一般消費者等の数の増加の認可等)

第三十三条 保安機関は、その保安業務に係る一般消費者等の数を第二十九条第三項の数の範囲を超える增加しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、その認定をした通商産業大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 保安機関は、その保安業務に係る一般消費

者等の数を第二十九条第三項の数の範囲を超えて減少したときは、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその認定をした通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

3 第三十一条(第三号及び第四号を除く。)の規定は、第一項の認可に準用する。

(保安機関の業務等)

第三十四条 保安機関は、保安業務を行うべきときは、通商産業省令で定める基準に従つて、その保安業務を行わなければならない。

2 第三十一条(第三号及び第四号を除く。)の規定は、第一項の認可に準用する。

3 第三十五条の二 通商産業大臣又は都道府県知事は、その認定を受けた保安機関が第三十一条各号に適合しなかつたと認めるときは、その保安機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(認定の取消し)

第三十五条の三 通商産業大臣又は都道府県知事は、その認定を受けた保安機関が次の各号の一に該当するときは、その認定を取り消すことができる。

1 第三十条第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたとき。

2 第三十二条第一項の認可を受けないで保安業務に係る一般消費者等の数を増加したとき。

3 第三十四条第一項の規定に違反したとき。

4 第二十四条第三項、第三十五条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

5 第三十五条第一項の認可を受けた保安業務規程によらないで保安業務を行つたとき。

6 第八十四条第一項の条件に違反したとき。

七 不正の手段により第二十九条第一項の認定又はその更新を受けたとき。

(準用規定)

第三十五条の四 第六条、第八条、第十一条、第十二条及び第二十四条の規定は、保安機関に適用する。この場合において、第六条、第十二条第一項及び第二十四条中「第三条第一項」

とあるのは「第二十九条第一項」と、第六条、第八条、第十一条第二項、第十三条及び第二十四条中「登録」とあるのは「認定」と、第六条、第二十三条及び第二十四条第三項中「液化石油ガス販売事業」とあるのは「保安業務」と、第六条中「第十条第一項」とあるのは「第三十五条の四において準用する第十条第一項」と、第六条第一号及び第三号中「販売所を有する」とあるのは「設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行つ」と、同条第二号中「における販売所」とあるのは「設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務」と、「販売所を設置する」とあるのは「設置される販売所の事業として販売される液化石油ガス的一般消費者等についての保安業務を行つ」と、第八条中「第三条第一項各号」とあるのは「第三十二条第一項第一号及び第三号」と、第十一条第一項中「第四条第一項各号」とあるのは「第三十条各号」と、第二十四条第一項中「第三十五条各号」とあるのは「第三十五条の四において準用する第六条」と、同条第二項中「第十条第一項」とあるのは「第三十五条の四において準用する第十条第二項」と読み替えるものとする。

〔基準適合命令〕

第三十五条の五 都道府県知事は、消費設備が
通商産業省令で定める技術上の基準に適合し
ていないと認めるときは、その所有者又は占
有者に対し、その技術上の基準に適合するよ
うに消費設備を修理し、改造し、又は移転す
べきことを命ぜることができる。

卷之二

卷之三

液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等の保安を確保するための機器であつて通商産業省令で定めるもの（以下「保安確保機器」という。）の設置及び管理の方法が通商産業省令で定める基準に適合していることについて、その登録をした通商産業大臣又は都道府県知事の認定を受けることができる。

前項の認定に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

卷之三

第三十五条の七 前条第一項の認定を受けた液化石油ガス販売事業者(以下「認定液化石油ガス販売事業者」という。)は、通商産業省令で定めるところにより、販売契約を締結している一般消費者等の数及び保安確保機器に係る一般消費者等の数をその認定をした通商産業大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。

(認定液化石油ガス販売事業者等に係る特例)

第三十五条の八 認定液化石油ガス販売事業者

は、第十九条第一項の規定にかわらず、選任すべき業務主任者の数その他業務主任者の選任の方針について通商産業省令で定める基準に従つて業務主任者を選任することができる。

第三十五条の九 認定液化石油ガス販売事業者が販売契約を締結している一般消費者等であつて、保安確保機器により保安が確保されている者についての保安業務を行う保安機関は、第三十四条第一項の規定にかかわらず、供給設備の点検の方法その他の保安業務の方法について通商産業省令で定める基準に従つて保安業務を行なうことができる。

(認定の取消し)

第三十五条の十 通商産業大臣及び都道府県知事は、その認定を受けた認定液化石油ガス販売事業者の保安確保機器の設置及び管理の方法が第三十五条の六第一項の通商産業省令で定める基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その認定を取り消さなければならぬ。

2 通商産業大臣及び都道府県知事は、その認定を受けた認定液化石油ガス販売事業者が第三十五条の七の報告をしない場合であつて、通商産業大臣又は都道府県知事がその認定液化石油ガス販売事業者に対し十日以上の相当な期間を定めて報告すべきことを催告し、当該認定液化石油ガス販売事業者がその期間内に報告をしないときは、当該認定液化石油ガス販売事業者に係る認定を取り消すことができる。

第四章を次のように改める。

第四章 眇藏施設等及び流てんのための

設備

第三十六條 次の各号の一に該当する液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設又は特定供給設

2
ればならない。ただし、貯蔵施設の撤去その他通商産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

第三十七条の三 第三十六条第一項又は前条第一項の許可を受けた液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設を設置し、若しくはその位置、

前項の許可の申請は、貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長の意見書を添えて行わなければならぬ。

第三十七條 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る貯蔵施設又は特定供給設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。

第三十七条の二 第三十六条第一項の許可を受けた液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設の位置、構造若しくは設備を変更しようとするとき、又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置を変更しようとするときは、その許可をした都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

3 第一項の都道府県知事、協会又は指定完成

検査機関が行う完成検査の方法は、通商産業省令で定める。

(充てん設備の許可)

第三十七条の四 供給設備に液化石油ガス(高圧ガス保安法第二条の高压ガスであるものに限る。以下この項、次条第一項及び第四項、第九十八条第五号並びに第九十八条の二第一号において同じ)を充てんしようとする者は、供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備(以下「充てん設備」という。)とともに、その通商産業省令で定める所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る充てん設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。

3 第三十七条の二の規定は、第一項の許可を受けた者(以下「充てん事業者」という。)に準用する。この場合において、同条第一項中「貯蔵施設の位置、構造若しくは設備を変更しようとするとき、又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置」とあるのは「充てん設備の第三十七条の四第一項の通商産業省令で定める所在地、構造、設備又は装置」とあるのは「充てん設備の撤去」と、同条第三項中「前条」とあるのは「第三十七条の四第二項」と、「第一項」とあるのは「第三十七条の四第一項において準用する第三十七条の二第一

項」と読み替えるものとする。

4 前条の規定は、充てん事業者に準用する。この場合において、同条第一項中「貯蔵施設を設置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を変更したとき、又は特定供給設備を設置し、若しくは」とあるのは「充てん設備を設置し、又は」とい、「当該貯蔵施設又は当該特定供給設備」とあるのは「当該充てん設備」と、第三十七条とあるのは「第三十七条の四第二項」と読み替えるものとする。

(液化石油ガスの充てんの作業等)
第三十七条の五 充てん事業者は、その設備が前条第二項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 都道府県知事は、充てん事業者の充てん設備又は充てんの方法が前条第一項又は前項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、その技術上の基準に適合するよう修理し、改造して充てんしなければならない。

3 都道府県知事は、充てん事業者の充てん設備又は充てんの方法が前条第一項又は前項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するよう修理し、改造して充てんしなければならない。

4 第一項の都道府県知事、協会又は指定完成検査機関が行う保安検査の方法は、通商産業省令で定める。

(許可の取消し等)
第三十七条の七 都道府県知事は、第三十六条第一項の許可を受けた者又は充てん事業者が第一項の許可を行なう者となるのに必要な知識及び技能に関する養成施設において、液化石油ガスの充てんを行う者となるのに必要な知識及び技能に関する通商産業省令で定める講習の課程を修了した者に、その設備による供給設備への液化石油ガスの充てんを行わせなければならない。

い。

5 前項の指定に必要な事項は、通商産業省令で定める。

(保安検査)

第三十七条の六 充てん事業者は、充てん設備について、通商産業省令で定めるところにより、定期に、その許可をした都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。ただし、充てん設備について、通商産業省令で定めるところにより、協会又は高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の指定保安検査機関(以下「指定保安検査機関」という。)が行う保安検査を受け、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。

2 前項の保安検査は、充てん設備が第三十七条の四第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行なわれる。

3 協会又は指定保安検査機関は、第一項ただし書の保安検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

4 第一項の都道府県知事、協会又は指定完成検査機関が行う保安検査の方法は、通商産業省令で定める。

ことができる。

一 第十六条第三項、第十六条の二第一項又は第三十七条の五第三項の規定による命令は第三十七条の五第三項の規定による命令に違反したとき。

二 第三十七条の二第一項(第三十七条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定により許可を受けなければならない事項に違反したとき。

三 第三十七条の三第一項(第三十七条の四第四項において準用する場合を含む。)の完

成検査を受けないで、貯蔵施設、特定供給設備又は充てん設備を使用したとき。

4 都道府県知事は、前項の規定により、特定供給設備の使用の停止を命ずるときは、通商産業省令で定めるところにより、当該特定供給設備又は充てん設備を使用されたとき。

5 都道府県知事は、政令で定める事務その他の政令で定める事務を除く。次項において「免状交付事務」という。の全部又は一部を通商産業省令で定める法人に委託することができる。

第三十八条の四の二 都道府県知事は、政令で定めるところにより、この章に規定する液化石油ガス設備士免状の返納に係る事務その他政令で定める事務を除く。次項において「免状交付事務」という。の全部又は一部を通商産業省令で定める法人に委託することができる。

第三十八条の四の三 第三十八条の四の四の次に次の一条を加える。

(免状交付事務の委託)

第三十八条の四の二 都道府県知事は、政令で定めるところにより、この章に規定する液化石油ガス設備士免状に係る事務(液化石油ガス設備士免状の返納に係る事務その他政令で定める事務を除く。次項において「免状交付事務」という。の全部又は一部を通商産業

省令で定める法人に委託することができる。

一の二 第三十五条の六第一項の認定を取り消したとき。

消したとき。

第八十九条中「第五条第一号から第三号までを「第十六条第一項若しくは第二項」に、「若しくは第三十六条第一項」を、「第三十五条の五若しくは第三十七条に改める。

第九十条第一項中「若しくは第三十四条」を削り、
り、同条第二項中「第三十五条において準用する
場合を含む。」を削り、「第三十四条、第三十
七条の八」を「第三十五条の三」に改める。

保安法」に改める。

第九十六条第一号中「許可」を「登録」に改め、同条第二号の次に次の二号を加える。

二の二 第三十七条の七第一項の規定によつて、貯蔵施設、特定供給設備又は充てん設備の

使用の停止の命令に違反した者

第九一六条の二〇、第三二八条の二一、二二項を「第三十八条の四の二第二項又は第三十九条の二二項」に改めること。

第九十八条第一号を次のように改める。

一 削除

「又は第二十一条第一項」を「第二十一条第

四項において準用する場合を含む。)又は第三二、二条の六第一項に依り、同条第三項を次の

十一条の「第一工事」に記す。同鉄道三四年後、
うに改める。

第三十六条规定の許可を受けないで
施設又は特定供給設備を設置した者

第九十八条に次の三号を加える。

五 第三十七条の四第一項の許可を受けないで供給設備に液化石油ガスを充てんした者

六 第三十七条の四第二項において準用する第三十七条の「第一項の規定に違反して充てん設備の第三十七条の四第一項の通商産業省令で定める所在地、構造、設備又は装置を変更した者

第九十八条の一中「第三十八条の七の規定に反した者」を「次の各号の一に該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第三十七条の五第四項の規定に違反して同項の課程を修了した者以外の者に液化石油ガスの充てんを行わせた者

二 第三十八条の七の規定に違反した者

第九十九条第一号を次のように改める。

一 第十三条规定による命令に違反した者

第一百条第一号を同条第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第十四条第二項の規定による命令に違反した者

第一百条第二号中「第三十一条、第三十六条规定、第三十七条の五第一項、第三十八条」を第三十四条第三項、第三十五条の五、第三十七条の五第二項に改める。

第七条の五第二項に改める。

第一百条第三号及び第四号を次のように改め置を変更した者

二
項

第二百四条第一号中「第六条第一項若しくは第二項、第八条第一項、第九条」を「第六条(第三十五条の四において準用する場合を含む。)、第八条(第三十五条の四において準用する場合を含む。)に、「第三十五条又は第三十七条の九」を「第三十五条の四」に、「第二十九条、第三十二条(第三十七条の九において準用する場合を含む。)、第三十七条の四第二項」を「第三十二条第一項、第三十七条の二第一項」に改める。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。^{（ハシナリ）}次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

第一項中高圧ガス取締法第五十九条の二
八第一項の改正規定(同項第四号の三の次に

二 第二条中液化石油ガスの保安の確保及び取扱いの規定に付する
一号を加える部分に限る。) 公布の日

引の適正化に関する法律第三章の改正規定のうち第二十七条第一項(保安業務を規定する

部分に限る。）、第二十九条、第三十条、第一
十二条及び第三十五条（第三項を除く。）に付

規定(認定に係る部分に限る)及び同条第二項の改正規定(第二十九条第一項の認定に係

(高圧ガス取締法の一部改正に伴う経過措置)
る部分に限る。) 平成八年九月一日

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の高圧ガス取締法(以下「高圧ガス」と)¹⁾

締法」という。)第五条第一項の許可を受けて、
る旨(二)からて第一条の規定による改正後の高

ガス保安法(以下「高圧ガス保安法」という。)は

五条第一項第一号又は第二号に該当する者は、同項の許可を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に高圧ガス取締法第五条第一項の許可を受けている者であつて高圧ガス保安法第五条第二項第一号又は第二号に該当する者は、同項の規定による届出をしたものとみなす。

3 この法律の施行前に高圧ガス取締法第五条第一項の規定による届出をした者は、高圧ガス保安法第五条第二項の規定による届出をしたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に高圧ガス取締法第六条の許可を受けている者又はその申請を行つてゐる者は、高圧ガス保安法第二十条の四の規定による届出をしたものとみなす。

5 この法律の施行の際現に高圧ガス取締法第六条の許可を受けて設置されている高圧ガス取締法第八条第三号の販売のための施設であつて高圧ガス保安法第十六条第一項の政令で定めるガスの種類ごとに同項の政令で定める量以上の高圧ガスを貯蔵する貯蔵所に該当するものは、同項の許可を受けたものとみなす。

6 この法律の施行の際現に高圧ガス取締法第六条の許可を受けて設置されている高圧ガス取締法第八条第三号の販売のための施設であつて容積三百立方メートル以上の高圧ガスを貯蔵する貯蔵所(前項の規定により高圧ガス保安法第十六条第一項の許可を受けたものとみなされるものを除く)に該当するものは、高圧ガス保安法第十七条の二第一項の規定による届出をしたものとみなす。

7 この法律の施行の際現に高圧ガス取締法第十

別表第一「第一号の表高圧ガス保安協会の項中「高圧ガス取締法」を「高圧ガス保安法」に改める。

(消費生活用製品安全法の一部改正)
第十三条 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第六号中「高圧ガス取締法」を「高圧ガス保安法」に、「第四十条」を「第四十一条」に改めること。

(石油コンビナート等災害防止法の一部改正)
第十四条 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条、第二条第一号、第一号イ及び第十号、第五条第一項並びに第九条第一項中「高圧ガス取締法」を「高圧ガス保安法」に改める。

第九条第三項中「及び高圧ガス取締法第二十条」を「並びに高圧ガス保安法第二十条」に改めること。

第十条、第十六条第二項及び第四十二条第一項及
第五项中「高圧ガス取締法」を「高圧ガス保安法」に改める。

(大規模地震対策特別措置法の一部改正)
第十五条 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号中「高圧ガス取締法」を「高圧ガス保安法」に改める。

(消費税法の一部改正)
第十六条 消費税法(昭和六十三年法律第一百八号)の一部を次のように改定する。

別表第三第一号の表高圧ガス保安協会の項中「高圧ガス取締法」を「高圧ガス保安法」に改める。

(地価税法の一部改正)
第十七条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号ニ中「高圧ガス取締法」を「高圧ガス保安法」に改め、「第六条(販売事業の許可)及び、第十四条の二第一項(販売のための施設等の変更)」を削り、「若しくは第二十四条の二(若しくは第二十四条の四第一項(消費)」に改め、「若しくは第三号」を削り、「第十六条第二項」の下に「第十八条第一項(貯蔵所)」を加え、「第十四条の三第三項」を削り、同号ホを次のように改める。

(消費)」に改め、「若しくは第三号」を削り、「第十七条の二第一項(貯蔵所)」を加え、「第十九条の二第一項(貯蔵所)」を削り、「第十四条の三第三項」を削り、同号ホを次のように改める。

(水・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第一百四十九号)第三条第一項(事業の登録)の登録を受けた者、同法第八条(販売所等の変更の届出)の届出をした者又は同法第三十六条第一項(貯蔵施設等の設置)の登録を受けた者、同法第八条(販売所等の変更の届出)の届出をした者又は同法第三十九条第一項(貯蔵施設等の設置の許可)若しくは第三十七条の二第一項(変更の許可)の許可を受けた者、これらの登録、届出又は許可に係る同法第十

(地価税法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 前条の規定による改正後の地価税法の規定は、この法律の施行の日以後の各年の地価税法第二条第四号に規定する課税時期(以下この条において「課税時期」という)において個人又は法人(同法第二条第七号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ)が有する土地等(同法第二条第一号に規定する土地等をいう。以下この条において同じ)に係る地価税について適用し、同日前の各年の課税時期において個人又は法人が有していた土地等に係る地価税については、なお従前の例による。

(通商産業省設置法の一部改正)
第十九条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十七号を次のように改める。
四十七 火薬類の取締り及び高圧ガスの保安の確保に関すること。
第五条第三十三号を次のように改める。

三十三 液化石油ガス販売事業者を登録する」と。

第十一條第十一号の二を次のように改める。
十一の二 火薬類の取締り及び高圧ガスの保安の確保に関すること。

一、費用

平成八年度石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計予算に、石炭鉱害事業団における鉱害復旧事業に必要な経費等として約五百四十四億円が計上されている。

なお、新エネルギー・産業技術総合開発機構が石炭鉱害事業団の業務を承継したときは、石炭鉱害事業団における鉱害復旧事業に必要な経費等は、新エネルギー・産業技術総合開発機構

が石炭鉱害事業団における鉱害復旧事業に必要な経費等は、新エネルギー・産業技術総合開発機構における鉱害復旧事業に必要な経費等とするところとされている。

平成八年三月二十八日
参議院議長 斎藤 十郎殿
商工委員長 菅井 哲男
要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政の簡素化及び鉱害復旧の一層の促進に資するため、鉱害の賠償等の円滑な実施及び鉱害の計画的な復旧を図るために業務を新エネルギー・産業技術総合開発機構に一括して行わせるとともに、石炭鉱害事業団を解散する等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

審査報告書
石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案
附帯決議
政府は、本法施行によって石炭鉱害事業団の業務が新エネルギー・産業技術総合開発機構に引き継がれることに伴い、鉱害関連事業に支障を来さないよう十分留意することとのほか、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 累積鉱害の復旧事業、復旧支障事業の処理に積極的に取り組むことにより、法期限内の復旧完了に努めること。

また、鉱害関係諸法の法期限到来後の鉱害処理について、浅所陥没等の鉱害復旧が適切にされよう、指定法人による処理体制等について先行的に検討を進める。

二 新エネルギー・産業技術総合開発機構に移行する職員の待遇については、不利益になるようないよ十分分配するとともに、鉱害業務の推移等を勘案しつつ人員の有効適切な活用等に努めること。

三 行政改革の趣旨にかんがみ、新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務については不斷に見直しを行い、時代に即した効果的な業務が行われるよう努めること。

石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成八年三月二十七日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 斎藤 十朗殿

石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律

石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律)

第九十号)の一部を次のように改正する。

「第三章 石炭鉱害事業団」を「第三章 新エネルギー・産業技術総合開発機構の石炭鉱害の賠償等の業務」に改める。

第三章第一節及び第二節を削る。

第五節 監督(第四十三条・第四十四条)

第六節 拡則(第四十五条・第四十五)

改める。

「第三章 石炭鉱害事業団」を「第三章 新エネルギー・産業技術総合開発機構の石炭鉱害の賠償等の業務」に改める。

第三章第一節及び第二節を削る。

第三章第三節の節名を削り、第三十条の見出しを「(石炭鉱害の賠償等の業務)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

機構は、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十七条)以下「石油代替エネルギー法」という。)第

三十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、鉱害の賠償等の円滑な実施及び鉱害の計画的な復旧を図るために、次の業務を行う。

第三十条第一項第四号イ中「復旧基本計画」の下に「(復旧法第四十八条第一項の復旧基本計画)」を加え、同号ニ及びヘ中「事業団」を「機構」に改める。

第一条中「石炭鉱害事業団」を「新エネルギー・産業技術総合開発機構」に、「行なわせる」を「行なう」に改める。

第三十二条第一項中「事業団」を「機構」に改める。

第三十三条第一項中「事業団」を「機構」に改め、第三章中同条を第十二条とする。

第三十四条第一項中「事業団」を「機構」に改め、第三章中同条を第十二条とする。

第三十五条第一項中「事業団」を「機構」に改め、第三章中同条を第十二条とする。

第三十六条第一項中「事業団」を「機構」に改め、第三章中同条を第十二条とする。

第三十七条第一項中「事業団」を「機構」に改め、第三章中同条を第十二条とする。

第三十八条第一項中「事業団」を「機構」に改め、第三章中同条を第十二条とする。

第三十九条第一項中「事業団」を「機構」に、「取り戻す」を「取り戻す」に改める。

第六十条第一項中「取り戻す」を「取り戻す」に改める。

第六十一条第一項中「事業団」を「機構」に、「取り戻す」を「取り戻す」に改める。

第六十二条第一項中「取り戻す」を「取り戻す」に改める。

第六十三条第一項中「取り戻す」を「取り戻す」に改める。

第六十四条第一項中「取り戻す」を「取り戻す」に改める。

第六十五条第一項中「取り戻す」を「取り戻す」に改める。

第六十六条第一項中「取り戻す」を「取り戻す」に改める。

第六十七条第一項中「取り戻す」を「取り戻す」に改める。

第六十八条第一項中「取り戻す」を「取り戻す」に改める。

第六十九条第一項中「取り戻す」を「取り戻す」に改める。

第七十条第一項中「取り戻す」を「取り戻す」に改める。

第七十一条第一項中「取り戻す」を「取り戻す」に改める。

第七十二条第一項中「取り戻す」を「取り戻す」に改める。

第七十三条第一項中「取り戻す」を「取り戻す」に改める。

第七十四条第一項中「取り戻す」を「取り戻す」に改める。

第七十五条第一項中「取り戻す」を「取り戻す」に改める。

第七十六条第一項中「取り戻す」を「取り戻す」に改める。

第七十七条第一項中「取り戻す」を「取り戻す」に改める。

第七十八条第一項中「取り戻す」を「取り戻す」に改める。

第七十九条第一項中「取り戻す」を「取り戻す」に改める。

第八十条第一項中「取り戻す」を「取り戻す」に改める。

第八十一条第一項中「取り戻す」を「取り戻す」に改める。

る。

第三十三條の二中「事業団」を「機構」に、「第三

十一条第一項第四号チ」を「第十一條第一項第四号

チ」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改

め、同条を第十八条とする。

第三十三条の三中「第三十条第一項第五号」を

「第十二条第一項第五号」に改め、同条を第十七條

とする。

第三章第四節の節名及び第三十四条から第三十

七条までを削る。

第三十二条の見出し中「借入金及び」を削り、同

条第一項中「事業団」を「機構」に、「長期借入金若

しくは短期借入金をし、又は」を「鉱害の賠償等の

円滑な実施及び鉱害の計画的な復旧に関する業務

に必要な費用に充てるため」に改め、同条第二項

及び第三項を次のように改める。

2 前項の規定による債券の債権者は、機構の財

産について他の債権者に先立つて自己の債権の

弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九

年法律第八十九号)の規定による一般の先取特

権に次ぐものとする。

第三十八条第四項中「事業団」を「機構」に改め、同条第六項中「第一項、第四項及び前項」を「前各

項」に改め、同条を第十八條とする。

第三十九條第一項中「事業団」を「機構」に、「取

りもどした」を「取り戻した」に改め、同条第二項

中「事業団」を「機構」に改め、同条を第十九條とす

る。

第三十九條の二中「事業団」を「機構」に、「第三

十条第一項第五号」を「第十二條第一項第五号」に

改め、同条を第二十条とする。

官 報 (号 外)

臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)の規定により事業団に対してもした処分、手続その他の行為又は事業団がした手続その他の行為は、この法律による改正後の石炭鉱業賠償等臨時措置法又は附則第六条の規定による改正後の石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の相当規定により機構に対してもした処分、手続その他の行為又は機構がした手続その他の行為とみなす。

(役員等の秘密保持義務に関する経過措置)

第五条 事業団の役員又は職員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は濫用してはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2 前項の規定により従前の例によることとされる事項に関するこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部改正)

第六条 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十八条中「副理事長一人」を「副理事長二人」に、「八人」を「十人」に改める。

第二十九条第二項中「機構を代表し、理事長が定めるところにより」を「理事長が定めるところにより、機構を代表し」に改める。

第四十四条第三項中「受けた」の下に「ときには、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、」を、「及び」の下に「附属明細書並びに」を、「事業報告書」の下に「及び決算報告書」を加え、「主たる」を「各」に改める。

**附則第十八條から第二十一条までを次のよう
に改める。**

第十八条 機構は、第三十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和二十八年法律第九十七号。以下「賠償法」という。)附則第二条に規定する措置が講じられるまでの間、賠償法第十二条第一項に規定する業務(以下「石炭鉱害賠償等業務」といふ。)

(石炭鉱害賠償等業務の実施に伴う特例)

2 復旧基本計画(臨時石炭鉱業復旧法)(昭和二十七年法律第二百九十五号)第四十八条第一

項の復旧基本計画をいう。)の作成及び変更是、評議員会の議を経なければならない。

前項に定めるもののが理事長の諮問に応じ、鉱害賠償法第二条第二項に規定する私書を以て。以下同様の復

4 に関する重要事項を調査審議する。

評議員は、鉱害の復旧に關し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣の認可を受ける

6 て、理事長が任命する。
評議員の任期は、三年である。

第二十条 附則第十八条の規定により機構が石炭鉱業等業務を行う場合には、当該業務

に係る經理については、その他他の經理と区分

し、特別の勘定を設けて整理しなければなら
よい。

附則第十八條の規定により機構が石炭鉱害
音質等業務を了す場合に、該等は、当該業

取扱等差額不徴の場合には、被相手当社業務に係る業務上の余裕金については、第五十条に規定する方法によるほか、資金運用部へ

の預託により運用することができる。

は、附則第十八条の規定により機構が石炭鉱害賠償等業務を行う場合について準用する。

附則第十八条の規定により機構が石炭鉱害賠償等業務を行う場合には、当該業務に関

し、水利地益税及び共同施設税を課する」と
ができない。

附則第十八条の規定により機構が石炭鉱害賠償等業務を行う場合には、第五十二条中

「これに基づく政令」とあるのは「石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七

号。以下「賠償法」という。並びにこれらに基づく命令」と、第五十三条第二項中「この法

「法律」とあるのは「この法律又は賠償法」と、第五十四条第一項中「」の法律」とあるのは「この法律又は賠償法」とある。

の法律又は賠償法」と「若しくは受託金融機関に対し」とあるのは、「受託金融機関若しくは告費法第一二三四条一項の規定」によるものである。

に取扱法第十三条第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関に対し」と、「若しくは受任金融機関の二あるのは、受托金融機関

若しくは同項の規定により業務の委託を受けた金融機関のと、（たゞし、受託金融機関）

とあるのは「ただし、受託金融機関又は同項の規定により業務の委託を受けた金融機関

と、第五十八条中「受託金融機関」とあるのは

受託金融機関若しくは賠償法第十三条第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関と、第五十九条第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関又は賠償法と、同条第三号中「第三十九条第一項」とあるのは「第五十条第一項及び賠償法第十二条第一項」と、同条第四号中「第五十条」とあるのは「第五十一条第一項」とある。又は附則第二十条第二項とする。

附則第十五条第八項の規定は、附則第十八条の規定により機構が石炭鉱害賠償等業務を行いう場合における委員会の委員並びに機構の役員及び職員について準用する。

(罰則)

第二十一条 前条第六項の規定に違反して、石炭鉱害賠償等業務に係る職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

七条 前条の規定による改正後の石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第四十四条第三項の規定は、平成七年四月一日に始まる事業年度に係る同項に規定する書類から適用する。

(臨時石炭鉱害復旧法の一部改正)

八条 臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号。以下「復旧法」という。)の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項中「石炭鉱害事業団(以下「事業団」という。)」を「新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)」に改め、同条第二項中「事業団」を「機構」に改め、同条第三

(顧問)

第二十条 事業団に、その業務の運営に関する基本的事項に参画させるため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員の任命)

第二十一条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(秘密保持義務)

第二十二条 役員、顧問若しくは職員又はこれらの中の職にあつた者は、第三十条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる業務に係る職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は益用してはならない。

(役員等の公務員たる性質)

第二十三条 役員、顧問及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 新技術審議会

(設置)

第二十四条 事業団に、新技術審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権能)

第二十五条 次の各号に掲げる場合には、理事長は、あらかじめ、審議会の意見を聽かなければならない。

1 新技術の開発に関する基本方針を決定するとき。

2 開発を実施すべき新技術を選定するとき。

3 新技術の開発を実施した結果についてその

成否を認定するとき。

四 新技術の創製に資すると認められる基礎的研究に関する基本方針を決定するとき。

2 審議会は、前項各号に掲げる場合のほか、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の実施に関する専門的事項のうち重要なものを審議すること。

3 審議会は、委員二十五人以内をもつて組織する。

2 審議会に会長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理する。

4 審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第二十七条 委員は、科学技術に関する学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣の認可を受け、理事長が任命する。

(委員の任期)

第二十八条 委員の任期は、二年とする。

2 委員は、再任されることができる。

(准用規定)

第二十九条 第十六条第一項及び第三項並びに第十二十二条の規定は、委員について準用する。

第四章 業務

(業務の範囲)

第三十条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 内外の科学技術情報を収集し、分類し、整理し、保管し、又は提供するほか、これらの

業務を妨げない範囲内において、事業団が保管する科学技術情報を閲覧させること。

四 研究に関する基本方針を決定するとき。

2 研究交流に関し、次に掲げる業務(科学技術庁の所掌事務に係るものに限る。)を行うこと。

イ 外国の研究者の受け入れに係る支援、国内及び国外の試験研究機関への研究者の派遣、研究集会の開催、外国の研究者のための宿舎の設置及び運営その他の研究者の交換を促進するための業務

ロ 科学技術に関する試験研究を行う者が科学技術に関する試験研究を共同して行うこと(當利を目的とする団体が他の當利を目的とする団体との間で行う場合を除く。)についてあせんする業務

三 科学技術に関する試験研究を行う者に対する試験研究を効果的かつ効率的に行うために必要な人的及び技術的援助を行い、並びに資材及び設備を提供する業務(科学技術庁の所掌事務に係るものに限る。)を行うこと。

四 科学技術に関する知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。

五 新技術の創製に資することとなる初期的段階の技術に関する知見を探索することを内容とする基礎的研究を行い、その成果を普及すること。

六 企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して開発を実施し、その成果を普及するほか、新技術の開発について企業等にあせんすること。

2 事業団は、新技術の開発の成果を企業に実施させようとするときは、当該成果を実施させる企業の選定について、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 事業団は、新技術の開発の成果を企業に実施させようとするときは、当該成果を実施させる企業の選定について、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 事業団は、新技術の開発の成果を企業に実施させようとするときは、当該成果を実施させる企業の選定について、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 事業団は、新技術の開発の成果を企業に実施させようとするときは、当該成果を実施させる企業の選定について、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

6 事業団は、新技術の開発の成果を企業に実施させようとするときは、当該成果を実施させる企業の選定について、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

7 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行つ

八 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2 事業団は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

3 事業団は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 事業団は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5 事業団は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

6 事業団は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

7 事業団は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

8 事業団は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

9 事業団は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

10 事業団は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

11 事業団は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

12 事業団は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

13 事業団は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

14 事業団は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

15 事業団は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

16 事業団は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

17 事業団は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

18 事業団は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

19 事業団は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

20 事業団は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

21 事業団は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

22 事業団は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

23 事業団は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

24 事業団は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

25 事業団は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

官 報 (号 外)

立国会図書館その他の関係機関の文献及び資料の利用を図るほか、関係機関と緊密に協力しなければならない。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第三十五条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

(事業計画等の認可)

第三十六条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十七条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書以下「財務諸表」というを作成し、当該事業年度の終了後三月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書及び決算報告書を各務所に備えて置かなければならない。

(書類の送付)

第三十八条 事業団は、第三十六条又は前条第一

項の規定による認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る事業計画、予算及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

(区分経理)

第三十九条 事業団は、文献情報提供業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「文献情報提供勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第四十条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、そ

の残余の額(文献情報提供勘定においては、当該勘定に係る残余の額に政令で定める率を乗じて得た額以上の額)は積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、文献情報提供勘定において、前項に規定する残余の額から同項の規定により積立金として整理した額を控除してなお残余があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その残

余の額を出資者の出資に対しそれぞれの出資額に応じて分配することができる。

3 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、そ

の不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第四十一条 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年

度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第四十二条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他内閣総理大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第四十三条 事業団は、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十四条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

8 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

9 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

10 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(総理府令への委任)

第四十五条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に必要な事項は、総理府令で定める。

(解散)

第四十六条 事業団は、解散した場合において、

その債務を弁済してなお残余財産があるとき

するものとする。

(関係行政機関の長の協力)

第四十七条 事業団は、内閣総理大臣が監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必

要があると認めるときは、事業団に対してその

業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(監督)

第四十八条 関係行政機関の長は、事業団の行う

科学技術情報の収集について、できる限り協力

するものとする。

(解散)

第四十九条 事業団は、解散した場合において、

その債務を弁済してなお残余財産があるとき

するものとする。

(清算)

第五十条 事業団は、清算の場合は、内閣総理大臣

は、当該残余財産の額のうち、文献情報提供勘定に属する額に相当する額を文献情報提供勘定

に係る各出資者に対し、文献情報提供勘定以外

の一般の勘定(以下この条において「一般勘定」

官 報 (号 外)

6 センターが発行した出資証券の上に存在する質権は、第六条第一項の規定により出資者が受けるべき事業団の出資証券の上に存在する。

7 第一項の規定によりセンターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(持分の払戻し)

第七条 前条第五項の規定により政府以外の者が

事業団に出資したものとされた金額について

は、当該政府以外の者は、事業団に対し、その

成立の日から起算して一月を経過する日までの

間に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。

2 事業団は、前項の規定による請求があつたときは、第七条第一項の規定にかかわらず、当該

持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、事業団は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(新技術事業団の解散等)

第八条 新技術事業団は、事業団の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2 新技術事業団の平成八年四月一日に始まる事業年度は、新技術事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 新技術事業団の平成八年四月一日に始まる事業年度に係る決算及び財務諸表については、な

お従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

4 第一項の規定により事業団が新技術事業団の

権利及び義務を承継したときは、その承継の際ににおける新技術事業団に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に文献情報提供業務以外の事業団の業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

5 第一項の規定により新技術事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(非課税)

第六条 附則第六条第一項及び前条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対して

該承継に係る不動産若しくは土地の取得に対する特別土地保有税又は自動車取得税を課すことができない。

2 事業団が附則第六条第一項及び前条第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、センター又は新技術事業団ができる。

昭和四十四年一月一日前に取得したもの及び地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において都市計画法(昭和四十年法律第二百一十六号)第七条第一項に規定する特別土地保有税を課すことができる。

3 前項の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本科学技術情報センター法(第十

二号)

二 新技術事業団法(昭和三十六年法律第八十

二号)

三 条を除く)又は新技術事業団法(第十二条及

び第二十五条を除く)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

4 第十五条 附則第十三条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 前条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録について、登録免許税を課さない。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行の際現に科学技術振興事

業団という名称を使用している者については、

第九条の規定は、この法律の施行後六月間は、

適用しない。

第十二条 事業団の最初の事業年度は、第三十五

条の規定にかかわらず、その成立の日が始ま

り、平成九年三月三十一日に終わるものとす

る。

第十三条 事業団の最初の事業年度の事業計画、

予算及び資金計画については、第三十六条中

「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業

団の成立後連続なく」とする。

日本科学技術情報センター法及び新技術事業

団法の廃止)

第十四条 次の法律は、廃止する。

一 日本科学技術情報センター法

二 新技術事業団法(昭和三十六年法律第八十

二号)

三 条を除く)又は新技術事業団法(第十二条及

び第二十五条を除く)の規定によりした処分、

手続その他の行為は、この法律中の相当する規

定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十五条 附則第十三条の規定の施行前にした行

為に対する罰則の適用については、なお従前の

例による。

第十六条 新技術事業団の役員若しくは職員又は

新技術審議会の委員であつた者に係るその職務

について知得した秘密を漏らし、又は盗用して

はならない義務については、附則第十三条の規定の施行後も、なお従前の例による。

2 前項の規定により従前の例によることとされ

る事項に係る附則第十三条の規定の施行後にし

た行為に対する罰則の適用については、なお従

前の例による。

第十七条 所得税法(昭和四十年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表新技術事業団の項を削

る。

第十八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表新技術事業団の項を削

る。

第十九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一新技術事業団の項を削

る。

(印紙税法の一部改正)

第二十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一新技術事業団の項を削

る。

(登録免許税法の一部改正)

第二十一条 消費税法(昭和六十三年法律第七百八号)の一部を次のように改正する。

別表第一新技術事業団の項を削

る。

(消費税法の一部改正)

第二十二条 消費税法(昭和六十三年法律第七百八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表新技術事業団の項を削

る。

(地価税法の一部改正)

第二十三条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

官 報 (号外)

別表第一 第二十五条中「日本科学技術情報センター」を「科学技術振興事業団」に改める。
(地方税法の一部改正)

第二十三条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「新技術事業団」を削る。

第七十三条の四第一項第十三号中「新技術事業団が新技術事業団法(昭和三十六年法律第八十二号)第二十八条第五号」を「科学技術振興事業団が科学技術振興事業団法(平成八年法律第二号)第三十条第一項第二号イ」に改める。

第三百四十九条の三第二十六項中「新技術事業団が所有し、かつ、直接新技術事業団法第二十八条第二号に規定する」を「科学技術振興事業団が所有し、かつ、直接科学技術振興事業団法第二十条第一項第五号に規定する基礎的研究に係る」に、「新技術事業団が所有し、かつ、直接同条第五号」を「科学技術振興事業団が所有し、かつ、直接同条第一項第二号イ」に改める。

第七百一条の四十一第一項の表第一号の二中「日本科学技術情報センター」を「科学技術振興事業団」に改める。

(科学技術厅設置法の一部改正)

第二十四条 科学技術厅設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十号中「日本科学技術情報センター」及び「新技術事業団」を削り、「及び宇宙開発事業団」を「宇宙開発事業団及び科学技術振興事業団」に改める。

官 報 (号 外)

第明治三十五年三月三十日
郵便物認可

平成八年二月二十九日 参議院会議録第九号(その二)

発行所
〒105 東京都港区
虎ノ門二丁目三番四号
大蔵省印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体
送 別
料 四〇〇円
四一一日)